

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の教育・研究誌

経済科学通信

第24号

1979年2月

■大会特集・独占資本主義はどうとらえるか

- | | |
|-----------------------------|--|
| 本特集によせて | 編 集 局 (1) |
| 独占資本主義論の方法と体系 | 高須賀 義 博 (2) |
| 金融資本と独占利潤法則 | 森 岡 孝 二 (13)
——ヒルファディング創業利得論の検討を中心に—— |
| 森岡報告についてのコメント | 佐々木 秀 太 (27) |
| 〔研究展望〕独占資本主義論の動向をめぐって | (30) |

経済学基礎教室

- 日本の軍拡志向の経済的側面 坂 井 昭 夫 (38)

誌 上 討 論

- 科学的な科学技術労働論展開のために 鈴 木 章 二 (52)
——戸名氏の反批判に答えつつ——

書 評

- ハリー・ブレーヴァマン著『労働と独占資本』 二 宮 厚 美 優 (58)

- 雑誌文献紹介 (1) (65)

基礎研だより

- 研究所総会・研究科開講式を終えて (72)

読者からのたより

- 『講座現代経済学Ⅰ』を読んで 杉 本 末 吉 (73)

基 础 経 済 科 学 研 究 所

本 特 集 に よ せ て

本号の特集の産みの母となったのは、昨年夏3日間にわたって開催された基礎研第1回研究大会である。20数名にのぼった報告者、院生あり労働者あり教員ありというその多彩な顔ぶれ、その多岐にわたる論点の白熱した討論——この研究大会の1コマ1コマは、働きつつ学び研究する基礎研の心意気をくっきりと浮きだたせるものであった（その詳細については前号の「基礎研だより」を参照）。自由論題の報告者には、おいおい本誌上に登場を願うとして、とりあえず本号では、独占資本主義の経済的本質・その研究方法をめぐって展開された全体集会の講演と報告を掲載する。

研究科の発足以来、私たちをとらえてはなさなかつた中心的テーマの一つは、「資本論体系」と現代資本主義論・現代民主主義論との間をいかに架橋すべきか、という問題であった（たとえば「資本論・現代資本主義・民主主義」と題した本誌第17号の特集を参照）。その際、資本論の論理を現代資本主義分析にまで具体化しようとする時、たちどころに逢着する難問は、資本論と帝国主義論との関係いかんという周知の問題であり、そこから発生する一連の問題群の連鎖なのである。「資本論体系」なり、レーニンの「二つのみち」理論なりは、独占資本の支配する時代には、変容され、「汚染」されるのかどうか。そもそも独占資本や金融資本といった概念は、資本論との関連で、いかに把えられるべきなのか、等々。私たちも、資本論を現状分析の武器として鍛えあげるために、この問題を避けてとおるわけにはいかないので

あって、今回全体集会の成果を、「独占資本主義をどうとらえるか」という視角から編集したのは、このような問題意識にたってのことにはかならない。

最近、労作『独占資本主義論の展望』を編集された高須賀義博氏による記念講演は、「独占資本主義論の方法と体系」という板めて野心的なものであり、その構想の雄大さとその論旨の明確さの点で、聴衆の胸に深い印象を刻みこんだものである。今回、講演内容を一層展開した力作をお寄せいただいた氏にたいして厚く御礼申しあげる。また森岡孝二氏には、当日の基調報告をふまえて、金融資本概念についての自説を一層積極的に展開した労作を寄せていただいた。また働きつつ学ぶ人々が、独占資本主義にかんする理論問題の理解を深めるうえでの手立てとして、従来の主要な研究業績の概観を試みた「研究展望」の企画も、実現することができた。

周知のとおり、現在この問題の理解をめぐっては、まさに百家争鳴の觀があり、できあいの即席「基礎研理論」なるものがあるわけではなくてない。私たちは今後、働きつつ学ぶ無数の真剣な営みのなかで、現実の具体的表象と実践感覚の養分を存分に吸収するなかでしか、生氣ある・実生活を全面的に反映する独占資本主義論が生まれないであろうという予感をもつとともに、本特集が、この問題をめぐる研究所内外の真剣な論争をよびおこす機縁となることを期待したい。

編 集 局

独占資本主義論の方法と体系

高須賀義博

本日ここに「働きつつ学ぶ権利を担う」ユニークな研究者集団の研究会でお話しをする機会にめぐまれたことはわたくしのきわめて光栄とするところであります。わたくしども東京で「独占研究会」なるものを持ってますが、これは歴史だけは旧くてもう15年以上続いていますが、まったくの同好会であります。入会資格も会費もない組織です。この点で組織目的も組織原則もはっきりしているこの研究会とは比すべきものではありませんが、今日のわたくしの話しが両研究会の相互交流あるいは相互討論のきっかけにでもなればうれしいと思います。

御承知かと思いますが、わたくしは今年の5月「独占研究会」の方々の協力をえて『独占資本主義論の展望』(1978年 東洋経済新報社)という本を出版しました。わたくしが編者ということになっていますが、編者として当然なすべき内容の統一はいっさいいたしませんでしたので、編者の仕事はこの本の編別構成を考え、人選を行ない、あとは執拗に原稿の催促をするだけがありました。その点ではまったく編者失格といつてもいいのですが、それでも独占資本主義論の展望をどういう編別構成で行なうべきかということについては大変苦慮いたしました。当然のことながらそれには一定の体系性が要請されます。独占資本主義論の展望の体系性は同時に独占資本主義論の体系性に対応しなければならぬことはいうまでもありません。色々考えた末に結局『展望』の構成は、第1章「独占資本主義の段階的特質」(方法論)、第2章「独占資本主義の構造的特徴」、第3章「独占資本主義論の基礎カテゴリー」、第4章「独占資本主義の動態」(恐慌の形態変化論)、第5章「国家独占資本主義論」、第6章「グローバル・シス

テムとしての独占資本主義」という6章編成の構成となったわけです。今日のわたくしがお話ししたいことは、このような構成をとったときに考えさせられたこと、つまり独占資本主義論の方法と体系は一体如何にあるべきかという点であります。この点についてわたくしの考えを率直に提示します。皆様方の忌憚のない御意見をきかせていただけたら幸いです。ただし御意見は、一神教の宗教裁判の形ではなく、神々の饗宴の形でおきかせ願いたいと思います。

問題の限定

まず今から論ずる独占資本主義論の対象を限定しておく必要があります。「独占資本主義論の方法と体系」をテーマとしているながら問題を限定するのは邪道かとも思われますが、時間的制約のためにやむをえないことであります。

周知のように、レーニンは「帝国主義のもっとも深い基礎は独占である」とい、「帝国主義とは資本主義の独占段階である」ともいっていますが、本間要一郎氏が指摘していますように(『展望』3—4ページ)、独占資本主義といふばあいと帝国主義といふばあいとでは若干のニューアンスの差があります。独占資本主義論といふばあいは「個々の国民的次元」での議論であり、帝国主義論といふばあいは「独占資本主義諸国、あるいは、その他諸国との国際的諸関係の形成、つまり、グローバルな独占的支配体制の成立」を視野に入れた議論というのが本間氏の解釈であります。このような解釈を許すようなニューアンスの差が確かにあるように思われます。資本主義の新段階の特質なり本質なりを、個々の国民経済の次元で把握するか、あるいは、グローバルな位相において把握するか

では、理論および理論体系の性格が異なってくるのは当然であります。いうまでもなくレーニンの『帝国主義論』は両者を含んでおりますが、やや図式的に区分しますと、レーニン『帝国主義論』の5つの基本標識中第1・2標識は前者に關係し、残りの3つは後者に關係するといえましょう。ここでは前者に焦点をあわせて考察を進めるというのが、わたくしの話しの第1の限定であります。

独占資本主義論というばあいもう1つ留意しておかねばならない点があります。それは独占資本主義と国家独占資本主義（以下国独資と略す）との関連をどのように把握するかということであります。国独資の成立時期を何時の時点に求めるか意見のわかれるところですが、有力見解の1つである大内力氏の見解によれば、1930年代初期における管理通貨制への移行をもってそのメルクマールにしています。独占資本主義と国独資とを歴史的時代と考えますと、独占資本主義の時期は20世紀初頭からそれまでの30年間ということになってしまい、独占資本主義という特殊な理論的カテゴリーで総括できる社会構成体といってよいかどうか疑問が生じてくるかと思われます。30年という期間は理論的カテゴリーを確立するのにはあまりにも短いといえます。この問題についてのわたくしの考え方は以下の通りです。独占資本主義というものは、その成立から国独資の成立にいたるまでの特定の歴史時代に成立した資本主義のことではなく、独占資本が新しい理論的カテゴリーとして成立した以降の資本主義を総括的にさるものであって、国独資成立以降においても国家の経済への介入を捨象した次元では、独占資本主義と考えるべきであるということです。この点は方法論的にはやっかいな問題を含んでいますが、ここでは省略いたします。この点は「問題の限定」といいうよりは、わたくしの独占資本主義観であり、本日の話しの大前提です。この意味での独占資本主義の理論的解明は如何にあるべきかということが、本日のテーマであります。

序曲——西ドイツにおける国独資論争

資本主義の新しい段階としての独占資本主義をマルクス主義の方法にもとづいて分析することがわれわれ共通の課題であるといってよいと思います。そのばあいマルクス主義の方法にもとづいて分析するということは、マルクスの『資本論』を継承・発展させるということである点についても異論はないものと思われます。だが『資本論』を継承・発展させることは一体どういうことであるか。どうすることが『資本論』を継承・発展させることになるのでしょうか。1政党だけがマルクス解釈の独占権を持っていた時代がすぎてしまった今日、この問題は深刻な意味で登場してきています。わたくしの話しもこの点をめぐって展開されます。

本論に入るまえに、西ドイツにおける国独資論争の簡単な紹介をしておこうと思います。この論争は現段階における『資本論』の継承・発展とは何かをめぐって、厳しいイデオロギー対立にまでつき進んでいった論争であって、本日のテーマにとってきわめて重要な示唆を与えると思われるからであります。

西ドイツにおけるマルクス主義陣営は、大きくわけると、マルクス・レーニン主義者とネオ・マルクシズム派とにわかれ、後者はさらに、マンдельを中心とする第4インター系、ライヘルトに代表されるフランクフルト学派（この学派はマルクス自体の新解釈をめざす生粹のネオ・マルクシズムです）、階級分析プロジェクト・グループ（Projekt Klassenanalyse—以下PKAと略す）にわかれ、最も厳しく対立しているのは、マルクス・レーニン主義グループとPKAグループです。

PKAの連中によりますと、マルクス・レーニン主義者は現状を『資本論』—『帝国主義論』—国独資という系列で把握していると特徴づけられ、これが根本的に誤りであるといいます。かれらの批判の最大のやり玉に上っているのは国独資概念であって、それをかれらはマルクス・レーニン主義者の誤った理論を象徴する専

用語とみなして、いっさい用いていません。例えばかれらの書いた書物に『国独資の危機』というのがありますが、その内容は国独資の危機の実態分析ではなく、国独資グループの理論的破産を宣告したものであります。PKAとは系列がちがいますが、マンデルも国独資という用法を避けて、「後期資本主義」という用法を採用していることは周知の通りです。国独資という1つの用語をめぐる神経質なまでの対立は、マンデルの議論を紹介した池上惇氏が「日本の読者にはやや異常な印象をうけることは否定できない」（『国家独占資本主義論争』1977年、青木書店、205ページ）と書いていますように、確かに「異常」ですが、わたくしのみるところ、これは西ドイツのおかかれている戦後状況と深く関係しています。すなわち、西ドイツのマルクス主義者は、西ドイツにおける社会主義の展望として東ドイツ型ニソ連型の社会主義を選択するのか、それ以外の途（ユーロ・コミュニズム）を選択するのかの大きな選択にたたされており、後者を志向するものは、東ドイツ型の社会主義およびそれにつながる理論とイデオロギーを全面否定しているのであります。このような背景を考慮に入れて以下の論争は評価るべきであります。

ところでPKAの国独資グループ批判は大別すると、レーニン『帝国主義』論批判と「マルクスに帰れ」という主張の2本の柱からなります。

レーニン『帝国主義論』は、帝国主義を資本主義の最高の発展段階としておさえ、5つの基本標識でもってその特徴規定を与え、それを総括して帝国主義戦争の必然性を説き、帝国主義は「死滅しつつある資本主義」であり「革命前夜の資本主義」であるという歴史的位置を明確にした古典的名著ですが、これをPKAはつぎの2点で批判します。

第1に、レーニンは本質と現象の関係をとりちがえている。かれは新しい現象形態の出現をもって新しい段階の本質的モメントとみなしているが、このことは資本主義の本質——資本対

貨労働関係——を理論化したことにならない。

第2に、レーニンは新しい現象形態をもとにして帝国主義戦争とそこから予見される革命を導きだしたが、このことはPKAあるいはマンデルにいわせると、革命の根拠あるいは契機を帝国主義諸国間の「陣営内部の矛盾」に求める考え方であって、それを「資本対貨労働関係」に求めていない。

以上の2つの批判点は十分理解しにくいところがあるかもしれませんので、参考までに、マルクス・レーニン主義グループのものがかれらに対する批判の要点を要約した文章をここで引用しておきます。

「この種の議論の基調はつねに以下のようなものである。レーニン『帝国主義論』とそのうえに構築された国独資の理論は、マルクスによって展開された一般的資本概念と矛盾するということこれである。ズウベルトはいう、「国独資理論自体が資本主義的生産様式の表面的な現象にとりつかれている。それゆえに国独資理論は、それらを資本の一般的運動に正しく帰着させていない」と。同じようなことをPKAも主張する、「レーニンが表面的仮象にとらわれ、独占の現象形態を資本の新しい本質的なモメントと解釈するならば、かれはブルジョア社会の内的法則の概念的再生産と競争の現実的運動の分析の方法的分離を見落しているのである。そしてこれこそマルクス理論にとって建設的なものであるのだ。レーニンはマルクス理論の完結性の必要を立証するために、資本の一般的概念は、特定時点では旧くさくなってしまったということを証明すべきであろう」と。」(Braunschdorf/Löffler : *Kapitalbegriff und Monopolie*, 1976, S.60)

以上のようにレーニン『帝国主義論』を批判してから、かれら自身はつぎのように主張します。かれらの主張の基本的トーンは、上の引用からもわかるように、「資本・貨労働関係」を

重視せよということであり、そのための最も基本的なカテゴリーは、マルクスの「資本の一般的概念」あるいは「資本一般」概念であって、帝国主義あるいは国独資も資本主義である以上これが本質であるという一種の「本質還元論」であります。この視点に立ってかれらが重視するのが「剩余価値分析」であって、その内容を具体化すれば、グリン／サントクリフがイギリスについて行なったような「収益性危機」論（『賃上げと資本主義の危機』平井規之訳、1975年、ダイヤモンド社参照）に近いものとなるように思われます。

のちほど申しあげますが、わたくしはこのような主張は1つの問題提起になっていると思いますが、「本質還元主義」に復帰しただけでは問題の解決にならないと考えます。だがPKA派はあくまで「本質還元主義」に徹し、ついに独占資本主義の段階的特色を否定するところで暴走してしまいます。例えば、フラウラは資本の集積・集中から独占を導くのは「虚偽の外観」にとらわれた誤りであるといい、クレイマーは「生産構造としての独占」あるいはそのような構造に支えられた「持続的高利潤としての独占利潤」を否定します。それふを容認することは、クレイマーによれば、価値法則の否定につながるというわけです。そしてかれの積極説はかれの論文のタイトルが明瞭にしめしています。「分配メカニズムの一時的・局部的擾乱としての独占」(Das Mouopol—Ökonomischer Kern des heutigen Kapitalismus, 1976所収)。「本質還元論」がここまで徹底化されれば、われわれとしてもそのままでは承認することはできないであります。

このような考えに立脚してPKAはマルクス・レーニン主義者の国独資の概念から内容にいたるまで全面否定をしますので、対応する側はどうしても「本質還元論」との対決をせまられます。ここでもう1つ特殊事情が加味されます。といいますのは、PKA（階級分析プロジェクト・グループ）とならんで、「政治経済学批判プロジェクト・グループ」とか「マルクス

体系の発展プロジェクト・グループ」があつて、これらのグループがマルクスの「資本一般」の解釈学的あるいは考証的研究を精力的に進めて、PKAグループの側面からの援護射撃を行なっておりますので、マルクス・レーニン主義派はかれらを「マルクス解釈派」として批判するのに対して、上記の連中はマルクス・レーニン主義者の「マルクス・レセプション」は間違っているというふうに反論して、すそ野の広い論争に発展していっています。こういうわけでマルクス解釈なかんずく「資本一般」概念の現実的有効性をめぐる論争が、西ドイツにおける現状認識および社会主义の展望の最大の問題点となっており、それは、戦前期のわが国で地代論解釈が天皇制に対する姿勢をかけた頃の状況に似ている感があります。

この場でこの論争にコメントするつもりはありません。わたくしとしては、ここに資本主義の新しい段階においてマルクスを継承・発展させることの問題点の一端がきわめてシャープな形で露呈されていることを確認すれば十分です。

以下のプログラム

以上のようなホットな論争を念頭においたうえで、独占資本主義の理論を、マルクスの『資本論』からの継承・発展として展開するにはどのような方法が有効であるかについてのわたくし自身の積極説をのべなければならない段階にきたようあります。ここから本論が始まります。わたくしはそれを以下のような順序で話してみようと思っています。

第1に、『資本論』の部分理論を拡大・発展させる方法に対する疑問をのべます。

第2に、レーニン『帝国主義論』の方法を批判的に検討します。

最後に、両段階の理念的異時比較分析を自説として主張するつもりです。

『資本論』の部分的継承理論

マルクスは『資本論』のなかで「理想的平均的資本主義」の構造分析だけでなく、発展傾向

も鋭く指摘していることは周知の通りです。わたくしは前者を「平均法則」、後者を「傾向法則」と区別することを常としています。

多くの論者は、マルクスの傾向法則のいずれかに依拠し、それでもって20世紀以降の資本主義つまり独占資本主義の段階的特色を説明することが、『資本論』の継承・発展であると考えているようあります。これをわたくしは『資本論』の部分的継承型の独占資本主義論とよびます。この種の理論は大別すればつぎの3つになります。

(1) 『資本論』第1部第7篇の資本の集積・集中論をベースとするもの。レーニン『帝国主義論』もこれに属するといつてよいでしょう。

(2) 第3部第3篇の利潤率の傾向的下落論を重視するもの。これは諸外国には多いのですが、わが国では手島正毅氏の業績をあげておけばよいでしょう。

(3) 第3部第27章の株式会社論を手がかりとするもの。この代表例としては第27章へそう入ったエンゲルスの注をあげれば十分でしょう。

ここではこれらの理論の内容には立入りません。ここで問題にしなければならないのは、このような方法がはたして独占資本主義論の方法として有効か否かということです。わたくしは、この種の議論の有効性を否定するつもりは毛頭もありませんが、その有効性は限定的である点が重要だと考えています。この種の議論を方法論的にみたばあいに、それはマルクスのあるアイディアを継承・発展させることはできるかもしれません、それが同時にマルクスの経済学体系全体の継承・発展につながる保証は、それ自体のなかにはないからであります。上記の理論を取上げればその理論の中身にまで立入らざるをえませんのでここではシュンペーターを例にとっていいますと、かれはマルクスの超過利潤の生成・消滅論から重要なヒントをえて独自の経済発展論を展開しましたが、それをもってマルクスの継承・発展というひとはおそらくないであります。また経済学説史に例をとるならば、限界生産力説はリカードウの差

額地代論を一般化することによって成立するといつてよいのですが、それをもってリカードウ経済学の継承・発展といつていいかどうか、そういうひともいるわけですが、大いに疑問といえましょう。

独占段階の経済理論としてのマルクスの部分的継承が、マルクス体系の全体的継承となりうるためには、つぎの2つの条件がみたされなければなりません。

第1、継承すべき部分がマルクス体系の本質的帰結であること。

第2、継承すべき部分（これはマルクスが傾向法則として予見したものですが）が、独占段階の新しい現象と内容上同じものであること。このことはマルクスの予見のなかに「新しい段階としての独占資本主義」が含意されていたといえないと成立しません。

わたくしには以上の2点とも疑問です。少なくとも疑問視する必要はあると考えます。とくに後者のような予見力をマルクスがもっていたということはいえないように思います。それだけではありません。かりにマルクスの予見が的中していたとしても、それが的中しているということを判定する基準は、われわれの独占資本主義観あるいは独占資本主義理論によって与えられるのであって、逆ではありません。われわれが独占資本主義の理論を構築することによって、マルクスの予言の重みが確認される関係にあるわけです。この関係を方法論的に自覚することなく、マルクスの予言を展開しさえすればよいというのは安易なやり方だと思われます。独占資本主義の理論は決してマルクスの予見力に依存するわけではありません。

レーニン『帝国主義』の方法（1）

—特徴列挙型分析—

つぎにレーニンの『帝国主義論』の方法を検討します。さきにわたくしはレーニンをマルクスの集積・集中論の部分的継承派としてあげましたが、レーニンの集積・集中論は単なるマルクスの部分的継承ではありません。それは帝国

主義という資本主義の新しい段階分析の出発点におかれているわけであって、そこにレーニンの独自性があります。

周知のように、レーニンの『帝国主義論』は、帝国主義の段階的特色を5つの基本標識でもってみごとにクローズ・アップした古典的名著であります。ここで採用されている基本標識をあげるというやり方を以下では「特徴列挙型分析」とよびます。ここでは「特徴列挙型分析」なるものが独占資本主義論の方法としてどういう意味をもつかを考えたいわけであります。

ここではまずレーニン『帝国主義論』は一定の体系性をそなえているということを前提して考察を進めます。この体系性がどういう性質のものであるかはのちほど検討します。ここで体系性といいましても、レーニンの5つの基本標識の間に「上向法」的体系性があるというようなことはあまり重要ではありません。単なる論文集でなければどんな著作でも叙述の順序は一定の方針に従って進められるのが普通であり、それを「体系性」とよべば、どんな著作や論文にも「体系性」はあり、その「体系性」は簡単なものから複雑なものへと「上向」するのもごく常識的な手法にすぎません。プログラミング学習書はそのような「上向法」をプログラマチックに体系化したものです。このような意味での「体系性」なり「上向法」がレーニン『帝国主義論』にあることは当然であり、そういうものとしての体系性を前提したうえで、問題を端的に提起すれば、レーニンの『帝国主義論』の体系性とマルクスの『資本論』の体系性の間に「継承・発展」というべき連関性があるか否かということであります。

念のためにマルクスの method 論を復習しておきましょう。簡単にいえば、マルクスは『資本論』において「理想的平均的資本主義」を分析対象として設定し、その全再生産構造（いうまでもなく生産関係の再生産を含めて）とそのもとでの経済的運動法則を「概念に照応した姿」で叙述しました。そしてこの作業のあと残され

た領域を「上向法」的に埋めていくことによって「世界市場と恐慌」を解明し、そこにおいてかれの「政治経済学批判体系」は完結する予定であります。これを一言でいえば、資本主義のトータルな概念的把握、これがマルクスの方法であったといってよいと思います。

これに対してレーニンの『帝国主義論』は「特徴列挙型分析」であり、はっきりマルクスの方法とは異なります。マルクスとレーニンとでは、時代・対象・問題設定が異なりますからこれはいわば当然のことですが、レーニンの方法が独占資本主義論の方法として唯一のマルクス主義的方法であると仮りに考えるとすれば、ここから直ちにつぎのような問題が生じてきます。新しい段階としての独占資本主義の理論的把握は「特徴列挙型分析」でしか行なえないものか否か、ということであります。この問に対して肯定的な立場をとり、かつレーニンのあげた5つの標識が適切であるとするならば、かつてヴァルガが試み、『経済学教科書』でも採用されているように、レーニンの5つの標識を新しいデータで補充することが独占資本主義論の課題であるということになってしまいます。またレーニン『帝国主義論』以降に新しい現象があらわれてくれれば、その現象はレーニンの5つの基本標識の「射程」内にあるのか否か、「射程」外にあれ 基本標識のどれを何ととりかえるべきか、そのことによって帝国主義の性格規定はどのように変わるかといったことを議論するのが独占資本主義論の課題であるということになってしまふであります。独占資本主義論の内容は諸特徴の整備に終ってしまいます。このような作業は不必要だとは思いませんが、「特徴列挙型分析」が独占資本主義論の方法として絶対化されてしまうと、独占資本主義論はまったく不毛と化すだけではなく、独占資本主義のトータルな概念的把握への途をとざしてしまうよう思います。いまからのべますが、「特徴列挙型分析」はあくまで他の方法によって補完されてはじめて意味があるのであって、それ自体で一本立ち出来ない制約をはじめからもっ

ているのであります。

ついでにいいますと、わたくしは宇野弘蔵先生の段階論は「特徴列挙型分析」の一種あるいは変種であると考えています。宇野氏がレーニンの『帝国主義論』を高く評価するのはわかるような気がいたします。周知のように宇野理論では、資本主義の一般理論＝「原理論」と段階論は完全に切離されてしまうのですが、宇野段階論の発想に一脈通ずる「特徴列挙型分析」をとるレーニンのばあい、その点はどうなっているのだろうか、これがつぎに取上げるべき問題点であります。

レーニン『帝国主義論』の方法（2）

—方法的二元論—

レーニン『帝国主義論』は不思議な本であります。それを一読したものは誰もが、叙述が具体的であり、明晰であり、明快であることに強い感銘をおぼえます。本書のサブタイトルにある「平易な概説」はまさにその通りであります。しかし、レーニンの『帝国主義論』は再読、再々読すればますますわからなくなるところがあります。この点はマルクスと対称的です。マルクスの文章は最初は難解ですが、くりかえし読み、筋道をたてて考えてゆけば、その理解に到達いたします（もちろん全部が全部ではありませんが）。ところがレーニンはそうではありません。読めば読むほどわからなくなる、少なくともわたくしはそうです。そして、レーニンの叙述自体は明晰で平易であるにもかかわらず、『帝国主義論』の解説書は例外なく難解であり、『帝国主義論』をますますわからなくなるのに貢献しているとしかいよいのないものすらあります。これは興味ある現象であり、一考の余地があります。この点についてのわたくしの推理は、レーニンは『帝国主義論』において新しい段階の特徴をクローズ・アップし、帝国主義の歴史的位相を明確にするために、多くのことを所与としたのではないか、そのためわれわれが『帝国主義論』を完全に理解するためには、どうしてもレーニンが所与と

したものと補って『帝国主義論』を検討せざるをえない、これが『帝国主義論』の解説を難解なものとする基本的理由である——というものであります。

このような意識で『帝国主義論』を読みますと、理論的に解明して欲しかった幾つかの大きな問題がバイ・パスされていることに気づきます。例えば、独占價格論あるいは独占利潤論はまったく欠除しています。恐慌の形態変化については事実の指摘はあるが、それが価値法則の貫徹を歪める仕方についての理論的考察はありません。また「集積は、その発展の特定の段階においておのずから独占にびったりと接近する」というのはレーニンの有名な命題ですが、資本の一般的傾向である資本の集積・集中が「その発展の特定段階」において（この「特定段階」とは何か）いかにして特定産業での独占の成立を必然化せしめるのかの説明はありません。レーニンの『帝国主義論』は「語られざる部分」に謎があります。何故にこのようなことになるか、ここに『帝国主義論』解説の今まで不当に見過された重要な問題があるように思われます。

この問題について、さきにあげたような理論的諸問題についての説明をレーニンは便宜上省略したという解説は成立しうると思います。一看すればこれはレーニンに好意的にみえますが、実は逆です。それは『帝国主義論』を単なる政治的パンフレットとみなすことにはならず、そうであるなら独占資本主義論の方法と体系を検討するための素材として『帝国主義論』を取上げるということ自体が無意味だということになってしまいます。わたくしの解説はこれとは異なります。『帝国主義論』が今までのべてきたような性格と内容を持つのは一定の方法論的根拠があったと思うのであります。結論を先取りしていえば、レーニンは資本主義の一般理論と新しい段階規定とを方法論的に区別し、両者を共存可能とみる二元論の立場に立っていたのではないだろうか、ということです。以下これをレーニンの方法的二元論とよび

ます。

この仮説を立証することは容易ではありませんが、これを裏づけると思われる文献的証拠が、党綱領改正問題を討議・可決したロシア社会民主党全国協議会（1917年4月）におけるレーニンの発言のなかにあります。参考までにレーニン発言が登場するコンテキストを説明いたしますと、2月革命後つぎの決定的な革命の到来が目前にせまっている緊迫した情勢のなかで、『帝国主義論』をすでに書きあげていたレーニン（その執筆は1916年前半）は、帝国主義および帝国主義戦争に関する分析結果と態度とを党綱領に入れる必要を感じて、それを旧党綱領の総論——そこでは資本主義の一般的特徴がのべられている——に追加するという形で提案するのですが、そのような提案の仕方は「機械的」であり、総論全体を帝国主義分析をもとにして書きなおすべきだという意見に対する反論がつぎの有名な文章です。重要なのでやや長いのですが全文引用しておきます。

「私の考えでは、綱領の総論部分の全体を書きかえる必要はないともう。そういう書きかえのために部会がつくったプランは、私は理論的にまちがっているようにおもわれる。

現在の構文では、綱領の総論の部分は、社会経済体制としての資本主義のもっとも主要な、もっとも本質的な特質の記述と分析を含んでいる。これらの特質は、帝国主義すなわち金融資本の時代になってしまっても、基本的には変わらないでいる。帝国主義は、資本主義の発展の継続であり、その最高段階であり、またある点では社会主义への過渡段階である。

だから、資本主義一般の基本的特質の分析に帝国主義の分析をつけ加えるのを、私は「機械的」だとみとめることはできない。実際に、帝国主義は資本主義を上から下まで改造するものではなく、また改造することもできない。帝国主義は、資本主義の諸矛盾を複雑にし、激しくし、自由競争と独占とを「絡み

あわせる」が、交換、市場、競争、恐慌等々を排除することは、帝国主義にはできない。

帝国主義は、寿命をおわろうとはしているがまだおわってはおらず、死滅しつつあるがまだ死滅していない資本主義である。純粹の独占ではなくて、交換や、市場や、競争や、恐慌とならんで存在する独占——これが帝国主義一般のもっとも本質的な特質である。

だから、交換、商品生産、恐慌等々の分析を、純一体としての帝国主義の分析に「代える」ということは、理論上誤っている。なぜなら、そういう純一体などは存在しないからである。存在するのは、競争から独占への過渡である。だから、交換、商品生産、恐慌等々の一般的分析はそのままにしておいて、成長しつつある独占の特徴づけをつけてくる綱領のほうが、ずっと正しいだろうし、はるかに正確に現実を再現するであろう。このように、競争と独占という、たがいに矛盾する「原則」を結合しているということ、このことこそ帝国主義の本質であり、このことこそ崩壊すなわち社会主義革命を準備するものである。」（『レーニン全集』大月書店版、第24巻492—3ページ。力点は全部引用者のもの）

みられるように、レーニンは「資本主義一般の基本的特質の分析に帝国主義の分析をつけてくる」ことを、政党綱領のレベルではありますが、そのほうが「より正確に現実を再現する」という理論的・方法論的立場にたって、積極的に肯定しているわけです。これにレーニンの独占資本主義論の全体像あるいは全体系——かりにそうよんでいいものがあるとすれば——が反映されているとすれば、わたくしはそう考えるわけですが、さきにのべた『帝国主義論』の「語られざる部分」の謎は一応解釈がつきます。「語られざる部分」は「資本主義一般の基本的特質の分析」＝『資本論』であったわけです。それをすでに解明ずみのものとして所与としたために『帝国主義論』では「特徴列挙型分析」を安心して採用できたのではないだろう

か、これがわたくしの解釈であります。このような解釈が許されるとすれば、レーニンの独占資本主義像あるいは独占資本主義論体系はつぎのような構造になります。用語が複雑になりますのでレーニン自身が『帝国主義論』で用いています「新しい資本主義」と「古い資本主義」という言葉を用いてあらわせば、つぎのようになりますかと思います。

新しい資本主義 = 古い資本主義 + 新しい現象
 ↓ ↓
 方法論 = 「資本一般」 + 「特徴列挙型分析」
 ↓
 独占資本主義論 = 『資本論』 + 『帝国主義論』

つまり、レーニンの独占資本主義觀は、「古い資本主義」に独占の成立に伴ない「新しい現象」が付加するというダブル・イメージのものであり、付加すべきものを確定し、その意味づけを行なったのが『帝国主義論』だということになります。独占資本主義の体系としては、これはまぎれもなく「方法上の二元論」であるといわざるをえません。

この解釈が正しいとすれば、PKAグループのように、「本質還元論」の立場からレーニンを批判するのは的はずであることはすぐわかると思います。かれらはレーニンが前提としたもの、つまり「レーニンの語られざる部分」でもって、「レーニンによって語られた部分」を批判していることになるからであります。問題はこういう点にあるのではありません。眞の問題は、独占資本主義論の方法としてこのような二元論が妥当であるか否かということでなければなりません。そしてこの点においてわたくしはレーニンに根本的な疑問をもつてあります。

わたくしが疑問に思いますのは、「交換、商品生産、恐慌等々」の「資本主義の一般的特質分析」にあらわれる諸カテゴリーは、独占段階の経済理論において、レーニンのいうようにそのまま(untouchedで)通用すると考えてよいかということです。これが不可能であることは容易にわかるはずです。確かに独占資本主義は「競争と独占の混合」体制に他なりません

が、独占が出現することによって競争分野自体が「昔のまま」のものではなくなる点が重要であります。独占段階でも競争の分野では利潤率の均等化現象がみられるわけですが、この場合に成立する均等利潤率を『資本論』の生産価格論で登場する一般的利潤率とカテゴリーとして同じだということはできません。後者は全剩余価値の平等分配=「資本制的共産主義」であるのに対して、前者は独占資本が「ライオンの分前」をとった残りの剩余価値の平等分配であるからです。平等分配という1側面だけをみて、同じカテゴリーにしてしまうのは間違います。これは1例にしかすぎませんが、独占資本が独占資本主義の中核であるならば、それが独占資本主義の全体に対して規定的な影響力をもたなければならないのは当然であり、独占資本主義には「交換、競争、商品生産、恐慌」などの「古い資本主義」にあった現象が残りますが、それは徹頭徹尾独占資本の出現によって変容をうけ、それに包摵されたものとしてのみ存在しています。この意味においてレーニンが「存在しない」と断定した「統一体としての帝国主義」は存在するわけであります。この単純な事実がまさにレーニン的な「方法的二元論」を否定するのであります。「方法的二元論」にたてば、「特徴列挙型分析」で資本主義の新しい段階の新しい現象を検出し、特徴づけを行うには便利ですが、「資本主義一般の基本的特質の分析」をすでに前提してしまうために、その現象が「資本主義一般の基本的特質」に与える構造的インパクトを無視することになってしまるために、せっかく検出した新しい現象なり特徴なりを独占資本主義の概念的把握のための理論的カテゴリーとして指定することができません。レーニン『帝国主義論』に独占利潤論や恐慌の形態変化論がないことの根は深く、この「方法的二元論」にまでゆきつくように思われます。かくして「特徴列挙型分析」は、「資本主義の一般的分析」所与の考え方と結びつくかぎり、独占資本主義の経済理論の体系的構築を否定し、独占資本主義論を現状分析的なレヴェ

ルにおし留めておくことにならざるをえないと思うのであります。

要するに、わたくしのレーニン批判の要点は、レーニンは『資本論』の内容そのものを独占段階の経済理論のなかに無限定・無条件にもちこんだために、独占資本主義の体系全体を歪めてしまったということであります。レーニンの方法をわたくしが採用できなかったのはそのためであります。

おわりに——異時比較分析

そろそろわたくしの積極的見解を提示してしまくくりをしなければなりません。わたくしは、マルクス『資本論』を独占段階において「継承・発展」させるとき、「継承」すべきものは『資本論』の内容ではなく方法でなければならぬと考えています。マルクス『資本論』の方法は、さきにもいいましたように、資本主義のトータルな概念的把握であったのですが、『資本論』の方法を独占段階で継承するということは、マルクスが「理想的平均的資本主義」に対してなしたと同じ「トータルな概念的把握」を独占資本主義に対して試みることだと考えます。このことは独占資本主義論は一貫した体系を持たねばならぬことを含意します。いうまでもなく、この体系性は、独占資本主義の再生産構造——生産関係の再生産を含む——の全体像を1つの方法にもとづいて叙述することによって与えられます。問題はそのような方法とは何かということです。

この問題は深刻かつ真剣に討議される必要があると思います。今までみてきましたように従来の指導的理論はそれぞれ重大な難点を持っていたわけですから、われわれは新しい視点から自由に討議をつみかさねてゆく必要があります。わたくし自身、自信をもって主張するわけではありませんが、今後期待される討議の「タタキ台」の1つとして、かつて『現代価格体系論序説』（1965年、岩波書店）で提示した方法をここで再説いたします。それは異時比較分析であります。

わたくしのいう異時比較分析は、マルクスの『資本論』あるいは「政治経済学批判体系」に匹敵する理論体系を独占資本主義について構築し、両者における経済的運動法則——このばあい中心になるのが価値法則であることは多言を要しないでしょう——の貫徹様式の相違を確定し、その相違の程度あるいは質の差によって独占資本主義の新しい段階の特質を把握しようというものです。この方法は、第1に独占資本主義の全体を体系的に把握しなければならず、第2にそれらの全体を1つの「理念像」として把握しなければなりません。わたくしの異時比較分析は、必然的にモデル分析となりますし、システムズ・アナリシスを資本主義の段階的発展に適用する形となります。このようなモデル・ビルディングの手法そのものに対して、あるいは独占段階でのモデル・ビルディングの根拠について多くの疑問が残っていることは承知していますが、一応これをわたくしが今示すことのできる「作業仮説」として提出しておきます。

以上でわたくしの話は終るわけですが、最後に2点ばかり補足しておくことがあります。

第1は、異時比較分析の枠組のなかでいわゆる独占形成論は不要だということです。異時比較分析のためのモデル・ビルディングをするときにはすでに独占資本は確立したものとして登場せざるをえないからであります。独占の形成は、『資本論』において本源的蓄積が資本主義成立の歴史的前提として扱われたように、歴史的前提として扱われるべきだと思います。独占形成論は独占資本主義の史的研究あるいはエンゲルスの「広義の経済学」の課題ではあっても、独占資本主義論の不可欠のテーマとはなりません。

第2は、価値法則の貫徹様式の変容論こそが中心課題として設定されねばならぬということです。このばあい恐慌の形態変化が重要であることはいうまでもありません。さきにあげましたモデル・ビルディングあるいはシステムズ・アナリシスはこれを明示的な仕方で取上げるための分析装置にしかすぎません。このような分析

装置を用いなくとも価値法則の貫徹様式の変容
を体系的に明らかにすることはあるいは可能か
もしそれません。わたくしの異時比較分析に賛成
して下さらない方も、是非この視点だけは貫い

て欲しいと思う次第であります。

御静聴ありがとうございました。

(筆者 一橋大学教員)

金融資本と独占利潤法則

——ヒルファディング創業利得論の検討を中心に——

森 岡 孝 二

はじめに ——報告の課題と基本的論点

この報告の課題は、独占資本主義における独占価格と独占利潤の範疇的相互連関および金融資本的蓄積の特質を考察することをつうじて、独占利潤の獲得と分配をめぐる諸法則を理論化する手がかりを得ることにあります。そのさい私はとくに金融資本に特徴的な擬制資本——株式、公社債、土地、その他有価証券一般——の所有集中とその独占的売買から発生するキャピタル・ゲインという現象に注目していくことにします。

金融資本の寄生的利得様式やキャピタル・ゲインについての研究では、いわゆる原論の分野よりも金融論や会計学や財政学にみるべき業績が多いようです。最近の注目すべき業績としては、野村秀和氏の研究（『現代の企業分析』、青木書店、1977年）や池上淳氏の研究（『アメリカ資本主義の経済と財政』、大月書店、1978年）があげられます。野村氏は、今日の日本の企業分析から、会社単位の法的区別（人為的分割と統合）を中心的武器とした金融資本の会計術策による独占利潤の確保・移転・分割の仕組を明らかにしています。池上氏は、アメリカ資本主義の研究から、独占価格の実現の見通しを基礎としたキャピタル・ゲインの確保および財政と金融によるキャピタル・ゲインの官僚主義的保障が今日の資本蓄積の主要な特徴となっていることを明らかにしています。これらの研究は本報告の主題の検討においても貴重な手がかりとなるものですが、報告の内容そのものは私自身

の研究の現段階では古典的な諸理論の検討の域を出ない、わけても、ヒルファディングの創業利得論の検討が中心となることをおことわりしておきます。

I 独占価格と独占利潤

独占資本主義の理論問題を取り扱った近年のマルクス主義経済学の文献においては、独占利潤論はもっぱら独占価格論の一環として展開されてきました。それらの文献は、しばしばきまりきったことのように、独占価格を「生産価格」（「費用価格プラス平均利潤」）以上にひきあげられた価格とする見解から、独占価格が実現する利潤を「平均利潤」と、「独占的超過利潤」とに分けて説明しています。この説明では独占利潤は「平均利潤」をこえる利潤として理解されています。こうした説明は、独占価格の暴利的性格を強調しているようで、またマルクスの与えた概念から独占価格や独占利潤を説明したものとして、一見まっとうで理論的にみえますが、その実まったく無内容といわざるをえません。というのは、理論的には独占部門と非独占部門との別を問わず、したがって独占価格の支配という現実的的前提をなんら考慮することなく、資本主義的に営まれるすべての経済部門に一般的に妥当する平均利潤率とそれに規定された平均利潤および生産価格を想定し、そのかぎりで現実妥当性をまったく欠いた基準によって独占価格と独占利潤とを判定しているからです。いうならば先の説明は、資本主義的競争価格の一般的法則（平均利潤率の法則）を固持して、その一般的法則からのたんなる形式的抽象

によって直接に独占価格や独占利潤の諸現象をこじつけようとするものです。

ところで、独占価格が実現する利潤を「平均利潤」部分とそれをこえる部分とに分けてとらえることは、独占利潤を「平均利潤」にたいする超過分としてとらえることを意味します。「平均利潤」部分は競争のなかでも獲得される利潤なので独占利潤とは本来みなしえないが、「平均利潤」を超過する部分は独占ゆえに獲得される利潤として独占利潤あるいは独占的超過利潤と呼ぶにふさわしい、というわけです。しかし、そうなるとこのばあいの「独占利潤」はそこで引き合いにだされる「平均利潤」より必ずしも大きいとはかぎらないことになってしまします。それでは独占価格の暴利的性格を強調しようとしたそもそもその意図にとっていかにも不都合なので、独占利潤の概念を「狭義」と「広義」とに分け、「狭義の独占利潤」を「独占的超過利潤」に限定し、「広義の独占利潤」には「平均利潤」をも含めるという便法がしばしばとられています。しかし、このように独占利潤の概念を便宜的に「狭義」と「広義」とに分けること自体が、独占利潤をあくまで競争の法則たる平均利潤の法則から説明しようとする誤った方法に起因するものであり、その独占利潤概念の破綻をあらわしているといえます。

私は独占価格をひとまずは資本主義的独占が計画的に設定して市場に強制する価格と考えています。このことはいわゆる売手独占であろうと買手独占であろうと本質的には同一です。

(なお、原材料などの買手独占にあっては独占商品の費用価格のある部分は独占的低価格によってひきさげられる)。このばあい平均利潤なる概念は入りこむ余地はありません。また当然のこととして、独占価格によって実現される全利潤が独占利潤としてとらえられることになります。こうした文脈では、独占価格の規定にせよ、独占利潤の規定にせよ、問題はなによりもまず独占の概念をいかに把握するかにかかっています。資本主義の特定の発展段階に特徴的

な、資本主義の発展そのものから生みだされる独占——その意味での資本主義的独占——は、資本主義一般の前提的で基礎的な特性をなす私的所有につきものもろもろの独占とはその经济学的本質を異にしています。ところが独占価格や独占利潤の説明に不用意に生産価格や平均利潤という競争的範疇を混入させる見解は、たとえば自由競争体制のもとにある産業部門において個別資本がすぐれた生産設備や技術を一時的に独占することによって獲得する超過利潤（多少とも競争関係が残りつづけるかぎりこの超過利潤は残る）と資本主義的独占にとっての独占利潤とを範疇的に正しく区別できないでいます。それとともにそうした見解は、独占を個別資本の属性とみなす見地からして、独占を特定産業部門の少数巨大企業の協定・接合関係とそれがつくりだす支配・強制関係ではなく、むしろ個別巨大企業の市場支配力に求めています。

かねて私が強調してきたように、独占はもとも基礎的には生産の高度な集積のうえにたつ産業部門の独占体制としてとらえる必要があります。この産業独占は原料資源独占としばしば結びついています。と同時に、独占は、銀行独占、商業独占、交通独占、土地独占、など多様な形態をとって存在し、それらは相互補強的な関係にあります。なかでも、決定的に重要な意義をもっているのはいうまでもなく銀行独占すなわち銀行業の独占体制です。

レーニンは『帝国主義論』の第三章「金融資本と金融寡頭制」において、20世紀初頭のフランスの銀行支配の実態について、つぎのように述べています。すなわち、「4つの最大の銀行は、有価証券の発行について、相対的独占ではなく『絶対的独占』を享有している。事実上、これは一個の『大銀行のトラスト』である。そして、独占は有価証券発行による独占利潤を保障する」と。レーニンはここでは、独占を銀行業の独占体制として把握しています。有価証券発行にかぎらず銀行業務一般が証券会社や保険会社を従えた少数の大銀行によって事実上独占

されているという事態は、帝国主義すなわち独占と金融資本の時代の発達した資本主義諸国に共通してみられることです。それはともかく、レーニンが銀行業の独占体制から「独占は有価証券発行による独占利潤を保障する」としていることは理論的に重要な意味をもっています。レーニンにあっては、生産物の独占価格による販売から獲得される利潤だけでなく有価証券の発行・引受にともなう利潤も明確に独占利潤として規定されています。いわば前者は産業独占に起因する独占利潤であり、後者は銀行独占に起因する独占利潤であるといえましょう。この点に関連してぜひとも注目すべきは、レーニンが金融資本と独占利潤と独占価格の関連について述べているつぎの一文です。

「少数者の手に集積されて事実上の独占を享有着している金融資本は、会社設立、有価証券の発行、国債の引受け、等々によって、巨額の、しかもますます増大する利潤を獲得し、こうして金融寡頭制の支配を強化し、全社会にたいして独占者への貢物を課している。つぎにしめすものは、ヒルファディングの引用している、アメリカのトラストの『支配』にかんする無数の実例の一つである。——1887年にハヴィミヤーは、資本総額が650万ドルに等しい15の小会社の合同によって、一つの『砂糖トラスト』を設立した。ところが、このトラストの資本は、アメリカ式の表現でいえば『水をわられて』、5,000万ドルときめられた。この『過大資本化』は将来の独占利潤を計算にいれていたのであって、それはちょうど、おなじアメリカの『鉄鋼』トラストが、将来の独占利潤を計算に入れて、ますます多くの鉄鉱山を買占めるのとおなじことである。そして実際に、『砂糖トラスト』は独占価格を設定し、7倍に『水をわられた』資本にたいして10%の配当を、すなわちトラスト設立のさいに実際に払込まれた資本にたいしてはほとんど70%の配当を、支払うことのできたほどの利益を獲得した！1909年には、このトラストの資本は9,000万ドルであった。資本は22年間に10倍以上になったわけである。」

このレーニンの文章は、独占利潤の本質にかかる、そして独占利潤の獲得・移転・配分のメカニズムの解明の手がかりとなる、貴重な指摘を含んでいます。レーニンの指摘を考慮するに付けても、私たちは、金融資本が産業独占および銀行独占の支配を基礎に多様な手段と経路とをつうじて獲得する利潤の総体を独占利潤としてとらえるべきだと考えます。このようにとらえられた独占利潤は『最高の金融帝国』の著者V・ペーロが「金融寡頭制の支配利潤」という概念であらわそうとしたものと事実上はおなじだといつてもよいでしょう。ともあれ、そうとらえることによって、はじめて一方での会社設立や有価証券発行や国債の引受けなどをつうじたキャピタル・ゲイン的な独占利潤と他方での生産物の独占価格での販売にともなう独占利潤とを統一的に把握することが可能になります。では統一的に把握するとはどういうことでしょうか？先ほど引用した文章ではレーニンは、株式資本の「水割り」が将来の独占利潤の計算・独占価格の設定と結びつくことによって暴利の保障手段になっている関係をみています。この点には後に再びたちもどるつもりですが、レーニンがここで提起している問題は、私がこの報告の基本問題としていることでもあります。問われるべきは從来の独占価格論で議論してきた独占価格とそれが実現する独占利潤との関連だけではありません。より重要でより困難な問題は、独占価格とキャピタル・ゲイン的な独占利潤との間に一定の法則的な相互連関をみいだすことであり、その連関と密接にかかわっている独占利潤の獲得・移転・配分のメカニズムを明らかにすることあります。

Ⅱ 金融資本と擬制資本の所有集中

さきほど引用したレーニンの文章に「過大資本化」という言葉がありました。またこの報告ではしばしば「キャピタル・ゲイン」という言葉を使っています。「資本化」という現象と「キャピタル・ゲイン」という現象とはどちらも証

券市場における擬制資本の運動に深いかかわりがあります。まず基礎的な概念を手に入れるためにマルクスがこれらの現象をどう説明しているかをみておきたいと思います。

マルクスが擬制資本（架空資本）と呼んでいるのは、それを所有していることによって一定の定期的収入がもたらされ、かつその所有権を売買することが可能な株式や公債や社債や土地などの資本価値ないしは「売買価格」（たとえば株価）のことです。それは資本の外観をとりながらも、現実資本ではなくただ想像的・擬制的に資本であるにすぎません。実は「資本化」(Kapitalisierung. Capitalisation, 資本還元あるいは資本換算とも訳されている)なるものは、こうした擬制資本の形成の手続のことです。これについてマルクスはこう述べています。

「擬制資本の形成は資本化と呼ばれる。すべての規則的に繰り返される収入は、平均利子率で計算されることによって、つまりこの利子率で貸し出される資本があげるはずの収益として計算されることによって、資本化される。たとえば年間収入が100ポンドで利子率が5%ならば、この100ポンドは2,000ポンドの年利子となるであろう。そこで、この2,000ポンドが年額100ポンドにたいする法律上の所有権の資本価値とみなされる。そこでまた、この所有権を買う人にとっては、この100ポンドという年収入は、事実上、彼の投下資本の5%の利子を表わす。こうして、資本の現実の価値増殖過程とのいっさいの関連は最後の痕跡にいたるまで消え去って、自分自身によって自分を価値増殖する自動体としての資本の観念が固められるのである。」（『資本論』第3巻、大月書店全集版、597ページ）。

こうした擬制資本の形成とその運動については、後の展開のためにもさしあたりつぎの3点を重視しておく必要があります。まず第1は、資本化される種々の有価証券は、マルクスの言葉でいえば「将来の生産にたいする蓄積された請求権」（『資本論』第3巻、600ページ）、「労働にたいする所有の請求権の蓄積」「同、690ページ」。

ジ）を表わしている、ということです。株式会社制度が発展すればするほど、また、国債や公社債の意義が増大すればするほど、貨幣資本の蓄積のますます大きな部分はこうした請求権の市場価格の蓄積を意味するようになります。いわゆる金融資産の増大という現象はこの事態をさしています。第2は、こうした請求権とその価格としての擬制資本の大所有者は銀行であり、銀行資本の最大の部分は株式や国債やその他の有価証券=擬制資本からなっている、ということです。銀行は預金の形でかき集めた遊休貨幣資本や勤労大衆の零細資金をそれらの有価証券に投下しているわけです。なお、マルクスが述べているように、こうした擬制資本形態での貸付可能な貨幣資本の蓄積は、ある程度までは信用特有の弾力性のために現実の資本蓄積や再生産過程の拡張から遊離して自己膨張することができます。第3には、擬制資本すなわち有価証券の価格は、株式価格の形成とその運動にみられるように、収入（株式のばあいには配当）の変動と利子率の変動とによって変動し、その価格形成と取引は多分に投機的な性格を帯びる、ということです。このように有価証券の価格が利子率とともに「予想され前もって計算された収入によって規定されている」（『資本論』第3巻、598ページ）ということは、利子率や収入の変動をもっとも確実に見通す者がその投機的な売買からもっとも確実に利得をあげができる、ということを意味します。マルクスは信用制度わけても株式会社制度について「資本主義的生産のばねである他人の労働の搾取による致富を最も純粹で最も巨大な賭博・詐欺制度にまで発展させて、社会的富を搾取する少数者の数をますます制限するという性格」を指摘していますが、証券市場はまさにこの賭博・詐欺制度が展開する主要な舞台といえます。

第3の点はいわゆる資本利得=キャピタル・ゲインのなにかをわれわれに教えてくれます。キャピタル・ゲインは形式的にはキャピタル・ロスと相殺関係にありますが、その相殺関係は全社会的にあてはまるにすぎず、少数者の手中

への擬制資本の所有集中は、その本質において擬制資本の売買利得であるキャピタル・ゲインの少数者への集中の強力な挺子となります。そこでマルクスのつぎの一文を引用しておきましょう。

「この所有権の価格変動による利得および損失 (Gewinnen und Verlieren) も、鉄道王 (マルクスがこれを書いた当時は鉄道が最大の株式会社であった——引用者) などの手へのその集中 (Zentralisation) も、事柄の性質上ますます投機の結果になってくるのであって、この投機が労働に代わって資本所有の本来の獲得方法として現われ、また直接的暴力にもとつて代わるのである。この種の想像的な貨幣財産が個人の貨幣財産の非常に大きな一部分をなしているだけでなく、また銀行業者資本の大きな部分をなしていることは、すでに述べたとおりである。」(『資本論』、第3巻、611ページ)

ところで、マルクスが述べている擬制資本の所有集中と金融的暴力ともいべき巨大な賭博・詐欺制度とを手段とした少数者の手への貨幣財産の集中は、発達した株式会社制度に媒介されて産業の独占化と銀行業の独占化とが手をたずさえて進展する帝国主義の時代には、それこそ巨大な規模でくりひろげられることになります。レーニンは、「資本の所有と資本の生産への投下との分離、貨幣資本と産業資本あるいは生産資本との分離、貨幣資本からの収益によってのみ生活している金利生活者と、企業家および資本の運動に直接たずさわっているすべての人々との分離——これらは資本主義一般に固有のものである。帝国主義とは、あるいは金融資本の支配とは、このような分離が巨大な規模に達している資本主義の最高段階である」(レーニン『帝国主義』、岩波文庫、98ページ)と述べています。レーニンがJ·A·ホブソンを高く評価しているのもこの点に深く関係しています。ホブソンは——ブルジョア経済学者であるために金融資本や独占利潤についての明確な概念をもっていたわけではないとしても——事実上、金融資本による独占利潤の獲得における金

融利得あるいは金融的収奪の意義に、したがってキャピタル・ゲインの意義に、いちはやく注目して、それを帝国主義の独自的本質として位置づけています。彼によれば帝国主義とは一言でいって「大金融業者の支配」ということですが、1902年に初版が出た周知の『帝国主義論』では、たとえばつぎのように述べています。

「大体において、一般的投資家連中は事業に関する政治に關しても大金融業者 (the great financial houses) の手先であり、これらの金融業者は、自己にたいして利子を生む投資としてではなく、むしろ金融市場における投機の材料として公債や株式を利用するのである。巨大な量の公債や株式の取引において、会社の創立において、価格の変動を操作することにおいて、取引所の大物たちは彼らの利得を見い出すのである。これらの事業——銀行業、仲買業、手形割引業、公債発行業、会社発起業——は国際資本主義の活動中枢を形成している。」(J·A·ホブソン、矢内原忠雄訳『帝国主義論』、岩波文庫、(上)、108ページ)

ホブソンがここで述べている「巨大な量の公債や株式の取引」、「会社の創立」、「価格変動の操作」、等々から獲得される利得はまぎれもなくキャピタル・ゲインであります。このばあいホブソンはちょうど20世紀にさしかかった時点のイギリス帝国主義の経済的現実について論じているのですが、彼は1926年の新改訂版『現代資本主義の進展』という書物では、「アメリカ大金融業者」の支配について興味深く論じています。そこでは彼は金融業者・金融機関が独占のプロモーター、株式のブローカーとしてトラストの設立に参与することをつうじていかに巨額のキャピタル・ゲインを手にしたか、その際レーニンが取り上げていたいわゆる「過大資本化」と「過大資本化」をめぐる公衆をあざむくための金融的な術策がいかに大きな役割を演じたか、その過程で鉄道会社と産業トラストと銀行業者がロックフェラーやモルガンなどの少数の金融集団のもとにいかに密接に結びつけられるようになったか、などについて、多分に弁護

論的にはあります、具体的に分析しています。またホブソンはここでは「独占価格」や「独占利潤」についても明示的に語り、たんにトラストの独占価格と独占利潤だけでなく、金融業者の団体のあいだでの「株式の買占め」と「あらかじめ協定された価格」としての「独占価格」による株式の販売をも問題にしています
(J.A. Hobson. *The Evolution of Modern Capitalism*, 1926, Chap. 10)

ホブソンも問題にしている株式の「水割り」 = 「過大資本化」はアメリカにおける金融資本の成立過程に典型的なキャピタル・ゲインの獲得方式であって、それは創業利得の一形態として知られているものです。これは産業独占に本來的な独占価格とキャピタル・ゲイン的な独占利潤との関連を考察するうえで重要な問題なのですが、なおその問題にすすむためにも、問題の性質上ヒルファディングの創業利得論について検討を加えておきたいと思います。

Ⅲ ヒルファディングの創業利得論

ヒルファディング『金融資本論』の特徴はよくもわるくもその創業利得論にあります。それは、創業利得という範疇がヒルファディングによって発見され、この書物で説明されているからではなく、この書物の株式会社論にせよ取引所論にせよ銀行論にせよ独占論にせよ創業利得の発生とその金融資本による取得の理論として展開されているからです。

ヒルファディングの金融資本概念も創業利得の位置づけをぬきには論じられません。彼の説く金融資本は、ひと言にしていえば、株式会社の利潤を創業利得形態で獲得する銀行の貨幣資本だといえます。彼の理論では金融資本がたんなる銀行資本や貨幣資本と区別されるのは、それがたんに貸付資本・利子生み資本の形態をとるだけではなく、擬制資本形成と擬制資本流通の担い手として、創業利得の取得をつうじて G—G' の増殖運動をおこなうからであります。この点では、ヒルファディングは株式会社金融と

一体化した銀行の金融的利得・蓄積様式に注目することによって金融資本という範疇をまがりなりにも定立した、といってもさしつかえありません。

しかし、このことはヒルファディングが創業利得を正しく説明しているとか、創業利得と金融資本との関連の理論化に成功しているとかいうことを意味するものではありません。それどころか、彼は創業利得の原理的規定において重大な誤りを犯しています。そのために彼は創業利得とキャピタル・ゲインとの関連を見失い、創業利得を含むキャピタル・ゲインと独占価格および独占利潤との相互関係の把握に失敗し、ひいては金融資本の概念規定そのものに致命的な弱点を残すことになっています。その理由について述べるためにはどうしても彼の創業利得論そのものを問題にする必要があります。

ヒルファディングは創業利得を「平均利潤を平均利潤率で資本化した額と平均利子率で資本化した額との差」あるいは「平均利潤を生む資本と平均利子を生む資本との差」と説明しています(『金融資本論』、国民文庫① 214 ページ)

ヒルファディングがここからいきなり「創業利得(Gründungsgewinn)は詐欺でもなければ補償や報酬でもなく、独自の経済学的一範疇である」(同上)と述べているところをみると、彼はこの説明をもって創業利得の原理的規定と考えているようです。しかし、上の説明はたしかに創業利得の量的規定を意味するにすぎません。というのは、ヒルファディングはさきの説明によって創業利得を株式会社で機能する現実資本の大きさとそれが生みだす平均利潤を支配配的利子率で資本化した擬制資本の大きさとの差として規定しているにすぎないからです。それでも通常なら創業利得 = 擬制資本 - 現実資本とあらわすべきところをなぜか彼は被減数と減数とを逆に書き、しかも、現実資本の大きさをわざわざ「平均利潤を平均利潤率で資本化した額」として取り扱ったり、擬制資本をことさら「平均利子を生みだす資本」と呼んだりしているのでしょうか? これはヒルファディング

が創業利得の量的規定にすぎないものを質的な範疇規定すなわち概念規定ととりがえていることと無関係ではありません。

この疑問を解く手はじめとしてヒルファディングの創業利得の計算式に目をむければ、彼は創業利得を Gg 、平均利潤を P 、配当を d 、企業収益を E 、管理費用を n として、

$$Gg = \frac{100E}{d} - \frac{100E}{P} \dots n を考慮しない場合$$

$$Gg = \frac{100(E - n)}{d} - \frac{100E}{P} \dots n を考慮した場合$$

という式を与えています。ここでもし「配当」 d を普通われわれが理解している意味にとると、第1式については、いわば利潤の全額配当（企業収益=株式収益）が仮定されているのですから、 $d=p=E$ 、 $Gg=0$ となっておかしなことになります。しかし、ヒルファディングのいう「配当」とは、株式収益権の資本化手続（擬制資本形成としての株価形成）における利子率——あるいは株価からみた配当つまり利回りといつてもよい——のことであり、「平均利潤」 P とは平均利潤率のことである、という理解にたてば、それはそれで計算はなりたつわけです。ここで理論的に無用ないわゆる「平均」規定を除いて考えるなら、ヒルファディングの計算式は企業利潤を P 、利潤率を p' 、利子率を z' として、より簡単に

$$Gg = \frac{P}{z'} - \frac{P}{p'} \text{ あるいは } Gg = \frac{P - n}{z'} - \frac{P}{p'}$$

（ P は前出の E と同じ、 z' よび p' は 100 分率を少数であらわしたものとする）

とおきなおすことができます。ヒルファディングの設例にならって、利潤率 15%、利子率 5%、企業収益年 15 万マルクとして、管理費用 n を考慮しないとすれば、 $Gg = 15/0.05 - 15/0.15 = 300 - 100 = 200$ 、つまりこのばあい 300 万マルクが擬制資本の大きさを、100 万マルクが現実資本の大きさをあらわし、その差額 200 万マルクが創業利得にあたるわけです。実はさきにヒルファディングが創業利得の原理的規定としていたものは、先の計算式を彼獨得のいいまわしで表

現しなおしたものにはかなりません。しかし、彼は先の計算式における被減数（擬制資本）と減数（現実資本）とを入れかえてしかも「平均利潤を生む資本と平均利子を生む資本との差」などといった人をあざむくようないいまわしをすることによって、彼自身があざむかれています。というのは、彼は創業利得を誤ってつぎのように規定しているからです。すなわち、

「創業利得または発行利得は利潤でも利子でもなくて、資本化された企業者利得である。それは産業資本の擬制資本への転化を前提にする。発行利得の高さは、第1には平均利潤率によって、第2には利子率によってきまっている。平均利潤マイナス利子は企業者利得を決定し、企業者利得は支配的利子率で資本化されて創業利得となる。」（①、336ページ）と。

ここでもヒルファディングは量的なものと質的なものとを明らかにとりがえています。なるほど、利潤の全額配当を仮定すれば、創業利得の計算式 $Gg = P/z' - P/p'$ からして、

$$\begin{aligned} \text{創業利得} &= \frac{\text{利潤}}{\text{利子率}} - \frac{\text{利潤}}{\text{利潤率}} = \frac{\text{利潤}}{\text{利子率}} - \frac{\text{利子}}{\text{利子率}} \\ &= \frac{\text{利潤} - \text{利子}}{\text{利子率}} = \frac{\text{企業者利得}}{\text{利子率}} \end{aligned}$$

（∴ 利潤/利潤率 = 現実資本 = 利子/利子率、利潤 = 利子 + 企業者利得）

となり、創業利得は計算上は企業者利得を利子率で除した高と同じ額に相当することになります。とはいへ、これをもってヒルファディングのよう 「企業者利得は支配的利子率で資本化されて創業利得となる」 などということはできません。なぜなら、資本化されて擬制資本となるのはこのばあい株式収益権（配当請求権）でしかないからです。もしそれとは別に企業者利得も資本化するとすれば、株式証券とは別のなか特殊な証券の流通を想定し、企業者利得請求権なるものの譲渡可能性、売買可能性を想定しなければならなくなります。それはけっしてできない相談です。ヒルファディングは創業利得を「資本化された企業者利得」といい表わすことによって、創業利得は「利潤でも利子でもない」、しかし利潤や利子がそうであるような「独

自の経済学的範疇である」といいたいのかもしれません。しかし、計算上の量的関係にとらわれて平均利潤と利子との差としての企業者利得と創業利得とがなにか質的な関係をもっているかのように言うことは、創業利得をあえて被減数と減数とを逆にして「平均利潤を生む資本と平均利子を生む資本との差」としていたヒルファディングにとっては意味のあることではあっても、創業利得の経済学的範疇規定にはまったく無意味なことです。創業利得の範疇規定にとって決定的に重要なことはそれがいかなる性質の利潤でなくかついかなる性質の利潤であるかを説明する点にこそあるはずです。ところが創業利得の原理的規定におけるヒルファディングの誤りはほかならぬこの点できわまっています。そのことは彼がたとえばつぎのように述べていることのうちにはっきりとあらわれています。

「貨幣資本家は資本の貸しつけによって利子をうけとるが、株式を発行する銀行は、このばあいなにも貸し出さず、利子もうけとらない。利子はむしろ株式所有者が配当としてうけとる。銀行には企業者利得が流れこむ。しかし年々の収入としてではなく、資本化されて創業者利得としてである。企業者利得は継続的な収入だが、それは、しかし創業者利得として一度に銀行に支払われる。」(①, 254ページ)

たしかに銀行が株式の原始取得者であるばあいには、創業利得は銀行の手に帰すことになります。そのさい銀行は創業される株式会社の予想収益あるいは将来利潤につく価格から利得するのですから、なんらかの利潤の先取りがおこなわれていることは否定できません。それは創業利得の重要な特質の一つをなしています。だからといって、ヒルファディングのように創業利得の実体があたかも企業者利得であるかのように言るのはまちがいです。前にも指摘したことですが、ヒルファディングが創業利得を「資本化された企業者利得」と錯誤したような関係がなりたつのは、いわば利子プラス企業者利得すなわち利潤がそっくりそのまま配当とし

て株式所有者のポケットに入るであろうことが約束されているばあいです。このばあい銀行は、その株式を売りに出さないかぎりは創業利得を実現しえず、創業利得を実現するかぎりでは「利子もうけとらない」だけでなく企業者利得もうけとらないわけです。この観点からみるなら、創業利得の実体は株式の原始取得者からそれを継承購入する群小の貨幣資本家たちの貨幣財産であり、ひらくいえばたんなる貨幣資本家の地位に甘んずる従属株主あるいは大衆株主が提供する貢物であります。この点は従来の創業利得論争のなかでも広く認められてきたところであり、少なからぬ論者たちが、ヒルファディングはこの点を見失ったことで最大の誤りをおかしている、と指摘してきました。もっともヒルファディングに創業利得を貢物としてとらえる観点がないわけではありません。しかし、そのばあいも彼は、以下に引用するように、あくまで株式会社の利潤そのものが創業利得形態において銀行に取り立てられると考えています。

「資本主義的所有は以前は主として利潤の蓄積によって生まれたが、いまでは擬制資本の創造が創業利得を可能にする。これによって利潤の一大部分は集積された貨幣権力の手に握られるが、それは、こうした貨幣力のみが、産業資本に擬制資本の形態をあたえうるからである。だが、この利潤は、株主の配当のように年々の分散的収入として彼らに流れこむのではなくて、資本還元により創業利得として、つまり相対的にみても絶対的にみても一大巨額として流れこみ、貨幣形態でただちに新たな資本として機能しうる。このようにして、あらたな企業はすべて、その創業者たちにあらかじめ一つの貢物(Tribut)を支払うが、創業者たちはこれに何をしてやったのでもなく、また、けっしてその企業になんのかかわりあいももつ必要はない。これが巨大な貨幣力権の手にあらたにまた巨額の貨幣が集積されていく道ゆきである。」(①, 276ページ)

ここには擬制資本形成から発生する創業利得が巨大な貨幣権力にとっての巨大な致富源泉に

なっている関係が強調されています。にもかかわらず、ここでは擬制資本の運動のもう一方の担い手である株主という経済的人格をもつ貨幣資本家のことは配当の受け取り手としかふれられておらず、創業利得の発生における詐欺的・投機的契機はまったく等閑視されています。これを述べているのが擬制資本としての株式所有権の流通を論じた「証券取引所」の章（第2篇第8章）であってみれば、このことはなんとも理解に苦しみます。ここでもわれわれは、ヒルファディングは株式会社の利潤に発したものにはかならない、「配当」をその利潤のうち「企業者利得」を差し引いた残りの「利子」とみなして、この「企業者利得」が「資本化」されて創業利得として一括先取りされていると考え、そうすることによって創業利得を株式会社の利潤そのものに還元してしまっている、と解するほかはありません。

ヒルファディングがこうした混乱に陥っているのも、もとはといえば彼が出発点における問題の立て方において基本的な点で重大なところがえをしていたからです。もともと彼は創業利得論の基本問題を、『金融資本論』第7章「株式会社」の冒頭「配当と創業者利得」の叙述をみればわかるように、「株式収益の利子への縮減」(Reuktion des Ertragnisses der Aktie auf Zins)をいかに説明するかという点に設定しています。ヒルファディングのいう「株式収益の利子への縮減」とは文字どおりの「縮減」であって、株式収益は擬制資本との関係では利子に相当する（株式収益/擬制資本=利子率）という意味での「株式収益の利子化」あるいは「配当の利子化」のことではありません。そして彼が「配当」というのは「利子にまで縮減された株式収益」のことであって、配当が一般に意味する株式収益そのもののことではありません。さらにこのばあい彼が「利子」というのは、創業利得の発生が問題となる株式会社の利潤から彼のいわゆる企業者利得を差し引いたものにはかなりません。なぜなら彼は、その「利子」部分は株主の手に帰すると考え、「利潤の他の部

分、すなわち平均利潤マイナス利子——それは本来の企業者利得に等しい——はどこに消えたか」(①, 210) という形で問題を立て、そこから創業利得の説明に入っているからです。これまでの創業利得論争でも指摘されてきたように、ヒルファディングはここでは論理次元の相違に無頓着にあるいはなんの論理的脈絡もなしに、利子と企業者利得への利潤の質的分割における利子と、擬制資本との関係で利潤=配当がうけとる利子形態とを同列視しているだけでなく、前者の利子と配当とを量的にも同一視し、できもしない計算を提起しているわけです（なおこの点を念頭におけば、彼が第7章「株式会社」の冒頭に「配当と創業者利得」としていたのは、現実資本における「利子と企業者利得」は擬制資本においては「配当と創業者利得」としてあらわれるという意図をこめてのことだとおもわれます）。

ところで、私がヒルファディングの創業利得論を問題にしたのは、第1には『金融資本論』の方法的・理論的欠陥はその創業利得論のうちにもっとも集中的にあらわれていると考えたからです。第2にはヒルファディングが創業利得の原理的規定に失敗していることが彼をして独占利潤の法則的認識を不可能にさせ金融資本の概念規定を誤らせる結果に導いていると考えたからです。しかしながらこの2点についてはいかほどのことも説明しあいません。そこで節を改め、検討をつづけ結論にもっていくことにしましょう。

IV 金融資本とキャピタルゲイン

すでにみてきたように、ヒルファディングは創業利得の原理的規定にあたって「平均利潤」範疇を持ち出しています。彼が「平均利潤」や「平均利潤=利子+企業者利得」なる観念にこだわるのは、利潤は剩余価値の転化形態としておよそすべて平均利潤に帰着し、利潤が問題となるところでは経済学の法則はもっぱら平均利潤法則として貫かれる、と考えているからです。

彼が創業利得をその取得者にとっての利潤とはみなさず、ましてや独占利潤とはとらえない理由の一つもこの点にあります。そのことは配当請求権である株式を「利子指図証」あるいは「利子請求権」と呼んでその売買についてつぎのように述べていることからも明らかです。

「この利子指図証の売買は、生産または利潤の実現(たとえば商品販売におけるような)にはなんら影響しない経済的な一現象であり、私的な所有分配における純然たるズレ (Verschiebung) である。だから、投機的損得は、ただ利子請求権にたいするそのときどきの評価の差からうまれるにすぎない。それは利潤ではなく、剩余価値の分けまえではなくて、企業から株式所有者にゆく剩余価値の分けまえにたいする評価の動搖からうまれるものにすぎない。…それは純粹な差益 (Differenzgewinn) である。資本家階級そのものはプロレタリアートの労働の一部分を等価なしに占有し、それによって利潤をあげるが、投機業者たちは相互に利得をうばいあうだけである。1人の損失が他人の利得である。儲けは他人のかねである。」(①, 263ページ)

要するにヒルファディングが利潤というのは剩余価値あるいは平均利潤形態におけるその分けまえのことなのです。しかし、上の彼の一文が含む問題点はたんにそのことにとどまりません。ここには彼が、擬制資本の運動の基礎上での寄生的利得すなわちキャピタル・ゲインの発生と創業利得とを無関係なものとみなしていることが端的に示されています。では創業利得は差益ではないのでしょうか？それは投機的にひとのかね（貨幣）から儲けたものではないのでしょうか？いや創業利得自体はあくまで擬制資本の売買差益としてのキャピタル・ゲインの一形態です。擬制資本＝株式価格の本源的形成過程そのものから生ずる差益としてのキャピタル・ゲイン、いいかえれば銀行であれ株式会社であれ株式の原始取得者がその継承取得者から貨幣をまきあげることによって獲得する独占利潤——それが創業利得です。創業利得が独占

利潤である理由は後に述べるとして、ヒルファディングのように株式価格の変動を利用した投機的利得と創業利得とを範疇的に異質のものとして取り扱うことは誤りです。

この点にかぎらず、『金融資本論』は金融資本の支配と不可分なる経済的諸現象の説明において、総じて、投機的・詐欺的契機を極端に軽視し、そうすることによって金融資本の寄生的性格をほとんど看過してしまっています。そうなったについてはさしあたり三つの理由が考えられます。それは第1に、ヒルファディングの株式会社論あるいはそこでの擬制資本論が眞の意味での資本の動員論を欠いていることの結果です（『金融資本論』の第2篇は岩波文庫でも国民文庫でも「資本の動員、擬制資本」となっていますが、ここで「資本の動員」と訳されている Mobilisierung des Kapitals という言葉はヒルファディングにあっては擬制資本の形成そのものを意味しており、「資本の動化」あるいは「資本の換算」とでも訳すべきです）。もっともヒルファディングは株式会社制度に特徴的な本来の意味での資本の動員についてまったくふれていないというわけではありません。彼は、株式会社においては「貨幣市場への呼びかけは貨幣をもつすべてのものへの総呼びかけ」であって、「株式会社では分散的な貨幣資本が擬制資本の形態で結合される」、という指摘をしています。しかしそうした指摘は理論的に展開されているというにはほど遠く、資本の動員の問題はつぎのように資本の動化の問題に解消されています。すなわち「一方で、あらゆる貨幣はますます銀行に流入し、銀行の媒介によってのみ貨幣資本に転化されうるように発展していく。他方で、資本は銀行資本の産業資本への転化により貨幣形態で実存することをやめ、したがって銀行資本の適当な構成部分たることをやめる。この矛盾を解決するものが資本の動化である。すなわち資本の擬制資本への転化つまり資本化された収益指図証への転化である。」(①, 251ページ)と。ヒルファディングのいわんとするところを先の創業利得についての設

例にしたがって例解すればこうです。まず銀行は産業企業（株式会社）に100万マルクの貨幣資本を供給する。その100万マルクの資本は産業資本として年率15%，年15万マルクの利潤をあげるなら、その収益力は利子率5%で資本化されて、擬制資本（株式）300万マルクの価格をもつ。銀行はこの擬制資本を売って、この過程の遂行者として当初に提供した100万マルクとの差額200万マルクを創業利得として手に入れる……。このばあいヒルファディングは、銀行が最初から「貨幣資本を擬制資本の形態で市場に提供する」（①，251）と思い込んでいることにわざわいされて、また、「銀行が社会の全貨幣の処理権をもつ」（①，252）という意味を取り違えて、肝心の300万マルクの貨幣がどこからきたかを見失っています。この擬制資本の購入にむかう貨幣資本の運動とそこでの貢物の調達の機構が見失われるかぎり、創業利得の投機的、詐欺的、寄生的性格が不明にされるのはある意味では当然のことです。

第2の理由はヒルファディングの特異な「理論経済学」観にかかわりがあります。彼は経済活動における意志的、管理的要素をおしなべて経済理論にとって非本質的な問題とみなしていますが、そのことはとりもなおさず金融資本の配当政策や価格操作やその他の金融的術策を金融資本論にとって非本質的な問題とみなすことを意味します。事実問題としては彼は、アメリカのトラストの形成期の配当政策や過大資本化の金融技術やあるいは大銀行・大投機業者の情報の予知能力にうらづけられた投機の確実性などについて興味ある指摘をしてはおりますが、しかし、創業利得と「平均利潤」範疇を誤って結びつける論理に妨げられてその指摘も理論的には生かされません。

第3の理由はより明確でより直接的です。「投機は容易にこれを支配することのできない一大市場場をこそ前提にする。独占は投機の死である。」（①，285）こうヒルファディングは述べています。彼は証券投機についても商品投機についても投機とはもともと特定の個人ない

しグループが独占的地位にたつことを許さない市場、価格変動の予測可能性や操作可能性が排除された市場に固有のものであると考えているのです。ヒルファディングのいうようにカルテルやトラストの商品が投機の対象とならず、そのかぎりで「独占価格の形成が価格の変動を、したがって投機を停止させる」（①，298ページ）ことは明らかです。だからといって、そのことからカルテルやトラストが常套手段にしている買占めの投機的性格を否定したり、金融資本による有価証券取引の投機的性格を否定したりするのは誤りです。

ところでレーニンは『帝国主義論』の第3章で、定義されたばかりの金融資本概念の展開にあたって金融資本と独占利潤との関連を確定すべく、つぎのように問題をたてています。すなわち、「われわれはいまや、資本主義的独占の『業務遂行』が、商品生産と私的所有という一般的環境のなかでどうして不可避的に金融寡頭制の支配になるか、ということの叙述に移らなければならぬ。」（『帝国主義論』岩波文庫，78ページ）と。「独占は投機の死である」と主張するヒルファディングに欠けているのはまさにこの観点です。しかも実はヒルファディングの金融資本概念はこの観点の欠落と創業利得論の誤りとが一体化したところに完成をみています。すなわち、

「投機の理想にかわって、『安定価格』つまり投機の死という理想への投機があらわれる。取引所と商業とは、いまや投機的とされ排斥すべきものとされて、産業独占のために除去される。産業利潤は商業利潤を併合し、みずからが全体として資本化されて創業者利得となる。つまり金融資本として最高の資本形態にまでたった三位一体者の獲物となる。というのは、産業資本は父神で、それが商業資本、銀行資本を子神として解放したのであり、貨幣資本は聖靈であるが、それらは三つでありながら、しかも金融資本においては一つとなっているからだ。」（②，81ページ）

つまり、ヒルファディングによれば、金融資

本とは産業の独占化が商業の独立性を止揚したことにより商業利潤をもあわせの むようになった産業利潤をまるごと資本化して、彼のいう「カルラル利得」あるいは「独占利得」を創業利得形態で獲得するまでに発展した「最高の資本形態」である、というわけです。いまでは私が前にヒルファディングの金融資本は株式会社の利潤を創業利得形態で獲得することによって増殖していく銀行の貨幣資本だと言ったことの意味も了解していただけだと思います。彼の金融資本概念は結局のところ、(1)創業利得の直接的源泉は公衆からまきあげた貨幣財産であることを見失っている点で、(2)金融資本にとっての創業利得以外の種々の投機的、独占的キャピタル・ゲインの意義を看過している点で、(3)独占価格の設定によって高められる株式会社の利潤は創業利得の形態をとることなく金融資本の直接的致富源泉となることを無視している点で、(4)独占価格にともなう独占利潤は他方の創業利得などのキャピタル・ゲイン形態の独占利潤を高め確実にする関係を正しくみぬいていない点で、致命的な欠陥をもっているといえます。

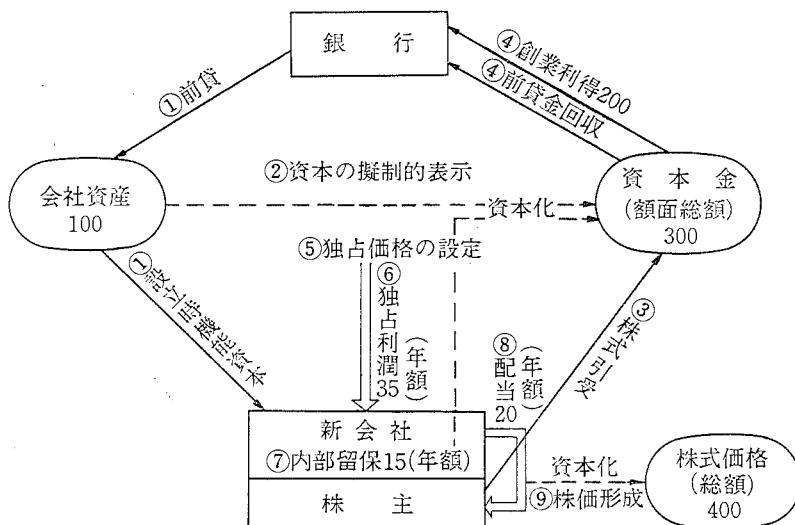
以上私はヒルファディングが金融資本と独占利潤の連関についてなにを論じなにを論じていないかを、その点でヒルファディングからなにを学びなにを学ぶべきでないかを、述べてきました。ここであらためて確認すべきは、金融資本は商品を独占価格によって販売することと資本そのものを商品として独占的に取引きすることとを自己の機能のうちに一体化することによって「全社会にたいして独占者への貢物を課している」ということあります。私が独占利潤法則と呼んでいるものはこうした関係を理論的に展開する過程から導かれる金融資本、独占価格、独占利潤の内的、必然的な相互連関にはかなりません。

V 金融資本、独占価格、独占利潤

これまで問題にしてきた創業利得は歴史的にみて資本主義の独占段階に特徴的な現象です。

創業利得が発生するためには株式会社制度が株式証券市場を確立させるまでに発展し、株式会社の財務会計 (financial accounting or accounting for finance) が制度化していることが不可欠の前提条件となります。また株式証券市場が確立しているということは、もはやたんなる擬制資本の私的所有者にすぎなくなった群小の貨幣資本家（無機能資本家）が大量に存在し、したがってそれだけの金利生活者層が累積していることを意味します。こうした事態が19世紀末から20世紀初頭に出現したことはよく知られていることです。しかし、たんに歴史的にだけでなく論理的にみても創業利得——今日資本剰余金と呼ばれているすべてを含む——は独占の出現と支配とに規定された範疇だということができます。このことは以下の説明において明らかにされるはずです。

ヒルファディングは創業利得の原理的規定にあたって株式の額面価格総額を最初から擬制資本化したものとして取り扱っていました。このばあい彼は一方で創業利得はすべて銀行に流入するとしていたかぎりで、会社の設立、創業をその主要な業務の一つとしていた当時のドイツの銀行を現実的的前提として思い浮かべていたということができましたし、他方で最初から株式資本そのものが擬制資本に転化しているとしていたかぎりで、アメリカの独占形成期のトラストの設立に典型的な「過大資本化」とその創業利得とを念頭においていたといえます。いま後者の事情についていえばこうです。ヒルファディングの想定した創業利得が発生するためには、たんに株式会社制度が一定の発展段階に達しているというだけでは十分ではありません。額面総額自体が擬制資本としてすでに現実資本にたいして「水をわられて」いる株式が発行され、その相場が額面を割らず、したがって一定の配当が維持されるためには、新たに設立される会社が将来にむかって独占的高利潤を見込みうる条件がはじめから与えられていることが必要です。このことを試みに図解したのがつぎに掲げる別図です。この図では擬制資本形成が二度に



注) →→は貨幣の流れを示す(→は反復的な流れ)。①②---は時系列を示す。
利子率は5%, 単位はたとえば億とする。

わたっておこなわれている関係が示されています。一度は会社設立時の資産の水増し計上によるもので、水増し分は観念的には将来の予想収益力を資本化したものとみなすことができます。これは一般に「過大資本化」と呼ばれている金融的・会計的操作にあたるものといえます(この点で「過大資本化」は株式発行にあたっての会社資産そのものの擬制資本化といってよいでしょう)。このばあいの会社資産100(前貸分)と株式発行によって調達された300との差額200の創業利得は株主たちから献呈された貢物であることがわかります。二度目の擬制資本形成は配当の20が5%の利子率で資本化されることから生ずる株式価格400の形成であって、この擬制資本形成は一度目の資本化とは直接には無関係です。ここでは株価形成はもっぱら利潤の再分配部分である配当の見込みと利子率の変動とにかかる現象であることが示されています。この擬制資本形成においては株主に創業利得の発生の可能性が生じます。とはいっても現実的な獲得は配当が一定の水準になるまでその株をもち続けることのできた、そして配当の大きさを政策的に決定しうる支配株主にたいへんは限られるであります。ここに発生する創業利得はいわゆる株式プレミアムと呼ばれ

ているものにあたります。

ところでこの図はけっしてアメリカの独占形成期における創業利得の発生機構をそれ自体として例解したものではありません。それはむしろヒルファディングの説いた設例の延長線上にあるものです。むしろヒルファディング批判を意図して書かれたといった方が適切かもしれません。いずれにせよ、この図がヒルファディングの説明とまったく異っていることは明らかです。最大の相違は、ヒルファディングが「平均利潤」を問題にしていたのにたいしてこの図は独占利潤を問題にしていることと、ヒルファディングが利潤の全額配当を仮定するか、さもなければ非配当利潤としてたかだか株式会社の管理費用や役員報酬だけを考慮していたのにたいして、この図はいわゆる内部留保すなわち株式会社の蓄積を考慮していることとの、二点にあります。この二点は決定的に重要な意味をもっています。およそ資本蓄積をおこなわない(あるいはおこなおうとしない)株式会社を考えることはできません。創業利得の発生と資本蓄積と配当との三つの条件をすべて満たすためには、この図で仮定したように、またレーニンがアメリカのトラストの「過大資本化」について述べているように、「将来の独占利潤を計算に入れ

る」必要があります。しかもそのばあい創業利得の第1次的発生は将来の独占利潤を計算に入れた「過大資本化」つまり株式の「水増し」(「水増り」)そのものからもたらされるとなればなりません。ヒルファディングは「水増しは創業者利得とは関係がない」、「事情により水増しは、創業者の分けまえを創業者利得以上に高めるのに格好な金融技術上の手段となる」と述べていますが、彼は資本蓄積を考慮せずかつ創業利得が株主たちの貢物である関係を見失ったために、もっとも典型的な創業利得の獲得手段である水増しを創業利得でないと考えているのだとおもわれます。なお、ヒルファディングが「過大資本化も価格に影響をおよぼすことは、けっしてない。擬制資本が額面上ふくられたために価格法則がどのようにか変更されるとするには、おかしな考え方である」と述べているのもおかしなことです。なるほどそなにはちがいありませんが、彼はどんな価格が「過大資本化」を可能にするのかを問うべきであったのです。「過大資本化」と株価形成とを媒介しているのは独占価格の設定であり、より基礎的な過程からいえば、新会社の設立と同時並行的な独占の出現および支配であります。

上に述べたことは理論的にも実証的にももっと精確を期す必要があります。しかし、これまでに説明してきたことをもってしても、創業利得も株価も独占の出現と支配に規定された範疇であって、創業利得においては独占利潤のある種の先取りがおこなわれている、ということは明白です。しかもそのさい独占価格の設定にともなう独占利潤は別に配分され、この独占利潤が先取りされるというわけではないこともすでに明らかです。こうした問題について興味ある分析を試みている労作の一つに中村萬次氏の『会計政策論——アメリカ独占体の会計政策——』(ミネルヴァ書房、1969年)があります。それによれば、アメリカの独占形成期のトラスト設

立における「過大資本化」が独占価格の設定や独占利潤の実現と密接不可分であったことがよくわかります。とくに興味をひくのは、(1)新設トラストの資産の水増し計上そのものが独占価格の設定による独占利潤を見込んでいること(独占的超過利潤をあてこんだいわゆるのれん good will の擬制的表示)、(2)水増し部分にみあう架空資産の架空償却(いわゆる水抜き)のための会計技法が独占価格の設定基準、目標収益率(資本収益率)の達成基準としての意義をもっていること、(3)商品の独占価格での販売による独占利潤の確保はその後の配当政策、株価操作をつうじた新たなキャピタル・ゲインの確保を可能にすること、(4)そうして得られた巨額の創業利得、キャピタル・ゲインが競争企業の買い取りや会社支配の資金源となって、独占と金融資本の力をいっそう強大にしていくことなどの諸点です。

こうした財務会計がいかなる特殊性をもつものであれ、税務会計と一体となって展開される巨大株式会社の金融的管理(financial management)は、減価償却政策や配当政策や価格政策の物質的な基礎として、したがって金融資本的な蓄積の重要な手段として、今日その意義をますます増大させてきていることは明らかです。この報告では、擬制資本の所有集中の独占的取引のいま一つの側面、すなわち参与制度に象徴される金融資本の支配秩序の問題には立ち入れませんでしたが、この点を考慮すればするほど金融的術策をつうじた独占利潤の獲得・分配・移転の機構に分析のメスを入れていくことの重要性が痛感されます。いうところの「営業の秘密」の暴露も独占の暴利の規制もこの報告が重視してきた金融資本の投機的寄生的利得様式、とりわけキャピタル・ゲイン的な独占利潤に手をつけることなしには不可能だからです。

付記：紙数の関係で注を割愛しました。なお
大会報告を構成および内容とも少なからず
変更したことを申し添えておきます。

森岡報告についてのコメント

佐々木秀太

森岡氏の報告は、この分野における從来の研究動向から見ると、かなり大胆で斬新な問題提起を含んでいます。従って私の研究力量の及ばない面もあり、また時間や紙幅の関係もあって、かなり不十分なものですが簡単にコメントをさせてもらいます。

森岡氏の報告は、ヒルファーディング以来のいわゆる「独占資本主義論」といわれるものを総括的に批判の対象として設定しているものと思われます。直接念頭に置かれている最近の我国の研究については、他の所（本誌「研究展望」）で述べていますので、ここでは割愛します。ただ、これらの研究と森岡氏の基本的な考え方の違いについてだけ重複になるかもしれませんのが若干触れておきたいと思います。

『通信』に連載されてきた『帝国主義論研究入門』からもわかるように、森岡氏は、『資本論』+『帝国主義論』を『現代資本主義の一般理論』と理解しています。ところが、「独占資本主義論」の構築を現代の経済学の課題と考えている人達は、『帝国主義論』には「独占価格論」がない、ということをその重要な論拠として『帝国主義論』とは別のものとして「独占資本主義論」の構築が必要であると主張しているわけです。その際重要なのは「独占価格論」の「論」の意味です。「論」がない、というのは要するに法則的把握がない、ということです。そこで考えられている法則とは、言わば『資本論』的な法則、すなわち「均衡法則」とでも言うものです。従って「独占価格論」は『資本論』における「生産価格論」的視角と方法を適用することによって解明しうる（しなければならない）ものと考えられています。そこで価格形成の主体であり、理論の対象であるのは、商品の生産と販売をめぐって市場に登場する産業資本であり、その巨大化

したものが独占資本、そしてこの資本の巨大化による市場における競争の形態変化が「独占」と規定され、競争の形態変化によって形成される均衡価格が独占価格と規定されるわけです。

従って、まず第一に産業独占と銀行独占は当面は切り離され、金融資本概念はこの段階=「独占価格論」では問題とされないことになります。『通信』前号で紹介した『独占資本主義論の展望』と言う本を見ると、金融資本と言う概念は、独占資本の「資金調達様式」のところに出て来ます。従って、産業独占と銀行独占の関連は、独占的産業資本の資金調達力の問題となり、独占価格や独占利潤とは直接関連をもたないものとなります。また同時に法人による株式所有は、企業支配の問題としてのみ視野に入ることになり、いわゆる「法人資本主義論」に接近します。

第二に、独占=競争の形態変化という規定からすれば、独占の計画性、支配・強制さらには投機や金融的術策といったものは、経済学的理論範疇ではない、ということになり理論体系から排除されることになります。さらにこの他にも、原料・資源独占、技術独占、労働力独占、情報独占といったものも理論にとっては直接的に関連のないものとして、せいぜい参入障壁の一種または競争力の相対的優位性といった副次的な位置づけを支えられるにすぎないことになります。

こうしてみると森岡氏の報告の斬新さといったものがかなり明確に理解してもらえるのではないかと思います。森岡氏の場合は、大まかに言えば、金融資本を直接の対象（経済的主体）と設定し、独占利潤法則を独占価格法則に従属ないし解消する議論を批判しつつ、商品の独占価格によって獲得される利潤（以下では「狹義の独占利潤」と呼ぶことにします）といわゆ

る「キャピタル・ゲイン」をトータルに独占利潤と規定し、その相互関連の中に法則性を見ていこうとしているものと思います。またこう規定する事によってのみ、金融資本概念と独占利潤概念が整合的に対応するものと主張されるわけです。私もこうした視角には基本的に賛同するものですし、この点を前面に押し出したという点だけでも森岡氏の報告は画期的な意義をもつものと考えています。それをふまえて、報告の具体的な内容についてその意義と問題点をいくつか述べてみたいと思います。

第一は金融資本の概念についてです。理論的概念は、具体的分析から抽象されたものですが、また具体的分析の道具（ツール）となるべき使命をもっています。金融資本（産業独占と銀行独占との融合あるいは癒着）を具体的に把握する際に何を軸にして見ていかくかということが問題となります。その際ここで言われている独占利潤法則だけでは十分ではないように思われます。戦前の日本については「財閥」が、戦後については「ワンセット主義の六大企業集団」が金融資本と等置される場合には、いわゆる株式所有や資金調達が軸になっていると思います。このような把握と森岡氏の独占利潤を軸とした把握の関連については、（森岡氏自身も述べていますが）問題は残されています。その際（後でも若干述べますが）、独占段階とはいえ、同一部門内の企業間の競争は種々の側面で残存しますし、上に述べた企業集団から相対的に独立した企業行動も色々な側面や時点でみられます。こうした問題をどのように位置づけていくかも私は残された問題であると思っています。

第二に、第一の問題とも関連しますが、独占ないし金融資本と株式会社の関連です。周知のように独占段階の支配的資本類型を「株式資本」と規定したのは宇野派の人達です。それをめぐって、独占（資本）と株式会社の関連をいかに把握するかについて、従来からかなり議論のあるところです。キャピタル・ゲインの主要なものを創業利得におくとすれば金融資本にとって株式会社は不可欠の一契機として位置づけられるも

のと思われます。森岡氏の指摘する証券市場や財務会計の発展と独占、金融資本、独占利潤の物質的基盤の関連についてはなお検討すべき問題が残されていると思います。特に証券市場の発展や、そこへの銀行や企業のかかわり方は、国によってかなりの違いがあることも考慮しなければならないと思います。

第三は、創業利得についてです。創業利得といわれるものは、主に二つの形態があると思います。一つは「資本の過大評価」によるいわゆる「水増し」です。この場合には、現実資本と株式の額面総額の差が創業利得となります。平均利潤を規定要因に入れるかどうかを別にすれば、ヒルファーディングの指摘したのはこの場合だと思います。もう一つは、主に増資などの場合だと思いますが、額面総額と現実資本が一致していても、株式を時価発行することによって、時価と額面の差（株式プレミアム）が創業利得として発行機関の手に入ります。（森岡氏の場合は、増資ではなく配当政策による時価の差を考えているように思われますが。）

問題は、このいずれの形態も株式が利子率を媒介として、擬制資本として流通することを前提にしているわけで、その限りでは独占と直接むすびつくものではないと思います。しかし、独占ないし「狭義の独占利潤」とむすびつくことによって、それが大規模に、しかも計画的に獲得されうることは明らかです。初期の鉄道会社がかなり冒険的な一計画的でない一投機の対象となつたと較べると、原料・資源独占などと結びついた、新会社と独占の形成は、かなり確実な収益性を保証されており、株式の「水増し」もそれだけ計画性をもつたものとなると言えるでしょう。そしてその基礎は、計画的な「独占価格」の設定と「狭義の独占利潤」の計画的な獲得と言うことになります。そして「狭義の独占利潤」と「キャピタル・ゲイン」を媒介するのは企業の価格政策や配当政策ということになります。こうしてみると森岡氏の独占利潤法則の基礎となっているのは、種々の形態の「独占」（生産、原料・資源、労働力、技術、情報）であり、その結節点は

森岡報告についてのコメント：佐々木

金融資本の「計画性」とその「強制」ということになります。この点を従来の議論とつきあわせて見ると、かなり論理次元の異なる問題であることが理解されると思います。従来の議論は、独占資本の計画的な行動（ビヘイビア）の有効性と限界について、かなり抽象的な次元で問題としていたことになります。この点を、金融資本の支配＝強制という議論で割り切れるかどうかは、私は疑問をもっています。金融資本の計画性と、それが市場で実現されるかどうか、という問題にはかなりギャップがあるというのが私の考えです。計画性の実現の場である生産、投資や市場では、独占ないし金融資本が単一の主体としてではなく、相対的に独立した個別資本（企業）として行動する側面がかなり残されている、というのが私の現実把握であり、この問題を理論上も無視しえないのでないかと思います。独占段階に特徴的とされる資本の慢性的過剰傾向もこうした側面の現われではないかと考えています。従来の「独占価格論」が問題としてきた価格と生産量と過剰資本の関係が、この点との関連でもっと具体的かつ理論的に検討される余地は残されているのではないかと思います。

創業利得に関する第二の問題は、創業利得の本質にかかわるもので、森岡氏はそれを貨幣財産の収奪と捉えていると思いますが、私の知る限りでは、「独占利潤の先取り」とする見解がかなり支配的ではないかと思います。この点は不勉強でこれ以上のこととは言えませんが、例えば、資本を過大評価した場合、配当によって株価を維持しようとすれば、過大化の割合が大きいほど利潤の企業外流出は増大し内部蓄積は低下します。また増資の際に創業利得を増大しようとす

ば、前もって配当をふやし、株価をつりあげておく必要があります。この問題をふえんすれば、金融資本の利害と個々の企業の利害の関係をどのように理解するかという問題になります。金融資本の計画性が基本であるとしても、先程も指摘したように個々の企業の相対的の独立性も無視できないよう思います。従って利潤の企業外への流出という問題はかなりの重さを持っていると考えます。森岡氏が、創業利得とは別に、利潤は一方は配当として株主の手に、他方は内部留保として株式会社の手に獲得されるというときに、この問題はかなり重要ではないかと思います。

以上かなり断片的で報告の主旨にそったものになっているかどうか自信がありませんが、個々に指摘した点は、私自身の研究課題でもあると理解して了解していただきたいと思います。そしてこれらの点は、森岡氏の報告の意義を決して低めるものではありません。独占利潤を、金融資本概念との関連で、「狭義」のものとキャピタル・ゲインの総体として捉え、その関連に法則性を見るという視角は、原料・資源、労働力など将来にわたる生産能力の独占を基礎に、情報独占に基づく現実的計画性（精神労働の独占）をもって、最大限の利潤獲得を目指す金融資本の本質把握にせまるものとして、画期的と言えるのではないでしょうか。森岡氏の報告の最大の意義はこの点にこそあると思います。

（附記、このコメントは森岡氏が改稿された原稿に基づいていますので、当日の発言とは若干異なったものになっていることをお断わりしておきます。）

（筆者 所員・京都支部）

[研究展望]

独占資本主義論の動向をめぐって

〔掲載開始にあたって〕このたび本誌編集局では経済学の諸分野の現状で課題を総括した記事を「研究展望」と題して毎号掲載することにしました。これは個別分野についての専門的なサービスを意図したものではなく、あくまで読者のための経済学の研究入門あるいは研究案内をねらったものです。取り上げる文献は原則として単行本にかぎり必要に応じて論文に言及することにします。取り上げるテーマについてはあらかじめ当研究所の共同研究部の協力をえて共同討論の場をもつよう努めますが、掲載内容は執筆者の個人責任に属し、当研究所としての見解・評価でないことをいうまでもありません。

編集局

I 独占資本主義と古典研究

1 独占資本主義論をめぐる一般的な状況

さきごろ高須賀義博氏の編集で『独占資本主義論の展望』(東洋経済新報社、1978年)が出版された。独占資本主義の理論的研究の現状を整理したこの書物は、近年のわが国においてこの領域の研究がかつてなく活発になってきていることを如実に物語っている。この書物の内容の検討は別として、近年の独占資本主義論の盛況は、大ざっぱにいって、つきのような事由に起因しているようにおもわれる。(1)現実の経済生活においてますます強まる独占資本主義の支配と圧迫とが、独占価格や独占利潤、あるいはインフレーションや構造不況や過剰資本といった経済的諸現象の研究の重要性を高め、独占

資本主義の機構と運動法則との理論的解明を促進していること。(2)『資本論』を典拠とする資本主義一般の理論に比し独占資本主義の理論の体系化(一般理論化)が著しくたちおくれているという課題意識から、独占資本主義論がわが国のいわゆる経済原論の研究領域にとりこまれるようになってきたこと。(このことには、経済学の基礎理論教育において独占資本主義論を講ずる必要性が増大してきたという事情や、わが国で有力な学派の一つをなすいわゆる宇野理論が独占資本主義論の一般理論化を拒否してきたという事情が関係している。)(3)近年のわが国のマルクス主義経済学においては国家独占資本主義についての多面的論争が展開されてきたが——池上惇『国家独占資本主義論争』(青木書店、1977年)をみよ——その論争そのものがそこで取り扱われる問題の性質上、独占資本主義の理論的研究の深化を要請してきたこと。

従来、独占資本主義論の根本問題である独占や金融資本の研究は、各国の独占成立史や金融資本成立史の研究として、経済政策や経済史の領域の研究者たちによって、歴史的分析という観点からなされるばあいが多かった。こうしたタイプの研究では、独立の著作としては呉天降『アメリカ金融資本成立史』(有斐閣、1971年)以降めぼしい労作はあらわれていない。これにたいし、最近の研究の特徴は一方では、独占価格、独占利潤、独占資本主義の産業循環、などについての理論的分析がさかんになってきたことにあるとともに(本稿Ⅱ参照)、他方ではヒルファディング『金融資本論』(1910年)やレーニン『帝国主義論』(1917年)の再検討が独占資本主義論の体系化あるいは帝国主義論史と

いう視点から試みられてきていることがある。このばかり、しかし、帝国主義・独占資本主義の歴史的分析と理論的分析とは相互媒介的に結びついてはおらず、また、以下にみると古典研究と現代的理論構築との間にも研究の方法上反省を要する問題が含まれているようにおもわれる。

2 古典研究の動向

帝国主義論史を概括的に叙述した近年のわが国の著作には、降旗節雄『帝国主義論の史的展開』(現代評論社、1972年)、宇野弘蔵監修『講座帝国主義の研究』第1巻「帝国主義論の形成」(青木書店、1973年)、入江節次郎・星野中編著『帝国主義研究』Ⅱ「帝国主義の古典的学説」(御茶の水書房、1977年)などがある。はじめの二つは宇野理論にしたがって書かれており、いわゆる方法的「三段階論」をとる宇野理論を唯一絶対の基準として帝国主義の古典的諸学説を評価・裁断している。これらの文献から独占資本主義に独自の経済学的諸範疇についての原理的规定が学説史上どのように深められてきたかをさぐることはもとより望むべくもない。入江・星野両氏の編著になるものは、これまでの帝国主義論史関係の研究としてはもっとも包括的であって、年表や文献目録もよく整備されている。しかし、筆者たちは学説史を整理する基準理論——その意味でのあるべき帝国主義論あるいは独占資本主義論——を明確にさせないまま、帝国主義史論と帝国主義論史とを重ね合せにしてすぐれて歴史的・年代的に叙述しているために、経済史と経済学説史とをつなぐところにしか経済学(の理論)はなりたちえない、という結論にたちいたっている。この種の方法は帝国主義の問題を経済理論とは区別された経済史の問題とみて、しかも経済学の理論体系を経済学の理論史におきかえるヒルファディング『金融資本論』の方法にきわめて近いものである。

ヒルファディング『金融資本論』の研究は最近では一つのブームとなっている感がある。単

行本としては、W・ゴットシャルヒ、保住敏彦・西尾芝子訳『ヒルファディング』(ミネルヴァ書房、1973年)、倉田稔『金融資本論の成立』(青木書店、1975年)、飯田裕康・鈴木芳徳・野田弘英・高山満『ヒルファディング金融資本論入門』(有斐閣、1977年)、などがあるが、その他に『金融資本論』の論理構造を中心的テーマとした多くの論文が書かれている(文献については、森岡孝二「独占理論におけるヒルファディングの問題」、関西大学『経済論集』、経済学会創設50周年記念号、1978年9月、をみよ)。また、信用論関係の著作、論文でもヒルファディングの株式会社論とその核心に位置する創業利得論がいまなお論議されている。さらに本誌第20号掲載の小淵港「ヒルファディングと経済民主主義」にみられるように、ヒルファディングのいわゆる組織資本主義論や経済民主主義論があらためて検討・批判されてきているにしても、最近のヒルファディング研究の新たな動きをみることができる。

これらの文献についてはいろいろ論評を加えるゆとりはない。ただ独占資本主義論の方法にかぎっていえば、『金融資本論』は独占資本主義論をいかに展開してはならないかという見本ではあっても、いかに展開すべきかという見本にはしないことを確認しておくことが重要である。以下にこの点についての筆者の考え方を述べておこう。

3 帝国主義と独占資本主義

帝国主義をヒルファディングが金融資本の経済政策と規定し、レーニンが資本主義の独占段階と規定していることはよく知られている。そしてこのことは資本主義の歴史的発展の段階規定においてレーニンがヒルファディングよりすぐれていることを示す理論的証左であるとされてきた。しかし、たんに歴史的段階規定としてだけなら、ヒルファディングにも帝国主義を「独占の時代」あるいは「金融資本の時代」としてとらえる見地がないわけではない。なるほどこの面でもレーニンの分析はヒルファディン

グに比しはあるかに具体的かつ厳密であるが、レーニンにあってヒルファディングに決定的に欠けているのは、「帝国主義はその経済的本質からすれば独占資本主義である」という認識である。レーニンが帝国主義を資本主義の独占段階と規定するとき、帝国主義は「自由競争の支配する古い資本主義」に対して「独占の支配する新しい資本主義」として歴史=具体的に特徴づけられている。これにたいし、レーニンが帝国主義を独占資本主義と規定するとき、帝国主義の獨自的本質が資本主義一般の関係において論理=抽象的に特徴づけられている。独占資本主義と資本主義一般との関係は、資本主義的商品主義と商品生産一般との区別と連関にたとえることのできる関係である。いずれのばあいも問われるべきは資本主義的生産諸関係の体系の内的・重層的な相互関係であって、ここには歴史=具体的な関係に入りこむ余地はない。ところがヒルファディングはマルクスが資本主義のもっとも基底的な生産関係として商品生産一般を論じた「商品と貨幣」の理論（『資本論』第1巻第1篇）を歴史的単純商品についての理論ととりちがえ、しかもそのうえに、自由競争（資本主義一般）と独占（独占資本主義）との相互関係を理論的分析においても誤って歴史的に——前者を後者にとって歴史的に過ぎ去ったものとして——取り扱っている。そうすることによって結局は、独占と自由競争の矛盾を看過するとともに、金融資本の支配のもとでも資本主義一般の枠組がほかならぬ金融資本がそのうえで運動する地盤としてしっかりと保持されている関係を見失っているのである。

ところで一般に帝国主義と独占資本主義という二つの概念の相違については、前者は他民族の抑圧の世界的体系あるいは世界資本主義経済の内部構造にかかわる概念であり、後者は国民経済における独占支配の経済的側面あるいはその経済的基礎過程にかかわる概念である、と理解されている（前出『独占資本主義論の展望』の第1章における本間要一郎氏の説明を参照）。これはこれで肯定してよいが、より重要なこと

は帝国主義=独占資本主義の時代という関係をみてとることである。あえて誤解を恐れずにいえば、帝国主義という概念は歴史学的・経済史的な概念であるのにたいし、独占資本主義という概念は経済学的・経済理論的な概念である。このことはつぎのようにいいかえた方がわかりやすいかもしない。すなわち、資本主義経済学の現代的体系（現代における経済学の一般理論の論理的展開）はそのうちに「帝国主義」の部篇を含むことはできないが、「独占資本主義」の部篇は含まれなければならない、と。現代経済学の体系がそのうちに「商品生産」「資本主義」「独占資本主義」の部篇をすべて欠かすことなく含まなければならぬのは、そうするようほかには現代の資本主義のうちにそのもっとも展開された全体構造をもつ資本主義的生産諸関係の体系の総体を理論的に表示しえないからである。（たとえば、「重商主義」「自由主義」「帝国主義」という部篇をもつ「体系」はけつして経済学の理論体系ではありえない。）

この点では上掲の帝国主義論史を取り扱った文献が一様にレーニン『帝国主義論』のうちに「論理=歴史的」的偏向を指摘しているのはあたらない。論者たちはレーニンが帝国主義について与えている歴史=具体的特徴づけと論理=抽象的な特徴づけを区別できず、みずからいわゆる「論理=歴史説」に陥っているのである。また本稿のIIで取り上げる「独占資本主義論」関係の文献がレーニンの『帝国主義論』は独占形成論や独占価格形成論を欠いているといって批判していることもあたらない。批判者たちは、成熟した独占や独占価格の分析から出発することなしに、資本主義の一般的諸法則がなにか演繹的に独占的諸範疇の規定を導き出せるという考えにたち、そのかぎりでやはり「論理=歴史説」に陥っているのである。いずれにせよ、資本主義の歴史的発展と資本主義経済学の論理的展開とを機械的に同一視したヒルファディング『金融資本論』の方法的欠陥に留意せずに、その方法をもってあるいは「帝国主義論」の方法とし、あるいは「独占資本主義論」の方

法とするなら、帝国主義の歴史的研究をもって独占資本主義の理論的研究に代えるか、さもなければ資本主義一般の理論をすっかり独占資本主義の理論に置き替えるかして、いきつくところ、形式は相互排除的でも実質は相互同一的な「論理=歴史説」の誤りをおかすことになるであろう。逆にこのことが理解されるなら、「帝国主義論」タイプの研究と「独占資本主義論」タイプの研究との現状の相互対立的な関係は、本来の相互媒介的な関係へ反転・復位することになるであろう。

Ⅱ 「独占資本主義論」の最近の研究動向

1 「独占資本主義論」の問題意識と背景

ここでは、1960年前後から活発になった我国における「独占資本主義論」体系化の志向の主な論点を取り上げ、若干の検討を加えてみたい。

本稿工、すでに指摘されているように、この体系化志向の重要な契機は、インフレ・物価上昇といった現実的問題意識と、我国特有の宇野理論をめぐる理論的問題意識であった。さらに、近代経済学において、シロスーラビーニ（安部一成他訳、東洋経済新報社、1964年、増補版1971年）やモジリアーニによって「寡占価格論」が示されたことが、ヒルファーディングやセレブリヤーコフ以来、価値法則の貫徹や生産価格概念の有効性をめぐって抽象的に議論をくりかえしてきたマルクス経済学の「独占価格論」を、具体的現実的基盤から再検討する契機を与えたものと思われる。というのは、レーニン『帝国主義論』の評価と位置づけの分岐点は、まさに「独占価格論」にあったからである。体系化を志向する人達を代表するのは、『帝国主義論』を「独占概念の論理必然的展開」と理解し、『『資本論』の体系的発展』と位置づけた南克己氏（『マルクス経済学体系』Ⅱ所収論文、有斐閣、1966年）に対する本間要一郎氏の次の

ような発言であろう。

「独占価格や独占利潤という独占段階に特徴的な範疇が、独占概念展開体系の中に入っこないというのはおかしいのである。」

「独占価格や独占利潤についての理論的解明は、帝国主義論というよりはむしろ『独占理論』にとっての重要な課題だと私は考えている。」（「『帝国主義論』における〈独占〉の概念」『思想』、1967年5月号）

ここには次のような認識が集約されているのである。

1. 『帝国主義論』には、独占価格や独占利潤についての法則的認識はない。

2. 独占価格や独占利潤についても、価値や生産価格と同じ様に、均衡体系=法則としての展開が可能であり必要である。

3. こうした「独占価格・独占利潤論」を含む「独占資本主義の一般理論」が『帝国主義論』とは別の、独自の対象と課題をもって展開される必要があり、またそれは可能である。（「必要である」というのは『帝国主義論』の評価であり、「可能である」というのは宇野派との対抗を示している。）

それでは「独自の対象と課題」をもった「一般理論体系」とはどのようなものであろうか。我々は、その原形の一つとして、バラン=スヴィッジーの『独占資本』（小原敬士訳、岩波書店、1967年）を想起することができるであろう。（もっとも、本間氏が前掲論文を書いた時点で、これを意識していたか否かは即断しない。ちなみに原著出版は1966年である）我々が、バラン=スヴィッジーを想起するのは次のような理由からである。

第一に、周知のように『独占資本』はバランが『成長の経済学』で展開した「経済的余剰」概念と、スヴィッジーが『資本主義発展の理論』で展開した「過少消費による慢性的不況」を理論展開の軸として、独占資本主義の蓄積様式を描き出して見せたのであるが、そこで「経済的剩余」の発生から「停滞」、「国家介入」にいたる基本構図は、北原勇氏の近著『独占資

本主義の理論』（有斐閣、1977年）を見てもわかるように、かなりの影響力をもっていると思われるのである¹⁾⁰。

また、スウィージーが独占資本の投資行動の基準とした「限界利潤率」概念は、形を変えてではあるが、北原氏や本間氏の議論の中に導入されている。

第二に、『独占資本』の特徴の一つとされている、いわゆる「金融資本否定論」は、現代資本主義の経済主体を独占資本と規定し、独占や金融資本ではなく、独占資本の運動法則として、従って均衡体系としての「独占価格論」を軸に、「一般理論」を展開しようという志向をかなり勇気づけたのではないかと思うのである。

ちなみに、この「金融資本否定論」は、バー
リー＝ミーンズに代表される「経営者革命論」（北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』、文雅堂銀行研究社、1958年）と根を同じくするものであり、最近我国においては「法人資本主義論」に継承され、前掲『展望』にも見られるよう産業と銀行の関係が、本来の「金融資本概念」とは形を変えて「一般理論」の中に組み入れられようとしているのである²⁾⁰。

第三に、最近欧米において「現代的危機」の理解をめぐって、彼等の「停滞論」が議論の素材とされており、それが我国の議論にもかなり反映していることである。その論点は、大づかみにいえば、危機の基本的内容を資本の収益性的低下にもとめ、その諸原因をさぐっていこうというものである³⁾⁰。

- 1) 停滞論の源流としては、シェタインドル、宮崎義一他訳『アメリカ資本主義の成熟と停滞』（日本評論新社、1962年）がある。
- 2) 金融資本否定論をめぐるアメリカにおける議論については『経済』1972年10月号の金田重喜氏の論文を参照。そこで紹介された主要な論文は、フィッチ＝オッペンハイマー、岩田敬雄他訳『だれが会社を支配するか』（ミネルヴァ書房、1978年）に収められている。

資料としては、志村嘉一訳『銀行集中と産業支配一パットマン委員会報告』（東洋経済新報社、

1970年）がある。

また、呉天降『前掲書』を参照。

- 3) 欧米の議論の特徴については、『講座史的唯物論と現代』4 a 所収の一ノ瀬秀文氏の論文を参照。次のものが邦訳されている。

- ・グリン＝サクリフ、平井規之訳『貨上げと資本主義の危機』（ダイヤモンド社、1975年）
- ・ギャンブル＝ウォルトン、鶴田満彦監訳『現代資本主義の危機』（新評論、1978年）
- ・ヤッフェ「恐慌・資本・国家に関するマルクス理論」、伊藤誠他編訳『欧米マルクス経済学の新展開』（東洋経済新報社、1978年）所収

2 「独占資本主義論」の軸としての「独占価格論」

以上の説明から、我国の「独占資本主義論」が「独占価格論」を焦点として展開されて来た事情が多少なりとも理解されたと思う。

近代経済学の「寡占価格論」を取り入れた「独占価格論」によって、独占資本主義における全般的物価上昇機構を、生産性変化率格差にもとづく賃金コスト・プッシュ論として体系化したのは、高須賀義博氏の『現代価格体系論序説』（岩波書店、1965年）であった。これと前後して、北原氏や本間氏によっても「参入阻止価格論」や、ペイン等の「参入障壁論」が「独占資本主義論」に導入されてくるのである。

そこで、こうした「独占価格論」に共通する特徴をいくつか取り上げて検討を加えてみることにする。

第一に、前にも述べたように、彼等の問題意識の一つは、均衡体系=法則としての「独占価格論」を展開することにあった。レーニンに「独占価格論」がない、という理解もそうした「生産価格論」的な基準によるものである。従ってまず「独占価格論」の方法的視角として「生産価格論=競争論」の視角が援用されるのである。すなわち、諸資本の競争の在り方の相違（=競争の形態変化）こそが価格の形態変化を生ぜしめるというのである。従ってこの競争の形態変化が「独占価格論」の分析対象として設定される。

従って、第二に、競争の形態変化をもたらす諸要因=参入障壁が独占価格および独占そのものの形成にとって不可欠の要因として絶対視されるのである。参入障壁といわれるものは種々あるが一論者によってその強調点も若干ことなる一共通して強調されるのは、一本間氏の用語を使用すれば（『競争と独占』新評論、1973年）一「最低必要資本量の増大」と「標準資本集中度の増大」（近経のいうパーセンテイジ効果）である。この二要因がとりわけ重視されるのは、先の競争論的視角から「生産量と価格水準」を直接にリンクさせ、この参入障壁の高さに対応させて、均衡価格の上限を規定しようという意図によるものである。

第三に、こうした参入障壁によって固められ、かつ少數の巨大資本が市場の大半を占めている状態を「独占的市場構造」（北原氏）と規定し、この「独占的市場構造」によって生じた競争制限効果が資本の競争の形態変化=独占を形成すると言うのである。

競争の形態変化とは、一つは参入阻止=資本の部門移動の制限、二つには部門内の巨大資本間の競争がもたらす破壊的効果を回避する傾向=部門内競争の制限、がもたらす資本間の競争の在り方である。

かくして、独占資本は協調行動によって価格を上昇せしめるのである。独占資本は協調して生産を制限し、その結果市場の買い手間の競争が相対的に激化することによって価格は上昇するのである。そして、その上限を規定するのが参入障壁であり、外部からの新規参入がおこらない範囲で価格は吊りあげるのである。（モデルとしては、本間氏の前掲書 p.198 がよく使われるので参考されたい。）

ここで、こうした「独占価格論」の特徴や、そこで使用されている諸範疇と、レーニンの独占資本主義把握の距離を見ておこう。

第一に言えることは、こうした競争論的視角からは、レーニンが「独占の本質」と見た「支配=強制」、「計画性」といった概念は、理論に入り込む余地はないということである。むしろ

こうした視角からは、それらは「非本質的」なものであり、「経済学的範疇ではない」といった結論が出てくるであろう。競争の形態変化=独占から言いうることは「資本間の協調」と「市場における競争原理の利用」であり「計画性」といえるものは「生産、投資の調整」程度のものにすぎなくなる。要するにそれは資本間競争の部分的変化であり、競争の対立物としての「独占」そのものの規定が欠落していると言わざるをえないのである。

第二は、市場の競争原理による「生産量と価格」の相対関係が理論の軸となることから生産量に直接関連する参入障壁が絶対視され、レーニンの金融資本概念の物質的現実的基礎となっている、原料・資源、労働力、技術さらに情報などの諸独占は、せいぜい参入障壁の副次的要因として位置づけられるにすぎないことになる。そして、金融資本概念の柱となっている銀行独占と産業独占の関係は、ここでは完全に分解され、体系化の過程では資本の資金調達様式として、またはいわゆる「法人資本主義」論として、産業（独占）資本間の融資や株式所有や支配関係と同列の同次元のものとして位置づけられるのである。（前掲『展望』参照、また「法人資本主義論」の最近の議論とその総括的批判としては坂井昭夫氏「<法人資本主義>論についての覚え書き」（『通信』第21号）参照。）

こうした「独占価格論」を、競争的範疇と独占的範疇の混乱、独占・金融資本概念の欠落という点で全面的に批判を試みているのが森岡孝二氏である。（主な論点については、本号掲載の、夏期研究大会における森岡氏の「報告」と私の「コメント」を参照されたい。）

ところで、先の「独占価格論」は、はたして「均衡価格体系=法則」として、独占価格の説明に成功しているであろうか。私は次の二点で疑問をもっている。

第一に、「独占価格論」が「独占利潤論」になりきっておらず、独占利潤の説明が不明確に終っていることである。まず、独占利潤が独占

価格の従属性とされており、しかも商品単位での利潤量の増大は言えたとしても、資本の利潤率としては規定性を欠いているのである。例えば、本間氏の場合、生産制限→価格上昇がありえたとしても、一方の利潤率の低下要因（操業度低下）と他方での上昇要因（価格上昇）が同時に働いており、単純に高価格=高利潤（率）とは言えないであろう。また、北原氏の場合、独占価格=「共同利潤最大化価格」とされているのであるが、少なくとも資本の自立性、差違性を利潤率との関係で考慮に入れるならば、このようなものは現実には在り得ない「無内容な抽象」といわざるを得ないであろう。このように、生産量と価格水準を直結させ（需要状態を前提にし）、生産制限→価格上昇とする限り、こうした矛盾は除去しえないのでないかと思う。

第二に、この「独占価格論」は生産価格論的な、社会的均衡価格体系を意図したにもかかわらず、その出発点から社会的連関=社会的規定性を欠いているのである。それはなによりも、单一商品市場（部門）の価格決定要因をモデル的に分析・構成する近代経済学の価格理論を、その本質的なところで無批判に受け入れた結果であろう。従って、特定部門の価格水準に社会的連関をもたらせる為に、まったく観念的に想定された生産価格を基準として導入したり、本来独占価格の従属性であるはずの限界企業や非独占資本の利潤率を規定要因として導入せざるを得ないのである。総括的といえど、近代経済学発想にかなりひきずられ、マルクス経済学に本来あるべき本質論（独占価格のみならず、独占の）を欠落し、「独占価格論」を「価格水準決定論」に解消してしまっているのではないかと思われる。はたして、マルクスの「生産価格論」の本質は「価格水準決定論」であったのだろうか？

3 「独占価格論」と「蓄積論」

以上で検討してきた「独占価格論」を軸として展開される「独占資本主義論」は、どのよう

な性格をもつことになるであろうか。我々は、「蓄積論」に目を移して検討することにする。

我国で、独占資本主義の蓄積論を展開している数少ない研究者一人である北原氏は、資本蓄積論を、「独占企業の投資行動」論から出発させている。その特徴は、投資行動=資本蓄積が、独占価格維持に完全に従属した形で展開されているということである。すなわち、独占企業は、生産を制限し価格を維持しつつ、いかにして追加投資を増大しうるかが問題とされているのである。北原氏の「独占価格論」からすれば、独占価格の維持は生産の制限によってのみ可能であるのだから、企業は不用意に追加投資をなしえないのである。かくして、新生産部門の発展や海外市場の膨張、さもなくば国家の介入といった外生的な需要拡大要因が登場しない限り、資本蓄積は停滞せざるを得ない、ということになるのである。生産制限→独占価格となぐ限り、独占価格の形成は、即目的に生産調整、投資調整を含むことになり、独占資本主義は資本間の協調関係と資本蓄積の停滞で塗りつぶされてしまうのである。このような「独占資本主義論」から演繹的に構想される「国家独占資本主義論」（北原氏はまさにそれを目差しているのである）が、どのような性格をもって展開されるかも想像に難くないであろう。（このような「独占価格論」を基礎に景気循環論を開拓しているのは、長島誠一氏『独占資本主義の景気循環』新評論、1974年、また国独資論としては、大間知啓輔氏『国家独占資本主義論』ミネルヴァ書房、1969年）

ここでくわしく展開する余裕はないが、私は、独占資本主義に特徴的といわれる過剰資本は、資本間の協調ではなく、むしろ資本間の競争から、しかも一方での独占の形成によって激化する競争によるものと考えている。そこにこそ、「独占」=「支配・強制、計画性」と、その本来の存立基盤である「商品生産」「競争」「無政府性」の矛盾を見い出すべきではないであろうか。国家介入といわれるものも、こうした独占の「支配・強制、計画性」と無政府性の

対抗的矛盾の中で、独占の「支配・強制、計画性」を代位・補完するものとして位置づけられるべきであり、「独占資本主義論」から演繹された抽象的な矛盾や傾向から導きうるものではないと思われる。

4 まとめにかえて

以上、最近我国において活発に議論されている「独占資本主義論」のいくつかの特徴をとりあげ検討してきたのであるが、最初にも指摘したように、こうした議論の出発点には「宇野理論」批判という問題意識があった。そこで最後に、「宇野理論」批判としての「独占資本主義論」について検討して、まとめにかえたいと思う。

「独占資本主義論」に共通の「宇野理論」批判の方法は、宇野派の人達が法則的認識を否定した「独占資本主義」という対象を、『資本論』的方法によって、またはその法則の演繹的適用によって体系化し、法則的認識が可能であることを証明し批判を完成しようというものであろう。

本稿で指摘されている「論理=歴史説」的発想や、『帝国主義論』の評価の問題は別にして、はたしてこうした批判は有効でありまた可能であろうか。

「独占資本主義論」から導きだされる結論的命題は何であろうか。「基本矛盾の深化」「過剰蓄積の特有の形態」「利潤率低下の特有の形態」……。こうした「特有」とか「深化」という語句で表現しようとしているのは、独占資本主義の本質=歴史的性格であろう。しかし、そこに登場するのは、『資本論』的均衡法則と、そこから導きうる限りでの『一般的傾向法則』の確認ないしは、その「形態変化」にすぎないのであって、それは「資本一般の法則」への回帰ないしは還元論である。宇野理論が否定したのでは何も独占資本主義の法則認識だけではない。

その本質は「経済学の理論体系一般」から「歴史法則」を排除することにあり、彼らの段階論

はそうした法則観の表われである。独占資本主義の歴史的性格を規定するのであれば、「過渡期」の「死滅しつつある」資本主義として、社会主義の物質的基盤とその主体形成の論理が体系の中に正確に位置づけられていなければならないであろう。こうした視野にたちもどってみれば、独占資本主義は、私的所有と商品生産という一般的環境の中にあって、生産、原料・資源、技術、労働力など生産と生産の物質的基礎の独占および情報（市場や資源 etc）の独占を基盤とする金融資本が、計画性をもって（精神労働の独占）支配と強制の原理を貫徹させ、最大限の利潤獲得を目指す新しい段階の資本主義と言わなければならないであろう。そこに、独占（支配・強制、計画性）と競争の対抗矛盾の中で、生産の社会化が極度におし進められ、精神労働と肉体労働の分離と前者の資本による独占が極限にまで達した資本主義の最後の姿がうかびあがってくるのである。「独占」を「競争の形態変化」と規定する限り、その結論は「資本一般」で論じられる法則の量的深化ないしは「形態変化」に終らざるを得ないのでないであろうか。私は何も独占の計画性や支配・強制がその思うがままに実現するとか「参入障壁」や「競争の制限」などが無意味であるとか言うのではない。こうしたものを導入することは「独占=支配・強制、計画性」といった本質的範疇や規定を落す理由にはならないし、前者は後者を代行しうるようなものではないと考えているのである。またこうした理論から出てくる過剰資本、非価格競争、停滞といった諸々の結論も、独占資本主義の本質=歴史的性格との関係で位置づけられることによってはじめて「理論的な」意味を持ってくるのではないだろうか。現段階の「独占資本主義論」はこうした視点から見る限り、「宇野理論」と同じ土俵（=法則観）の上に乗っているように思われるのである。

（執筆分担：I 森岡孝二、II 佐々木秀太）

日本の軍拡志向の経済的側面

坂 井 昭 夫

(1)

さる7月に『昭和53年版防衛白書』が発表された。通算4度目の防衛白書である。

1970年の第1回白書をみれば、国民に自衛隊の存在を認知させる点に狙いが定められているのが一目瞭然であるが、それから容易に推測できるように、防衛白書なるものは政府の軍事政策を是認する方向での何らかの「国民的合意」の形成、つまりは国民の「協賛」を要請するための一連の宣伝文書にほかならない。ちなみに、76年の第2回白書は、「基盤的防衛力」という新しい考え方に対する承認を国民に求めるなどを主眼にしていたし、77年の第3回白書は、基盤的防衛力整備の見地から新戦闘機、新対潜機の早期導入を唱えたものとして特徴づけられよう。

3年続きで出された今回の白書であるが、この第4回白書の場合は、「ソ連の海軍力の増強は、アジア大陸から海で隔てられている島嶼地域の安全保障にとって無視し得ない要因となっている¹⁾」、ところがアメリカの方は「軍事的領域のすべてにわたって、従来と同じような密度で一方的に西側諸国に対して防衛力を提供する余力を持ち得なくなっている²⁾」との情勢認識を土台にして、日本が「応分の努力」を払うべきをくり返し強調している。ここに言う「応分の努力」のうちには、対潜能力、航空機能の引き上げによる海上防衛力の強化、「朝鮮半島の安定と維持」への貢献に加えて、後方支援機能を高めて自衛隊の「総戦能力」を向上させること、在日米軍がわが国から提供される施設・区域を効果的に使用できる条件を整えること等が

含まれている³⁾。しかも、78年の白書は、「栗栖発言」を公認する形で、一朝有事の際に実施すべき国民経済・国民生活全般にわたる統制の方法について早急に青写真を描く作業に着手することの必要までをも、露骨に説いている。いわく、「緊急事態に際して自衛隊がその任務を円滑かつ効果的に遂行し得るための法令整備の検討を始め、広く安全保障の基盤を確立するため、防衛産業の育成、必要物資の備蓄、民間救援組織の整備その他建設、運輸、通信、科学技術、教育などの各分野において国防上の配慮を加えることなどについて、平素から検討を進めておく必要があろう⁴⁾」。

『昭和53年版防衛白書』は、軍事ファシズムの法体系整備を射程におさめつつ、「応分の努力」の名において一挙に日本の軍拡を加速化するための、たけだけしい進軍ラッパ以外の何物でもない。実は日本政府の軍拡志向の基底には、それを必然化させる経済的諸要因がひそんでいるのであるが、白書はその事情に深く立ち入ろうとはせずに、ひたすら軍事的必要（それも場面に応じてソ連海軍の脅威と朝鮮半島の不安定とが相互のつながりを明確にされぬままに適当に使い分けられているのであるが）の一色ですべてを塗りつぶそうと腐心している。もとより、軍事政策が内外の政治情勢によって大きく左右される性質をもっているかぎり、その動静を経済的側面のみから説明するのは出来ない相談である。だが、軍事と経済の相互関係が時の流れとともに緊密化し、軍事政策の経済政策としての色合いがいよいよ濃厚になってきていくのも、まぎれもない真実であろう。以下では、現状の理解の一助となることを願いつつ、白書の黙して語らぬ部分にいくばくかの光を投

じてみる。

注

- 1) 防衛庁編『昭和53年版防衛白書』、32ページ。
- 2) 同上、22ページ。
- 3) 同上、107、141ページ。
- 4) 同上、172ページ。

(2)

後段の便宜を考えて、ひとまずざっと戦後日本の軍事力整備の推移を概観しておこう¹⁾。細かく厳密に時期区分をしようとする場合は別であるが、問題の史的過程は大きくは4つの期から成っているとみてよかろう。

戦後のわが国の再軍備は、周知の通り1950年8月の警察予備隊（5万7000人）の創設をもって起点とする。同年6月の朝鮮戦争勃発に伴って日本を占領していた米軍が朝鮮半島に出動するという状況のもとで、占領軍司令官が日本政府に国内秩序維持を任務とする武装部隊の設置を命じたのが警察予備隊誕生のいきさつの要諦であるが、以来自衛隊の成立にいたるまでの約4年間が第1期=日本の軍事力の揺籃期にある。この期間中の出来事では、51年9月の日米安全保障条約、54年3月の日米相互防衛援助協定（MSA協定）の締結がとりわけ重要である。前者は、アメリカが日本の独立後も日本本土にわたる米軍基地網を維持して日本を前進・補給基地化するのを合法化するとともに、「日本国が……自國の防衛のために漸増的に自ら責任を負うことを期待する」（前文）内容となっていた。このアメリカの「期待」を「強制」に転化したのがMSA協定である。すなわち、同協定は、MSA援助受給の見返りに日本が「防衛能力の増強に必要となるすべての合理的な措置」を講じることを義務づけた（第8条）のであった。なお、警察予備隊は、52年4月の独立回復の後間もなくにおこなわれた保安庁（陸海の警備力の一体的運営が目的）の設置時に保安隊に改称されている。

ところで、一国の軍事力の強弱は、兵員数や

装備の水準だけから判定されるものではない。ことに各種装備品の生産に携わる軍需産業の発達度合いが度外視できない指標となるのであるが、この点に関して言うと、警察予備隊・保安隊の戦闘用装備は大部分が米軍の供与品であった²⁾。ただし、それが当時のわが国の軍需生産の実情を正しく反映しているかとなれば、決してそうではない。なぜなら、警察予備隊・保安隊が主要装備をアメリカの無償援助に仰いでいる一方で、日本の兵器産業はもっぱら米軍の需要を充足する形で発展を遂げる、といった変則的な事態が生じていたからである³⁾。少し補足すれば、占領軍の対日非軍事化方針のもとでなりをひそめていた日本の軍需生産は、朝鮮戦争下での米軍特需によって復活の糸口を与えられた。アメリカが日本の工業力を自らの対アジア軍事支配に活用しようとする「ロイヤル声明」（48年）「マーカット声明」（51年）の立場（=対日占領政策の転換）をおし進めて、日本に正式に兵器製造許可を与え、軍工廠を中心とする接收工場の返還を実施したのは52年春であるが、それを契機にしての米軍の弾薬、航空機や軍用車輌の修理の対日発注の本格化が、日本の軍需生産の急速な再開を呼び出したのであった⁴⁾。ドッジ・ライン下での不況が日本の産業界を特需に依存させる条件をなし、52年の航空機事業法や53年の兵器製造法がそれに拍車をかけたことも知るべきである。

米軍の後方治安維持部隊としての警察予備隊の結成と保安隊への改組、および米軍特需に寄生しての軍需産業の興隆——この2つの線が互いに隔絶されたところで独自に進んできた点に、第1期の最大の特徴をみなければなるまい。

統いて、自衛隊成立から2次防衛開始までの第2期=「骨幹的防衛力」の形成期。MSA協定調印の同じ日に国会に上程された防衛2法（防衛庁設置法、自衛隊法）案が国会を通過し法律として施行されたのは54年7月であるが、それによって、保安庁は防衛庁に改編され、同時に治安維持にとどまらず「外部からの侵略に対する

る防衛」をも任務する自衛隊が発足する運びとなった⁵⁾（主な戦力は、陸上が自衛官13万人、海上が艦艇5万トン、新設の航空自衛隊が航空機150機）。約3年後の57年6月には、その前月に閣議決定された「国防の基本方針」（安保体制を堅持しつつ「効率的な防衛力を漸増的に整備する」旨を公式に表明）の具体的遂行の第1弾として、1次防が決定されている。1958—60年度の3年間を計画期間とする1次防は、予定される在日米地上軍の撤収をカバーしうるだけの日本の一応の体制=「骨幹的防衛力」の建設を主眼とした（陸上18万人、海上12.4万トン、航空1,300機）。装備品は「相当部分につき米国よりの供与を予定」）。60年の安保改訂では、日本政府は在日米軍基地防衛の責務を新たに負わされている。

軍需生産に目をやると、米軍特需が54年をピークにして急減しはじめるや、特需に依存して息をつきかえしたばかりの日本軍需産業は、たちまちにして深刻な経営危機に直面しなければならなかつた。だからこそ、経団連防衛生産委員会が先頭に立って米軍に継続発注を要請し続けたのであるが、「米国としてはこれまでの特需発注を通じて日本の防衛産業を育成するため、いわば呼び水としての役割をこれに期待していた」（55年のロス発言）というのが、アメリカ側の答えであった。つまり、日本に軍需生産力を根づかせるための「教育発注」としての特需という位置づけが明確にされたわけであり、とりわけ「教育」の完了した弾薬生産、航空機修理等の分野では、特需の衰減とともに激しい企業淘汰、業界再編成の嵐が巻き起こっている⁶⁾。この事態は、他律的な特需に依存する軍需産業（弾薬と修理が中心）を自衛隊を支える基盤として再建・育成する課題を日本政財界に認識させ、MSA援助の見返り資金を開銀経由で航空機工業の設備資金にふりあてるといった措置を実現させる触媒の役目をはたした。「自衛力の裏付けとしての自主的生産態勢」への移行の開始であるが（防衛庁国内調達が特需を抜くのは58年度），ただし、その移行自体が

アメリカの軍事技術の日本への移植を内包しながら進行した事情を忘れてはならない。55年にジェット戦闘機製造に関する日米協定が結ばれてT33、F86の国産化がはじまったが、それはアメリカから送られてくる部品（多くがMSA有償援助）のノック・ダウンの域を出ないものであった。F104、F4E等を経てF15にいたる本格的なライセンス生産への端初としての「教育」と解されよう⁷⁾。

MSA協定についてもう少し述べると、同協定を貫いているのは、日本の「自助」努力に見合った援助供与という姿勢である。それゆえ、アメリカの援助量決定にさいしては日本側の長期的防衛計画が不可欠であったし、現に1次防はその条件に即して策定されたのであった。また、MSA協定は、日本の装備国産化が進むのと逆比例に縮減されるものとして構想されていた（航空機国産化には前にふれたが、艦艇も54年から護衛艦建造がはじまっている。装甲車、戦車、無反動砲、自走迫撃砲、機関銃等は、60年代初に国産兵器が相次いで制式化されるまでになっている⁸⁾）。とはいっても、1次防の3年間をとっても無償援助分を含む自衛隊装備額のうち国内調達分は6割強で、いまだアメリカの兵器供与が大きな比重を占めていた。軍需生産の基盤の米軍調達から防衛庁調達への移し替え、ライセンス導入方式による国産化の開幕、だがなおも大きなMSA援助への依存、それらに支えられての自衛隊の量的拡大——第2期の特徴はこれである。

第3期は、2次防から4次防が終了するまでの15年間で、この時期にわが国の軍事力は、装備国産化の進展をも含めて質量ともに著しい強化をみている。その梗概は次の通りである。

安保改訂を経て62年には5年間にわたる2次防が実施に移されたが、同計画は「日米安全保障体制の下に、在来型兵器の使用による局地戦以下の戦略に対し、有効に対処し得る防衛体制の確立をはかる」との言い回しでもって日本の軍事力整備目標を明らかにし、その上で装備近代化、機動力増強、弾薬備蓄等を通じて骨幹的

日本の軍拡志向の経済的側面：坂井

第1表 装備品等の調達実績
(単位: 100万円, %)

年 度	調達総額 (無償援助 を含む)	構 成 比			
		国内 調達	一般 輸入	有償 援助	無償 援助
1950—61	1,166,085	50.6	2.3	2.2	44.9
1962	129,631	75.2	5.8	3.3	15.7
1963	125,190	74.3	5.7	12.9	7.1
1964	133,216	85.4	5.3	4.5	4.8
1965	156,835	87.2	5.2	4.1	3.5
1966	163,573	85.4	7.7	3.3	3.6
1967	206,614	90.0	6.3	3.0	0.7
1968	274,492	88.3	4.5	7.1	0.05
1969	290,184	93.1	4.4	1.9	0.6
1970	251,480	91.8	6.2	2.0	—
1971	377,437	93.6	3.3	3.1	—
1972	395,119	88.0	9.0	3.0	—
1973	404,260	91.4	4.1	4.5	—
1974	461,331	94.8	3.3	1.9	—
1975	511,319	94.8	3.1	2.1	—
1976	548,568	94.7	3.0	2.2	—

(出所) 『1978年版防衛年鑑』366—367ページ。

防衛力の内容充実を急ぐべきを強調した。2次防は計900億円のアメリカの援助を予定したが、援助は実際には見込み額の半分にも達しないままに新規分打ち切りとなつており、反面で装備国産化率の急上昇、8割の線の突破が導かれている(第1表)。国産化の新領域としては、バッジ・システムの建設に伴うエレクトロニクス国産化への着手が目につく。また、ナイキ、ホークのアメリカからの供与は3次防におけるミサイル国産化への導火線となつた¹⁰⁾。ほかに、国庫債務負担行為や継続費による長期一括契約の採用が量産体制の確立にあずかって力があつた点をつけ加えておく¹⁰⁾。

2次防の後には3次防(1967—71年度)、4次防(72—76年度)と連続的に5カ年計画が積み重ねられたが、性格上の本質的な変化は認められない。2次防の国産化が基本的には在来兵

器の国産であったのに対して3次防以後は近代兵器の生産が中心になったこと¹¹⁾、経費分担方式を含むアメリカの無償援助の打ち切りによつて「完全国産化」が課題とされる中で国産化率のいっそうの向上が導かれたこと、ならびにこの第3期を通じて軍事支出が5年毎に倍増する驚異的なスピードで伸び続け(第2表)、自衛隊の戦力が量的にも質的にも顕著に拡充されたことを記すだけにとどめる(1960年から4次防末までの期間に、陸上自衛隊の自衛官数はほとんど横這いであったが、装甲車は2.3倍に、ヘリコプターは5倍にふえている——新式兵器の大量導入による「兵器戦力の強化」、「省力化戦力の確立¹²⁾」)。海上自衛隊の艦艇トン数は護衛艦2倍、潜水艦10倍、対潜航空機も倍増。航空自衛隊では音速以下のF86Fの超音速機F104J、F4EJ、F1への更新。新たに地対空ミサイル、ナイキ6群、ホーク8群の保有¹³⁾——第3表)。

以上の歴史的発展の概観の上に立つて「基盤的防衛力」の整備期である第4期の考察に駒を進めるとしよう。

第2表 日本の防衛関係費(当初予算)の推移

(単位: 億円, %)

年 度	防衛関係費	対G N P比	対一般会計歳出費
1955	1,349	1.78	13.61
1960	1,569	1.23	9.99
1965	3,014	1.07	8.24
1970	5,695	0.79	7.16
1971	6,709	0.80	7.13
1972	8,002	0.88	6.98
1973	9,355	0.85	6.55
1974	10,930	0.83	6.39
1975	13,273	0.84	6.23
1976	15,124	0.90	6.22
1977	16,906	0.88	5.93
1978	19,010	0.90	5.54

(出所) 前表に同じ、222ページ。

第3表 自衛隊主要装備増強状況

		1960年10月1日現在	4次防完成時
陸上	戦車	853両(供与品のみ)	816両(74式160両, 61式555両)
	装甲車	288両()	651両(73式136両, 60式377両)
	ヘリコプター	62機(小型は国産, 中型は輸入)	320機
海上	護衛艦	42隻 6万6,330トン(供与艦26隻4万トン)	54隻 12万1,000トン
	潜水艦	2隻 2,625トン	15隻 2万7,000トン
	対潜航空機	99機(供与91機, 国産8機)	190機
航空	航空機	1,091機(F86F280機が主体)	770機(F4EJ120機, FST2改60機, F104J150機が主体)
	ナイキ	0群	6群
	ホーク	0群	8群

(出所)『世界』1965年8月号, 114ページ。

注

- 1) 以下の経過(軍需生産の部分は除く)全般にわって、『1978年版防衛年鑑』の「防衛力整備の推移と防衛計画の大綱」を参考にしている。
 - 2) 1953年度までのアメリカの援助は計722億円。他方、国内調達は668億円。後者のほとんどが車輌、通信器材、糧食で、武器、弾薬は3億円のみ。藤井治夫「日本の自衛力」『法学セミナー増刊・戦争と自衛隊』1978年10月。
 - 3) 石沢芳治郎『国民経済と防衛問題』有信堂、1969年、202—207ページ。
 - 4) 詳しい経緯は、エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言3』毎日新聞社、1978年、210—223ページ。
 - 5) 福島新吾「防衛論議のエスカレーション」『戦争と自衛隊』
 - 6) 赤城正一『日本の防衛産業』三一書房、1969年、51—52ページ。
 - 7) MSA協定にもとづいて提供された小麦の日本国内における売却代金5000万ドルのうち4000万ドルは対日軍事援助やアメリカの域外調達の対日発注資金に用いられ、残りの1000万ドルの対日贈与分の大部分は軍需産業の設備資金にあてられた。山田浩『戦後アメリカの世界政策と日本』法律文化社、1967年、215ページ。
- エコノミスト編集部編、前掲書、242—244ページ。

- 8) 藤井治夫「自衛隊の組織と機能」『世界』1975年8月号。
- 9) 赤城正一、前掲書、72—75ページ。
- 10) 国庫債務負担行為や継続費の軍事予算への適用、それが財政法に及ぼした影響については、安藤実「日本の軍事費」静岡大学『法経研究』第16巻第3・4号、1968年2月。
- 11) 林栄夫他編『現代財政学体系2』有斐閣、1972年、64ページ。
- 12) 小山内宏『これが自衛隊だ』ダイヤモンド社、1974年、103ページ。
- 13) 藤井治夫「日本の自衛力」(前出)

(3)

ポスト4次防の第4期、今現にわれわれが生きている最新の時期にあっては、「防衛計画の大綱」(1976年10月閣議決定)が政府の軍事政策の指針となっている。大綱の核心を形造っているのは「基盤的防衛力」構想と称されるものであり、現下の軍拠志向もこれをいわば隠れみにしながら、しかもその構想自体が内に用意している通路を通じて現実の軍拠となって具現する形になっているかに見受けられる。

『昭和52年版防衛白書』の解説によると、基

盤的防衛力構想は次の諸事情を勘案して採用にふみ切られた。(ア)過去の4次にわたる防衛力整備計画に対する「装備の取得計画」にすぎないとの批判や、際限のない防衛力増強を危惧する声に応える必要。(イ)正面防衛力に比して補給体制や居住施設等の後方支援部門の立ち遅れが目立ってきたとの政府部門内部での反省。(ウ)経済財政上の制約（石油危機以降の成長鈍化、大幅な防衛関係費の増額の困難性）を筆頭とする防衛力整備上の国内的諸条件の変化。(エ)東西間の全面的軍事的衝突、大規模な武力紛争が生起する可能性は少ないと、という当面の国際情勢の見通し¹⁾。

上の諸条件に照らしてねり上げられた基盤的防衛力構想そのものについては、白書はこう説明している。いわく、基盤的防衛力構想とは「わが国が保有すべき防衛力は、(ア)前述のような内外諸情勢が当分の間大きく変化しないとの前提にたてば、(イ)防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼とし、(ウ)これをもって平時において十分な警戒態勢をとりうるとともに、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処することができ、(エ)更に、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行しうるよう配慮されたものとする、との考え方である²⁾」。若干補足しておくと、「限定的かつ小規模な侵略」への対処とならべて「平時の十分な警戒態勢」が目標に掲げられているが（4次防までは侵略対処のみが強調された）、これは「防衛力の規模を平時の防衛力のあり方を主眼としてアプローチした³⁾」姿勢を示すものだとされている。また、基盤的防衛力構想は、国際情勢が当面安定的に推移するとの前提に立ちながらも、その前提の崩壊が防衛力の拡充・強化を必要とする局面を想定して、「その場合に備えて、あらかじめ新たな防衛力の態勢に円滑に移行しうるよう、種々の配慮を行うこととしている」。情勢変化、防衛力の拡充・強化の範囲は、「それが必要とされる

時点で新たな政策判断として決定される」ことになっている⁴⁾。

統いて問われるべきは、基盤的防衛力の具体的な内容、そこから浮かび上がる整備のポイントであるが、「基盤的防衛力の観点に立って防衛力の現状を見ると、規模的には、すでに目標とするところとほぼ同水準にある⁵⁾」、問題は「必要な質」にある、というのが要するにその結論である。第一義的重要性を認められた「質」に関しては、技術進歩とあいまって常に発展する「脅威の質」に対応したわが国防衛力の質的な引き上げ（ことに装備の適切な国産化、技術研究開発の充実）、いわゆる「脅威対応論」的注釈が施されている⁶⁾。

基盤的防衛力構想のあらましを紹介したが、それが高度成長の終焉、税の自然増収に期待をかけられなくなった財政危機の実情を意識して、つとめて「平時」重視のそぶりをみせているのは、前述の内容から知られる通りである。これに対しては、防衛問題に関心が集まったのはベトナムや朝鮮をめぐる情勢の緊張があったからで脅威は増幅しつつある、予算面の制約を根拠にして「平時型」への転換を進めるのでは自衛隊は有事にはほとんど役に立たなくなってしまう、とのあからさまな軍拡賛美者の不満が述べたてられたが⁷⁾、はたして本当に基盤的防衛力構想はそのように軍拡の遮断機として性格づけられるものなのであろうか。答えは明白に否である。なぜなら、国際情勢の変化に即しての軍事力規模の拡張が容認されており、しかも情勢判断が政府の裁量に委ねられているということは、とりも直さず政府が随意に軍備の量的増強に向かう可能性を意味しているからである⁸⁾。また、規模の面はともかくとして、質の面では歯止めらしいものはどこにもみあたらない。それどころか、「質的向上の面についてその完成がいつかということであれば、それは周辺諸国の軍事技術の進歩のすう勢に応じて実施していくべきものであり、一定時期をもって完成する性格のものではない⁹⁾」との言い方で、無限の質的向上の追求が示唆されているのであ

る。軍事技術の高度化・複雑化に伴って兵器価格が高額化の一途をたどっている条件下での質的向上が、量的変動のない場合でも軍事費を膨張させ、予算の制約への対応という当初の趣旨を早晚空洞化してしまうであろうことも、論を待たない。

なお、基盤的防衛力の整備が従来の「5カ年固定方式」をとらずに、年々必要な決定をおこなう「単年度方式」を主体にして遂行される形になっている点にも注意を払うべきである。単年度方式が軍拡の円滑なエスカレーションに適合的な形態であるのはみやすい道理であるし、仮想敵国の軍事技術の進歩への対応を理由にしての質的向上、兵器性能の引き上げについても同様のことが言える（軍需産業の立場からすれば、受注の安定のためには長期的装備計画の方が望ましい面もあって、現にその要望を受けて政府部内で5次防衛策定作業が進められている。当面の単年度方式の積み上げの中で記録される量的・質的軍拡、軍事費の伸びの実績は、来たるべき5次防の計画諸目標を左右する最大の要因となろう）。

最後にもう1点。「防衛計画の大綱」を語るさいには、大綱決定の直前（76年8月）に日米防衛協力小委員会が設置された事実から目をそらすわけにはいかない。同小委員会の発足によって、日米両軍部を中心にして共同作戦計画づくりが合同軍事演習の実施をさしはさみながら公然と推進される局面が現出したのであって、この事情を考慮に入れるなら、先に述べた国際情勢変化の判定者としての日本政府と言う場合の日本政府が、日米防衛協力小委員会（日米両軍部はそれぞれの国の軍需産業とゆきつて「産軍複合体」を形成しているのであるから日米両国産軍複合体の合議の場とみてよい）を内実としていることが判然とする。そして、この小委員会が日米共同作戦発動の条件を「日本が武力攻撃を受けた場合」から「武力攻撃のおそれがある場合」にすりかえ、武力攻撃がなくとも自衛隊が米軍に連動して自動的に参戦できるようにする条件を整え、また参戦と同時に日本の国

民総動員態勢への移行を強行するための有事立法を実現せんと躍起になっているのが、ほかならぬ現時点の状況なのである¹⁰⁾。

注

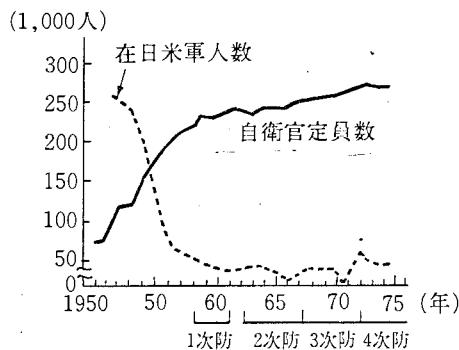
- 1) 防衛庁編『昭和52年版防衛白書』、47—51ページ。
- 2) 同上、52ページ。
- 3) 同上、54ページ。
- 4) 同上、56—57ページ。
- 5) 同上、78ページ。
- 6) 同上、80ページ。
- 7) 小谷秀二郎『防衛力構想の批判』嵯峨野書院、1977年、132—134ページ。
- 8) 木原正雄「最近の軍需生産の動向とその危険な役割」『経済』1978年7月号。
- 9) 『昭和52年版防衛白書』、83ページ。
- 10) 谷洋三「日米『共同』戦略と日本の軍国主義復活」『経済』1978年7月号。

(4)

基盤的防衛力構想が「平時型」を印象づけながらも軍拡の道を巧妙にひらいているのは前節の通りであるが、ただし、そこで究明されたのはあくまで枠組みとしての可能性でしかない。その枠組みを生かして可能性を現実性に転化させている力——以下では、すでになしたわが国の軍事力整備過程の歴史的回顧を改めて思い起こしつつ、従来から軍拡の推進力として機能してき、今やますます赤裸々に姿をあらわすようになっている経済的要因の解明に努めることにする¹¹⁾。

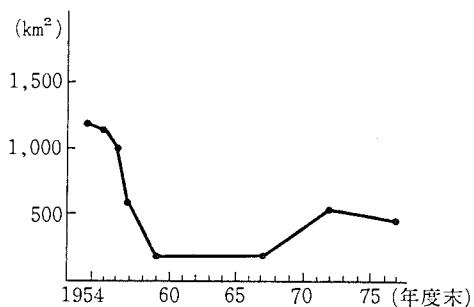
日米安保体制のもとでの、つまりは米軍の指揮下に包摂されたところでの自衛隊の戦力強化の歴史は、そのままアメリカの対日軍事「肩代わり」の歴史である。第1図、第2図に示されるように、50年代を通じて在日米軍の軍人人数および基地面積は自衛官数の急増と正反対の減少を続けたが、これは自衛隊の「自立」が在日米軍の撤退を補填する形で進行した事実を物語つてやまない。60年代に入っての自衛官数の伸びの鈍化については、それがMSA協定にもとづ

第1図 在日米軍人数および自衛官定員数の推移



(出所) 統計指標研究会『統計日本経済分析(上)』
新日本出版社, 1977年, 114ページ。

第2図 在日米軍基地面積の推移



(出所) 『昭和53年版防衛白書』, 165ページ。

くアメリカの無償兵器供与の縮減、援助にかわる兵器の輸入と国産化を主因とする軍事費の急膨張（前掲第2表）と一体になっており、「人から重兵器へ」の重点移行、装備近代化・兵員装備率の高まりによる自衛隊の戦力増強、アメリカのアジア・太平洋戦略の共同遂行者としての自衛隊の地位の向上を含意している点を、正しく理解しなければならない²⁾。

アメリカが自己の世界戦略の一環という位置づけを与えながら日本の軍事力拡充を求めてきたのは、もちろん、50年代末のドル危機の顕在化と60年代に入って以降のその深化に対応して、インフレの高進・ドル減価を招く財政不均衡の大要因をなす軍事費、わけても国際収支の直接的赤字要因である海外軍事支出の抑制を余儀

なくされたからのことである。在日米地上軍の完全撤退（57年）、2次防の当初予定をはるかに上回るスピードでのMSA無償援助の縮小（63年度以降新規援助は打ち切り）は、この角度から把握されるべきであるが、後者については、無償兵器供与が自衛隊の部隊編成や教育訓練の米軍規格への統一の物質的基盤をなし、またそれが無償供与停止後の日本の米製兵器購入を条件づけたこと、しかもMSA協定にもとづいて設置された在日米軍事顧問団が日本の主要兵器選択の決定を左右するだけの力を機構的に保証されていたこと、さらに日本の「兵器市場化」がアメリカ軍需産業の余剰兵器償却と量産によるコスト・ダウンをたすけ、アメリカの軍事費節約にも一定の役割をになってきたことを同時に確認しておかなければならぬ。

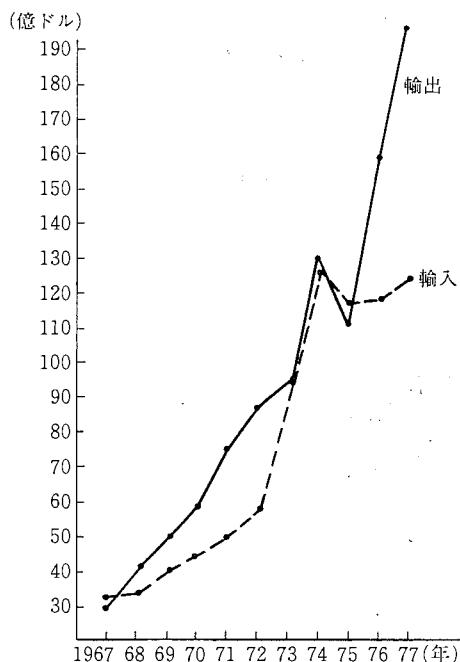
おうおうにして曲解的言辞が弄されがちな点であるが、装備国産化も基本的には上記の日本の「兵器市場化」に背反する類いの動きとはなっていない。わが国における戦闘機をはじめとする近代兵器の生産は、ほとんどがライセンス生産であって、アメリカの軍需産業にとっては技術、重要部品、治工具等の輸出市場の拡大を意味してきたからである。たとえば60年に国産契約が結ばれたF104超音速ジェット戦闘機であるが、その機体関係の国産化率は75%，エンジン関係が47%，エレクトロニクス関係が14%，全体を通しての国産化率は44—45%（ただしアメリカの現物供与分を除くと最終的に42—43%）となっており、これを日本の経費分担率72%と比較すれば、両者の差額分が技術料や材料部品の輸入代金としてアメリカ側に支払われた関係が明らかになる³⁾（総経費中に占める国産部品金額の比率が国産化率）。しかも、国産部品のうちには下請け業者の技術料支払い分や輸入部品も含まれるのであるから、実際にアメリカに吸い上げられた部分はもっと大きいと考えてよい⁴⁾。それがアメリカの軍需産業をうるおし、ひいては同国財政の軍需産業維持に要する支出分の軽減に一役買ったに相違ないことを思えば、ライセンス導入による国産化もまた肩代わ

りの色調をおびてくるわけである。これ以上個別的な事例は掲げないが、装備近代化とともにライセンス導入に頼る船舶、航空機、電子通信機器の防衛庁調達に占める比重が高まってきており⁴⁾（1950—62年平均で上の3部門を合計すると49.6%，63—74年では60.1%），しかもアメリカの軍事技術の高度化に由来する主要兵器ないし兵器体系の短命化が日本にも兵器・兵器体系の不断の更新を迫る圧力として作用し、その結果、日本の軍需産業がライセンス生産によって技術的自立の基礎に培うゆとりもないままに新規ライセンスの導入をくり返す中でいよいよアメリカ軍需産業のもとに下請け的に系列化されてきている、といった実情を銘記すべきであろう⁵⁾。

アメリカの対日肩代わり要求は、60年代後半のベトナム戦争によるドル危機の激化、他方での日本の目ざましい重化学工業化・「黒字国」への転身、両者をつなぐ象徴的現象としての日米貿易収支における日本の黒字増加傾向を背景にして、「安保ただ乗り」批判、自由世界の防衛負担の「公正分担」論の装いをまとめて年毎に熾烈化し、69年の「ニクソン・ドクトリン」

（米戦闘部隊のアジアからの撤退、アジア人同士を鬭わせる方針の提唱）、71年度国防報告での「総合戦力構想」（同盟国的人的・物的資源の最大限動員による米軍の後退・撤収の補填を前提にした上で、各国戦力の機能分担と統合のあり方を具体的に検討）の提起等を経て、今やカーター大統領による在韓米地上軍の削減計画を生み出すまでになっている。石油危機の影響で一度は赤字に落ちこんだ日本の経常国際収支および対米貿易収支が短期間で立ち直りをみせ、76年から再び膨大な黒字を記録しあらじめること（第3図）、アメリカの肩代わり要求が旧来に倍して燃えさかる状況となったのは、言わずもがなであろう。ちなみに、スタンフォード戦略研究センター所長R. B. フォスターは、日本にアメリカの被保護者から対等のパートナーに移行するための「代価」の支払い、すなわち「負担の公平な分担」を求めた上で、こ

第3図 日本の対米貿易収支の推移



（出所）荒木信義『図説・世界経済統計』教育社、1978年、119ページ。

う述べている。「負担の公平化ということは、G N Pに対する比率の同等化、つまり米国の5%と並べることを意味します⁶⁾」。

日本の軍事力整備の全過程を彩ってきたアメリカの肩代わり志向が強度を増しつつ現在へとつななり、基盤的防衛力構想の軍拠への抜け道を活用せんとして、今年版防衛白書にソ連の脅威の増大という国際情勢の変化と日本の「応分の努力」を語らせる圧力として作用しているわけであるが、最新の局面の特徴について、なお少し追記しておきたい。第1に指摘すべきは、アメリカが円高を誘導しながら、それを背景にして日本に肩代わりを強要する拳に出でており、それだけに日本にとってアメリカの要求が重味を増すようになってきているという点である。円高誘導の尖兵となっているのは米系を中心とする多国籍企業の為替投機であるから、ここには、アメリカが変動相場制下で多国籍企業

の資金力に依拠して他国通貨のレートを左右できる立場に立っており、しかもそれが軍事負担の国際的再配分の有効な武器ともなる、といった興味深い理論上の問題が胚胎している。第2に、アメリカが最先端技術の独占を守ろうとしてライセンス供与見直しの動きを強めてきている事実も見逃せない。今年度から導入されたことになった主力戦闘機F15のライセンス生産についてみれば、「ブラック・ボックス」部分（アメリカが技術洩出を回避するために設計図ではなく完成品として送る部分）が拡がり、国産化率（当初40%程度）はF4EJファンタムの場合（70%）に比して大きく低下する公算が強いし、対潜哨戒機P3Cに関しても事情は変わらない⁷⁾。産軍複合体制の中で、兵器関連部門の競争力を高めつつも残余の領域で競争力を次第に失ってきたアメリカにとって、今や兵器は農産物と並ぶ輸出の大宗である。その牙城の死守がドル危機に悩むアメリカの至上命題となってきているのであり、またそれが日本側の輸入かライセンス生産か完全国産化かの論争に油を注ぎ、その選択をめぐる利権争いに絡む太平洋をまたぐ黒い資金の流れを活発化させる要因ともなっているのである。ほかに、肩代わりの範囲の拡大も問題にしなければならない。来年度予算の概算要求では、米軍基地労働者経費分担分の1.5倍増とあわせて、基地施設費の新規負担が打ち出されている。沖縄返還時にはじまった駐留費米軍負担の原則の空洞化がいよいよ急になってきているのだということである⁸⁾。

注

- 1) アメリカの世界戦略および軍事経済の国際的関連、肩代わり志向、それを動かすアメリカ産軍複合体制の実態等については他の機会に詳述しているので、可能な限り重複を避けるものとする。拙著『国際財政論』有斐閣、1976年、第5章第2節。拙稿「軍事の経済学」島恭彦監修『講座現代経済学I』青木書店、1978年。同「アメリカ軍産複合体制をめぐって」『経済』1976年12月号。
- 2) 統計指標研究会『統計日本経済分析(上)』新日本出版社、1977年、129ページ。
- 3) エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言

3』毎日新聞社、1978年、263ページ。F104の国産化に要した約1000億円のうち半分以上がアメリカ側に支払われた。村上薰『日本防衛の新構想』サイマル出版会、1973年、214ページ。

- 4) 統計指標研究会、前掲書、117、134-135、143ページ。
- 5) エコノミスト編『日本経済と戦略産業』毎日新聞社、1971年、50ページ。
- 6) 『世界週報』1978年3月28日号、20ページ。
- 7) 船橋洋一「復権する防衛産業」『世界』1978年6月号。
- 8) 「座談会・軍備拡充と治安国家への危険」『経済』1978年9月号。

(5)

戦後日本政府を再軍備、絶えざる軍事力増強へと動かしてきたのは、何もアメリカの肩代わり要求ばかりではなかった。そこには、わが国財界・軍需産業の意向がもう1つの推力として作用してきているのである。

まずははっきりさせておかなければならぬのは、日本の軍需生産がごく少数の大企業（なかんずく旧財閥系大企業）に集中している事実で

第4表 1976年度防衛庁調達額（上位10社）

順位	企 業 名	件 数	金 額 (100万円)	構成比 (%)
1	三菱重工業	198	98,149	24.1
2	石川島播磨重工	94	57,961	14.2
3	川崎重工業	97	25,274	6.2
4	三菱電機	179	20,039	4.9
5	日立造船	27	10,327	2.5
6	日本電機	168	10,143	2.5
7	新明和工業	16	7,867	1.9
8	富士重工業	62	6,555	1.6
9	東芝	130	6,275	1.5
10	日本製鋼所	19	6,136	1.5
10社小計		990	248,730	61.1

(注) 総契約額は4,068.8億円。

(出所) 『経済』1978年7月号、28ページ。

ある。第4表によれば、1976年度の約4,000億円におよぶ防衛庁調達契約のうち、上位10社（防衛庁調達実施本部の登録業者は約2,000）が占める比率は6割をこえている（とりわけ、「三菱兵器廠」の異名をとる三菱グループの占拠率は、三菱重工業と三菱電機の2社だけで3割近くに達している）。この集中度の高さは、アメリカの場合をはるかにしのぐものである¹⁾。こうした状況が形造られた経緯を詳述する余裕はないが、朝鮮特需の消滅に伴う群小メーカーの大量倒産、MSA援助の見返り資金の少数精銳メーカー育成主義にのっとった運用が一切の発端をなし、1次防から2次防に移る頃にはやくも兵器製造会社の上位リストが固まり、以後は基本的には実績が次のより大なる受注を呼ぶというサイクルの反復を通じて今日にいたっている、とみてよい。その場合に、実績と新規受注の間を橋渡ししてきたのが、随意契約あるいは指名競争契約の契約方式であった。すなわち、政府の軍事調達の圧倒的部分は、近代兵器生産には高度の技術的経験が前提となるとの理由で一般競争契約の対象から除外され、指名もしくは少数会社の指名入札に付されてきたのである²⁾。なお、電子機器のかたまりである近代兵器の生産は、重機械類と電子機器の複合力に依存するので、そこからは必然的に「機電一体化」が要請されることにならざるをえない。機電一体化を実際に進められる立場に立っていたのは旧財閥系の大企業グループだけであり、しかもそれらが「ワンセット受注」を目指して機電一体化に積極的に取り組む中で（他面でグループの枠をこえた大企業同士の結合も発展）、軍需生産の大企業集中が促進された点をあわせて確認しておきたい³⁾。

大企業が軍需生産に傾斜してきたのは、それが安定的な利潤源泉としての魅力を有していればこそのことであった⁴⁾。軍需生産は国家を単一需要者とする注文生産であるがゆえに貸倒れの危険を免れており、それどころか企業にとっては現金支払いや前渡し制度による資金運用上の便宜が期待できる。また、コスト・オーバー

ランが発生しても、実支出額に加えて一定率の利潤を保証される契約方式のおかげで、企業は損失をこうむらなくてすむ。一度契約を獲得すれば、修理や補修の仕事をその後独占的に手に入れられる。さらに、国庫負担行為や継続費の軍事調達への適用が、企業側の仕事量の長期的平均化、生産の安定に大きく貢献した⁵⁾。以上は直接的な軍事利潤にかかわる諸要因であるが、それらが軍需会社の株価をつり上げ、大企業グループの軍需株投機によるキャピタル・ゲインをふくらましてきたとみられる点も、おそらくにはできまい。軍需生産そのものが大企業の合法的な「官金私消」を意味するのは言うまでもないが、こうした国庫に寄生した生産から引き出される高利潤が輪をかけて寄生的な利潤を開花させる関係——ここに独占利潤解明の重要な鍵があるものと思われるのであるが、ただし、キャピタル・ゲインへの課税を総じて免除してきたわが国の場合、その態様を知る手がありとなる包括的資料はきわめて得にくいのが実情である。

日本の大企業が軍需生産からこうむってきた恩恵は、直接の利潤やキャピタル・ゲインにとどまらない。軍事調達契約の獲得がアメリカ軍需産業からの排他的な技術導入を可能にし、受注企業にとってブラック・ボックスの制約があるとはいえ格好の技術修得の機会となったこと、ならびにその修得技術に加えて政府から支給される研究開発費を投入して開発される軍事技術（日本の場合は技術開発担当企業と生産担当企業が明確に区別されているアメリカとは違って両者はほとんど一体化している）の民需技術への波及効果が、大企業を軍需生産の場にひきつける強力な誘因となってきたことを、計算に入れなければならない。そもそも軍事技術の先端性、民需生産領域への転用可能性があつてはじめて、軍需生産は軍需に全面的に依存する業種にかぎらず財界全体の関心事となりえたのであって、なぜ軍需への依存度の低い業種の大企業が積極的に自己の内部に軍需部門を併設してきたのか、そしてなぜ軍需産業が軍需専門企

第5表 わが国工業生産における防衛生産の地位（1975年度）

項目 品目	防衛庁国内調 達額 (A)	特 需 (B)	防衛生産総額 (C)= (A)+(B)	工業生産額 (D)	比 率(%) (C)/(D)
船 舶	58,726		58,726	3,135,065	1.87
航 空 機	197,979	1,348	199,327	229,396	86.89
車 車	9,481		9,481	10,882,715	0.09
武 器 弹 薬	62,228		62,228	62,674	99.29
電 気 通 信 機 器	75,346		75,346	9,946,737	0.76
石 油 製 品	27,038		27,038	6,535,079	0.41
石 炭	1,153		1,153	167,255	0.67
織 繊 製 品	6,237		6,237	6,094,698	0.10
医 薬 品	2,090		2,090	1,613,510	0.13
糧 食	31,261		31,261	12,442,668	0.25
そ の 他	29,054		29,054	58,970,837	0.05
合 計	500,593	1,348	501,941	110,080,634	0.46

(出所) 『1978年版防衛年鑑』368ページ。

業の集積としてではなく広範な業種の大企業のうちに横断的に内包化される形態で定在してきたのかは、この点をはなれては理解しえない。

ところで、第5表は、上に述べたわが国の軍需産業の存在のあり方を示すと同時に、それが工業生産に占める比重が航空機、武器弾薬をのぞけばきわめて小さいことも明らかにしている（三菱重工業でも売上高のうち軍需品目の占める比率は8%程度）。この事実は、確かに少なくともこれまでにおいては、日本の大企業が既存の民需中心の設備投資、そこでの技術力の蓄積を基盤にしながら、生産能力の一部を軍需生産にあててきたことを物語るものであるが、それだけをとらえて今後におけるわが国の軍需産業の急速な膨張の可能性を否定しさるのでは、やはり一面的にすぎる。軍事技術が民需技術の水準を引き上げ、最新の技術で装備された工業力が緊急時に軍需生産に転換されうる性質をおびている関係を考えれば、頭在的な軍需生産力がそれに数倍する「頭在化力」の引き金の意義を有していることがわかるし、事実、1970年に防衛庁が発表した「装備の生産及び開発に関

する基本方針」をみても、そうした思考が鮮かに刻まれているのである。

もっとも、財界や軍需産業の公式の言い分は別で、むしろ、軍事技術の高度さからして一般工業力を即時に軍需生産力に転換するのは困難であり、それゆえ軍需産業を常に有事即応の状態に維持し続けなければならない、という方に力点が置かれていた。この論理が防衛庁をして軍需産業に対する継続的な発注、時にはF104の継続生産や中古的のホークの生産に代表される軍事的有効性を不間に付しての発注に向かわせ（軍需産業の利害が兵器・兵器体系の決定因になるという事態）、軍需産業の自己増殖を支えてきたのであった。2種の論理をあげたが、両者がそれぞれ一面の真理を反映しつつ、相互に機能分担しながら頭在的な軍需生産力ならびに頭在化力をともどもに高めてきた、と考えるのが適当であろう。

だが、石油危機を機に日本経済が高度成長から一転して長期不況の泥沼におちいるにおよんで、事態は自ずから急転回を遂げるとところとなつた。一般工業力=軍需頭在化力の発想は、主

として民需生産に活動領域を見出してきた大企業にとっては、過剰生産圧力を国庫目当ての軍需生産によって吸収する道をふさぐものであり、一般工業力の急成長を前提にして7年前に閣議決定されたG N P の1%以内の軍事予算という基準も重荷になってくる。個人消費の冷え込みと円高による輸出の鈍化が大企業をますます公金私物化の拡大、軍需を起爆剤にしての不況克服の方向へと追しやるもので、もう一方の論理、すなわち軍需産業を有事即応の状態にもっていくという主張が（それも軍事技術の広範囲にわたる波及効果を売り物にして）財界の合い言葉となってきたのは、不思議でも何でもない（最近流行の「総合的安全保障」論——資源、エネルギー、食糧、对外援助等を含めた広義の安全保障に対する支出の総合的な引き上げを説く——にしても、中心に置かれているのは軍備拡張、G N P 1% 基準の打破である）。軍事技術の高度化が一般工業力の軍需生産力への短時日のうちの転換をむずかしくしているのは否定しえない事実であるが、それは同時に軍事技術の特殊化のゆえにその一般産業技術への波及効果が少なくなる傾向を意味している⁸⁾。にもかかわらず、波及効果がしきりと喧伝されるのは、何とも奇妙な話である。

ともあれ、わが国の財界は、今やG N P 1% の枠を突き破って軍事費をふやし、軍需の拡大を実現するのに血道をあげている。経団連防衛生産委員会が石油危機以降の軍需産業の工数の低下⁹⁾、それと不可分の関係にある軍事費の資本支出の割合の低下（72年度の29.2%から76年度の19.6%に）に対して、人件費の支出を抑えて装備に金をまわすように求めたことが基盤的防衛力構想の登場を促したのであるし、実際、今年度に入って資本支出比率の高まりがはっきりとあらわれてきている¹⁰⁾。今後、F15、P3Cに加えて早期警戒機等のライセンス生産が軌道に乗る中で、この傾向はいっそう強まるものと推測される。

アメリカの「公正分担」要求に身をすりよせながら、しかもアメリカの軍需産業に利潤の相

当部分を微発される関係を含みながら、日本軍需産業の国家財政への寄生が拡大されようとしている。また、他方で、わが国の軍需産業は兵器コストの量産を通じての引き下げを理由に、あるいは資源の見返りに兵器を求める発展途上国が存在することを理由に、兵器輸出の解禁を切望している。韓国の軍需産業育成に対する日本政府・財界の援助は、兵器輸出に制限が課されているところでのそれに代位する性質のものとして理解されるべきであろう。不況脱出のために戦争をさえ待望する財界首脳の声が聞かれる昨今であるが、財界の戦争待望論とは「座して待つ」待望ではなく、「油をまきながら火を待つ」待望なのである。

ほかにも、軍需の拡大が本当に不況克服の力となりうるのか、軍事費の肥大化に関連しての税制改革の動向、国民の立場に立った不況解決策等、論じるべきは多いのであるが、紙数の関係で別の機会に待つしかない。日本の軍拡が世界的軍拡の一翼を構成しつつ世界的軍拡を加速化する関係もまた同様である。本稿では現状を理解するための基本的な関係図をスケッチ風に描いてみただけであるが、残された課題に答えるには、より精密で系統的な世界経済・日本経済の分析、理論的に掘り下げた考察が不可欠である。他日のあるを約束して、ひとまず稿を閉じる。

注

- 1) 村上薫『日本防衛の新構想』サイマル出版会、1973年、195—196ページ。
- 2) 吉原公一郎『70年安保と日本の軍事力』日本評論社、1969年、327—331ページ。
- 3) エコノミスト編『日本経済と戦略産業』毎日新聞社、1971年、46—47ページ。
- 4) たとえば新明和工業の財務分析を試みたものに、三浦正俊「日本の軍事産業分析試論」『経済評論』1976年10月臨時増刊号、がある。
- 5) 川田侃「防衛力増強がもたらすもの」『エコノミスト』1968年1月2日・9日合併号。
- 6) 新田俊三氏の「日本における産軍複合体の経済的基礎」『経済評論』1970年11月号、「軍需産業と国民経済」『戦争と自衛隊』における主張を参

照のこと。

7) 木原正雄「現代帝国主義と経済軍事化」『経済』

1972年10月号。

8) 星野芳郎編『戦争と技術』雄渢社, 1975年, 26

ページ。

9) 『1978年版防衛白書』598ページの図を参照のこと。

10) 船橋洋一「復権する軍需産業」『世界』1978年6月号。

(筆者 所員・大阪支部)

最近号内容目次一覧

●第21号(1978年2月) 650円

特集 * 技術・産業論研究入門

技術論研究と産業分析の関連

〔インタビュー〕市川弘勝先生に聞く

現代技術論の成果と課題

技術・産業論の現代的課題と理論的諸問題

〔職場からの研究報告〕恐慌下の地域の変貌と変革への契機

〔研究動向分析〕最近の「新中間階層」論の理論的諸特徴

「法人資本主義」論についての覚え書き

〔読書案内〕島恭彦「インフレーション—その政治と経済」

〔随想〕夜間通信研究科の2年間に想う

基礎研運動の現況と研究者管理 うらばなし

中村 靖治

吉田 文和

戸名 直樹

太田 純志

林 弥富

坂井 昭夫

池島 正興

中橋幸二郎

西田 達昭

●第22号(1978年6月) 650円

特集 * 労働問題研究の基礎視角

労働問題研究の課題によせて

労働運動と財政民主主義

労働者階級状態論に関する覚書

労働力流動化政策と教育・訓練・生活手段(中)

〔研究報告〕イギリス貴族の大土地所有と都市開発

　　公的扶助労働論

〔座談会〕日本経済分析と統計学の課題

〔書評〕野村秀和『現代の企業分析』

　　政治経済研究所編『転換期の中小企業問題』

〔産業調査雑感〕岡山県の被服縫製業の調査を終えて

〔基礎研だより〕夜間通信研究科78年春期合宿の報告

戸木田嘉久

二宮 厚美

光岡 博美

松田 和男

島 浩二

武元 熱

野沢 正徳・川口 清史・小野 秀生

田井 修司

岩井 浩三

下野 克己

●第23号(1978年9月) 650円

特集 * 働く者の経済学研究と夜間通信研究科——科学と労働運動の結合をめざして ——

〔学科案内〕

働きながら学ぶということ

哲学屋の期待

夜間通信研究科と私

私の問題意識と夜間通信研究科

〔職場からの研究報告〕構造的不況下における中小企業労働運動の経験

『講座現代経済学』の刊行をめぐって

〔鼎談〕『講座現代経済学』と住民の発達問題

〔読書案内〕杉本昭七『現代帝国主義の基本構造』

　　芝田進午編『公務労働の理論』

〔研究情勢分析〕日本独占資本主義の確立をめぐって

儀我壯一郎

秋間 実

小森 治夫

馬越 洋一

中原 優

森岡 孝二

野村 拓・中村寅四郎・池上 悅

松野 周治

松下 英爾

長島 修

他 2篇

郵送希望の方は郵送料(2冊まで120円, 4冊まで160円, 8冊まで200円)を加算のうえ編集局宛お申し込み下さい。尚、郵便振替で入金される場合は、振替京都 1972 を御利用下さい。

科学的な科学・技術労働論展開のために

—戸名氏の反批判に答えつつ—

鈴木 章二

I 芝田氏批判の主要論点

戸名氏の筆者に対する反批判¹⁾に答えるにあたって、従来の芝田氏批判の論点整理を行なうことによって、芝田氏の誤りの根源を明らかにしたい。そのことによって、芝田氏批判の基礎視角が明らかになると同時に、戸名氏の芝田氏批判の意義と限界が明らかになるであろう。ところで、従来の芝田氏批判の論点整理は、戸名氏も紹介しているように²⁾、中村静治氏によって行なわれた³⁾。そこで、ここでは中村氏の整理を基に、再整理を試みたい。

さて、中村氏によれば、芝田氏批判の先行者は木下譲氏である⁴⁾。中村氏は大谷良一氏の芝田氏批判⁵⁾との関係で木下氏を評価しているが、以下に見られるように、大谷氏だけでなく、その後の論者による芝田氏批判の主要な論点についても、木下氏によってほとんど提起されている⁶⁾。すなわち第一に、「科学=技術革命」の連続的・革命的把握が批判されている⁷⁾。第二に、現実に剩余価値生産にとりこまれている科学的労働を、使用価値視点だけからとらえ、科学的労働が「普遍的労働」であり、「無償の潜勢力を生む」ということから、科学的労働が価値を生産しないとする点が批判されている⁸⁾。第三に、生産様式は生産関係を含まないとし、労働過程を技術的過程と組織的過程に二分割する点がとりあげられ、そこからは社会関係は出てこないと批判されている⁹⁾。すなわち、芝田流「生産様式論」・「労働過程二分割論」批判である。第四に、科学と技術の発達をまず独立して論じ、後から生産関係との矛盾をつけ加えても、外的条件として

付加されるだけあると批判されている¹⁰⁾。この点は、戸名氏による「物質的富の生産」と「科学・技術の生産」に関する芝田氏批判の原型でもあろう¹¹⁾。

以上の指摘と、中村氏による芝田氏批判を踏まえた上で、芝田氏の誤りを整理すれば、次のように言えるであろう。芝田氏は、資本制生産の中で展開してきた科学・技術を、単純な労働過程レベルで論じ、科学的労働の普遍性から価値法則の止揚を云々し、そのためにかあるいはその結果か、大工業や生産様式を生産関係を含まないとし、労働過程の二分割論を提起したのである。このような誤りに陥るに至った基礎は、第一に、科学と技術の区別と関連についての混乱、第二に、それを基礎とした全体労働と部分労働、一般的労働と共同的労働さらに直接的労働、精神的労働と肉体的労働のそれぞれの関係と総体的把握についての混乱にあると思われる。

第一の点については、中村氏が詳細に跡づけているように¹²⁾、意識的適用説を技術の本質規定としたことが、科学を直接的生産力とするところまで行きつき、科学が価値法則を止揚し、「本来、科学の普遍性は共産主義を志向¹³⁾」するということになったのであろう¹⁴⁾。

第二の点については、戸名氏と筆者の視角の相異に関連するので、やや詳しく述べてみたい。まず第一に、全体労働の概念及び、それと一般的労働の関係が理解できていないのである。すなわち、「資本のもとへの労働の実質的包摂または独自に資本主義的な生産様式の発展につれて、個々の労働者がではなく、社会的に結合された労働能力が、ますます総労働過程の現実の機能者となり、……生産物形成の直接的過程に非常に様々な仕方で参加し、……一方のものは管理者や

技師や技術学者などとして、他方のものは監督として、第三のものは直接的筋肉労働者として、または単に手伝い人としてさえ、労働するようになるので、ますます労働能力の諸機能は生産的労働の直接的概念のもとに、すなわち直接に資本によって搾取され資本の価値増殖過程および生産過程一般に従属させられる労働者の概念のもとに、組み入れられるようになる¹⁵⁾」（傍点：筆者）という指摘を把握せず、技術学者などの行なう一般的労働も¹⁶⁾、「直接に社会化された労働すなわち共同的な労働¹⁷⁾」と同様に、資本の下へ包摂され、そこで全体労働の部分機能を果すこと、そしてその限りで、一般的労働も価値を生産することが理解できないのである¹⁸⁾。

第二は、「精神的富の生産」と「物質的富の生産」とにおける労働の関係についてである¹⁹⁾。まず、戸名氏が指摘するように、物質的富の生産に導入されていない限りで、精神的富の生産の領域において、科学的労働を労働過程から価値増殖過程へと分析してみたところで、科学的労働の資本制生産における内在的な問題を折出できないことは明らかであろう。戸名氏が述べているように、物質的富の生産過程が、ますます科学的になるにしたがって、一方では、労働の細分化、無内容化が進むと同時に、他方では、労働の流動化、多面性が要請され、精神的富の生産の領域における労働者の要求も高まり（特に教育など）、資本主義における限界を持ちながらも、労働者の全面発達への胎動が見られるのである。この点が、戸名氏の議論の最も優れた点であろう。しかしながら、芝田氏の内在的批判のためには、次の視点が必要であると思われる。すなわち、精神的富の生産における科学的労働が、物質的富の生産にとりこまれる際の全体労働における、分化され、疎外された労働としての科学的労働の分析を行なうことである。具体的には本来全体性を持つ科学的労働の機能が、資本の生産力としてとりこまれ、資本による包摂が深化することによって受けける科学的労働の問題性の分析である。

第三は、第二の視点を踏まえた上で、第一の全体労

働の内容を展開する点に関してである。すなわち、基礎科学労働、技術学労働と技術的労働の概念の区別と関連についての混乱、混同である。この点は芝田氏だけでなく、芝田氏を批判する論旨にも少なからず見られる。とりわけ、技術学労働と技術的労働の混同である。つまり、科学と技術の区別を強調する論者においても、（明示されているものだけあげても）加藤邦興氏は「この労働〔労働手段を製作する労働：筆者〕は労働過程における科学的認識を基礎とし、労働過程の全体を頭脳のうちに概念によって把握し、かつそれを労働手段に对象化する科学労働²⁰⁾」であるとし、さらに「技術学労働は、その目的に直接かかわる技術の設計と製作の過程を別とすれば、自然科学労働と同一である²¹⁾」としている。また、北村洋基氏も、「技術学の意識的適用という特殊性をもつ技術（学）的労働もまた疎外された労働の一形態として自立化する²²⁾」としている。なお、戸名氏についても同様であり、前回の拙文でふれ²³⁾、さらに、第二の手紙でやや詳しく指摘しておいた²⁴⁾。この点を筆者が重視するのは、言葉のせんさくのためではなく、第二の点を深めるために必要だからである。すなわち、科学的労働の主たる目的は、自然諸物の諸法則の認識であり（もちろん、基礎科学労働と違って、技術学労働の目的は物質的富の生産に深く規定されてはいるが）、技術的労働の主たる目的は、科学的労働によって認識された諸法則を適用して、物質的富の生産に具体化することである。したがって、技術的労働は、精神的富の生産の領域にある科学的労働と、物質的富の生産の領域にある共同的労働との分業を成立させる機能を果すのである。（もちろん、精神的富の生産は独自の領域と自律性を持つとはいえ、依然として物質的富の生産は精神的富の生産の母である。）このように関係づけることによって、科学的労働=全体的労働と把握し、物質的富の生産から科学的労働を抽象し、精神的富の生産の領域でのみ科学的労働の問題を考察する芝田氏の誤りを有効に批判できると思われる。

以上によって、芝田氏に対する従来の批判の整理

と、それを踏まえた芝田氏批判の基礎視角を提起した。これを基に、戸名氏の筆者に対する反批判への反論に入りたい。

注

- 1) 戸名直樹「大工業理論の理解をめぐって」『経済科学通信』(以下『通信』と略記) 20号, 1977. 10.
- 2) 同上, p. 64。
- 3) 中村静治『技術論論争史(下)』, 1975. 10。
- 4) 木下譲「科学技術革命と生産力理論」『知識と労働』3号, 1971. 12。
- 5) 大谷良一『『資本論』の論理と現代技術論』『科学と思想』7号, 1973. 1。
- 6) なお、中村氏も述べているように、木下氏の芝田氏批判は、きわめて感情的であり、建設的な論争に結びつかなかったことは残念である。なお、その後の論者の場合も含めて、芝田説をめぐる論争が建設的に行なわれていない最大の原因が、芝田氏本人の批判拒絶的、高踏的態度にあることはいうまでもない。自らは、「つまみ喰い的」批判をしておきながら、自説に対する批判に対しては、若い研究者に対してまで、「マルクス、エンゲルスの言明を全面的に調べ、それにもとづいて、生産力とはなにか、生産力を形成する諸要因はなにか、それらと生産関係はどのように矛盾するかについて展開してみられるがよい。そのような積極的展開なくして、私見に『生産力論』というレッテルをはりつけても、私見を克服できない」(「科学的な批判を期待する」『科学と人間』2号, 1973. 4, p. 92)と反撃するのは、全く「論争のルール違反」(中村前掲書, p. 442)であり、そのことが、木下氏のような嘲笑的批判を生み出す要因ともなったのであろう。
- 7) 木下前掲論文, pp. 6—8。
- なお、木下氏は、「科学=技術革命」という概念を無批判に使用し、特に産業革命との関係を論じておらず、説得力を欠いている。産業革命との関係については、大谷前掲論文および、荒川泓『近代科学技術の成立』1973, pp. 227—236参照のこと。
- 8) 木下前掲論文, pp. 11—12。
- なお、下記の文献も参照のこと。
仲村政文「精神的労働について」『経済経営研究』10号, 1972. 9, pp. 44—45。
- 中村前掲書, pp. 369—379, 他。
- 9) 木下前掲論文, p. 13。
- なお、下記の文献も参照のこと。
大谷前掲論文, pp. 156—158。
- 近藤良樹「『主体的唯物論・生産力論の問題』—芝田進午氏の所説に対する若干の疑問点」『科学と人間』1号, 1972. 4。
- 中村前掲書, pp. 409—417。
- 10) 木下前掲論文, p. 19。
- なお、下記の文献も参照のこと。
大谷前掲論文, p. 158。
- 11) 木下氏の批判は、芝田氏の「生産力論」批判としてはすぐれているが、芝田氏を批判するあまり、逆に生産力の問題を軽視し、「生産関係論」的偏向がきわめて強い。
- 12) 中村前掲書, pp. 387—395, p. 440。
- 13) 芝田進午『現代の精神的労働』, 1962, p. 70。
- 14) なお、中村氏は「このこと〔自然科学を直接的生産力としたこと：筆者〕が、意識的適用説をもって技術の本質規定であると主張させることになったか、あるいは意識的適用説に拠ったことが科学=直接的生産力説に昇華したのか」(同氏前掲書, pp. 440—441)と、慎重に断定を避けているが、科学を直接的生産力とする基礎には、科学と技術の短絡があり、これは「意識的適用説」の「専売特許」であることを考えれば、このような評価でよいのではないだろうか。
- 15) K. マルクス『直接的生産過程の諸結果』大月書店国民文庫版, 1970, pp. 111—112。
- 16) 一般的労働と共同的労働の区別については、K. マルクス『資本論』大月書店全集版, 25巻第

- 1分冊, 1968, p. 131参照のこと。
- 17) 同上, 23巻第1分冊, 1965, p. 503。
- なお, この点に関連して, 一般的労働, 一般的生産過程, 一般的生産力, 直接的労働, 直接的生産過程, 直接的生産力等についての関係を検討し, 芝田説を批判したものとして, 加藤邦興「技術論の基礎的諸概念」『経営研究』27巻4・5・6合併号, 1977. 3がある。
- 18) なお, 全体労働の概念については, 戸名氏も正確に把握できていないと思われる。この点については, II節でも指摘したい。
- 19) この点に関して, 精神的生産としての科学と, 物質的生産における科学との区別と関連については, 後藤道夫「マルクスにおける科学と生産」『現代と思想』26号, 1976. 12を参照されたい。
- 20) 加藤邦興「科学」『講座歴史的唯物論と現代』1巻(人間と文化), 1977, p. 198。
- 21) 同上, p. 208。
- 22) 北村洋基「技術と経済発展」『現代と思想』12号, 1973. 6, p. 229。
- 23) 拙文「戸名論文への疑問」『通信』15号, 1976. 6。
- 24) 戸名氏によれば, 1976年1月10日付のもの。

II 戸名氏の反批判の問題点

(1)

戸名氏の筆者に対する反批判は, 以下で明らかにするようだ, 残念ながら筆者の問題提起を理解せず, 氏の弱点を再確認したにとどまっている。

まずは, 全体労働の把握とそこで一般的労働の位置づけについてである。筆者は, 先の拙文において, 戸名氏が一方で「科学的労働と肉体労働の関係を全体労働と部分労働の分業関係としてとらえ」; 他方で「資本の下に集積される精神的諸能力をもって全体労働と把握」している点をとりあげ, 全体労働把握の混乱に

ついて指摘しておいた¹⁾。これに対して, 戸名氏は筆者の指摘を氏の整理の第四点目にあげ²⁾, 筆者に賛意を示された。しかし, その内容が問題である。筆者は前者の規定が誤りであり, 後者の規定を発展させることによって, 全体労働を正しく把握できるし, そのことによって, 科学的労働を全体労働の中に位置づけられるとしたのである。ところが, 戸名氏は第四の整理で, 私の指摘を誤って要約し, 筆者が後者の規定の不十分性を指摘しているかのように書いている。これでは資本が「物質的生産過程の精神的な諸能力³⁾」を握ることによって, 全体労働の社会的生産力を資本の生産力としてわがものにするという点が軽視され, 依然として, 科学・技術労働を全体労働に結びつけ, 科学・技術労働と部分労働とを対置させ⁴⁾, その分業関係を外的に精神的富の生産と物質的富の生産とにおける労働の間の分業としてとらえることに力が注がれてしまうのである。結局, 先に示したように, 戸名氏の全体労働についての理解は, 社会的分業視点にとどまる弱点を持つものであった⁵⁾。

そして, このような視点から試みられる筆者への反批判もまた, 当然的外れにならざるをえない。すなわち, 全体労働形成の歴史的展開を軽視し, 筆者が「資本制以前(単純な労働過程)」と「資本制(社会的労働過程)」を対応させた点を批判するのである⁶⁾。まず, 戸名氏は, 芝田氏が社会的労働過程の問題を単純な労働過程レベルで論じている点を批判しつつ, 筆者を批判しているのであろう。すなわち, 「労働過程論の理解に不十分な点があり, そのことが筆者の芝田批判の狙いを理解されないことになって」おり、「芝田氏と同様の論理にはまっていることが明らかとなる」⁷⁾と断定しているが, 全く筆者の誤りを論証していない。結局, 戸名氏が論理レベルだけで「社会的労働過程」と「単純な労働過程」を見ていることの問題性が逆に浮び上がってくるだけである。しかし, それだけでは反論にならないので, 芝田氏と筆者の違いを再度明らかにしておきたい。社会的労働過程が本格的に成立するのは, 協業と分業, 機械制大工業が発展する資本

制生産においてである⁸⁾。芝田氏はその際、資本制生産過程から科学・技術を抽象し、単純な労働過程レベルで科学・技術労働を問題にしているのである。それに対して、筆者は「単純な労働過程」から「社会的労働過程」への展開において、特殊資本制生産において分化され、疎外された労働として、科学・技術労働を見ているのであり、「労働過程論の理解に不十分な点がある」るのはむしろ戸名氏の方であろう。さらに、筆者の「同一平面…」の指摘を批判して、「芝田氏が、科学的労働と肉体的労働を生産的労働という同一平面で関係づけて論じていない」という鈴木氏の批判とは逆に、両者を無媒介に関係づけようとするところにこそ、芝田氏の科学・技術論の抽象性・非現実性があるのである〔傍点：筆者〕⁹⁾と書いているが、「同一平面で関係づけて」いないから「無媒介に関係づけ」しているのであって、「逆に」とはならないことは明らかであろう。総じて、全体労働とそこでの一般的労働の位置づけを把握していないことが、このような的外れな反批判を生んだのであろう。

(2)

次に、以上から派生する産物としての生産的労働と科学・技術労働の位置づけの問題である。第一に、戸名氏は生産的労働を本源的規定でしか問題にせず¹⁰⁾、そのため、「教育・医療・文化等のサービス労働」と「科学・研究労働」を同列に扱っている。そこから、「科学・技術労働を、部分労働を『単に消費する』」側面と「科学・技術労働を媒介してこそ物質的富の生産が可能である」という¹¹⁾側面の意義を持ち出しているが、資本制生産関係を抜きに氏の発達論を展開しても、結局精神的富の生産と物質的富の生産の並列的な分業関係と、そこからの発達の契機は指摘できても、精神的富の生産が物質的富の生産にとりこまれる際の問題性は浮び上がってこず、不十分な発達論にならざるをえないであろう。

したがって、筆者の「『生産的労働』の理解にも問題がある¹²⁾」としているが、問題があるのはここでも

また戸名氏の方である。すなわち、生産的労働を本源的に規定するのではなく、資本制生産において規定しなければ不十分であり¹³⁾、本源的規定でもって私見を批判するのは筋違いであろう。さらに、「物質的富の生産」と「科学・技術の生産」を「生産的労働の視点だけでとらえよう」とされる鈴木氏の把握からは、科学を生産する労働過程と直接的労働過程とを立体的に考えようとされる氏の企図自体にも応えることができない〔傍点：筆者〕¹⁴⁾との指摘は全くの誤解である。筆者も、戸名氏の「物質的富の生産」と「科学・技術の生産」との間の分業関係の指摘については、その優れた視点に学んだ次第である¹⁵⁾。しかしながら、芝田氏を批判する場合、その視点よりもむしろ「ここで問題になるのは、まさに科学の生産過程への導入の中での物質的富の資本主義的生産過程であって、科学・技術労働という精神的労働と肉体的労働（さらには、全体労働における一般的労働と共同的労働：今回追加）との相互関係こそ問題としなければならないと思われます¹⁶⁾」として、続けて戸名氏と筆者の視点の違いを明らかにしたのである。このように見てくれば、筆者が「『生産的労働』の視点だけでとらえよう」と〔傍点：筆者〕¹⁷⁾していないことは明らかであろう¹⁷⁾。

第二に、科学・技術労働の位置づけについてであるが、戸名氏は、筆者の指摘に同意された¹⁸⁾にもかかわらず、依然として科学的労働と技術的労働とを同列に扱っている¹⁹⁾。第I節でも述べたように、科学的労働の本来の目的は、自然諸法則の認識であり、精神的富の生産の領域に位置するのに対し、技術的労働の目的は科学的労働による認識の物質的富の生産への具体化である。

以上より結論づければ、戸名氏は、氏自身の整理による筆者の戸名氏批判の四点のうち、第一、第二の点には一応同意しながら、実際には理解しなかったことと、氏の芝田批判の視角にこだわったため、筆者の基本的視点である第四点を理解せず、その結果として、筆者の結論である第三点を認めなかったのであろう。若干訂正を加えて芝田氏批判の基礎視角を提起すれ

ば、芝田流生産力論を内在的に批判し（そのためには、科学と技術の区別と関連を明らかにし、全体労働と一般的労働の基礎概念とその関連を明らかにした上で、精神的富の生産における科学的労働がどのように物質的富の生産にとりこまれるかを明らかにしなければならない。），その上に戸名氏の発達論を展開することであろう。

以上、芝田氏が反批判する場合口癖にしているように、筆者自身の議論を積極的に展開しなければ、本来的な意味での批判にならないのであるが、なお展開不足に終ったことを戸名氏におわびすると共に、近い将来必ず筆者自身の積極的見解を対置した上で、芝田氏に対する全面的批判を行なうことを約束（願望）してペンを置きたい²⁰⁾。

注

- 1) 前掲拙文、p. 98。
- 2) 戸名前掲論文、p. 65。
- 3) K. マルクス『資本論』大月書店全集版、23巻 第1分冊、1965、p. 473。
- 4) 戸名前掲論文、p. 66 右段。
- 5) I 節注18)参照のこと。
- 6) 基本的概念の理解については戸名氏の指摘通りである。マルクスも「単純な労働過程」→「社会的労働過程」を抽象から具体へと展開している。しかし、マルクスは同時に、この展開と歴史的な展開を一定の照應関係の下に述べており（もちろん、見田石介氏も指摘する通り、一定の照應関係であって論理と歴史の一致を意味しないことは当然である。（同氏『資本論の方法』参照）），戸名氏の批判は当らない。
- 7) 戸名前掲論文、p. 66。
- 8) この点詳しく述べ『資本論』1巻11章及び、後藤前掲論文 pp. 242—244 参照のこと。
- 9) 戸名前掲論文、p. 66。
- 10) 同上、p. 66 右段。
- 11) 同上。
- 12) 同上。
- 13) 第I節注15)のマルクスの指摘参照。
- 14) 戸名前掲論文、p. 66。
- 15) この点について、第二の手紙（I 節注24)参照）で、「戸名氏は『物質的富の生産』と『科学・技術の生産』とが同一平面で取り扱えない分業関係を含んでいる」という指摘をされ、その観点から芝田氏を批判されています。そのこと自体は私も同意であり、重要な指摘であると思います」と、戸名氏の指摘に同意を表明しておいた。
- 16) 第二の手紙（I 節注24)参照）
- 17) 以上からも明らかなように、戸名氏の反批判は、先の要約の第四点の誤りも含めて筆者の疑問をきちんと読まれて書かれているのか、きわめて疑わしい。
- 18) 戸名前掲論文、p. 66 左段。
- 19) 同上。
- 20) なお、「同一平面」という言葉の使い方において、戸名氏と筆者とでは意味するところが異なっていることは、以上の行論で明らかであろう。前回、筆者が言葉そのものにとらわれず、戸名氏の「同一平面」の持つ意味を整理した上で、筆者の問題提起をしておれば、誤解をまぬがれえたのではないかと反省する次第である。

H. ブレイヴァマン『労働と独占資本』

二宮厚美
中原優

70年代も残すところ1年ばかりとなった現在、日をおって重みをます「70年代問題」が80年代日本の前途に巨大な死重をかけていくことはまず確実とみられる。円高問題の遺産、深化する財政危機、インフレと投機の不気味な地鳴り、政治に目を移せば有事立法・総合安保構想をはじめとする軍靴の響き、日米安保の侵略的強化の動き等々、いずれも時代の暗雲をますます厚くどす黒くしていくかのようにみえる。これを打開しようとする者は誰しも、今日の日本の構造的危機の根源にメスをいれ、労働運動や住民運動の発展に期待をよせようとする。ところが、労働運動の領域に目を移せば、75年以来の春闘の経過が示すように、高まる期待にあたかも背をむけたかの状態である。経済危機や財政危機がますます深刻化する失業、低賃金等労働問題に強く固く結びついていることがはっきりすればするほど、労働運動やその背景にある労働問題への関心は経済学者すべての共通のものとしてよいよ高まるばかりであろう。

このような時期にここでとりあげる H. ブレイヴァマン『労働と独占資本』が翻訳出版されたことは、ひとり労働問題研究者のみならず多くの人々の研究意欲をそそること確実である。

70年代後半の日本ではよく知られているように、「合理化」と失業、低賃金・長時間労働への攻撃の嵐がふきあれ、「一方での強制的失業とワンセットになった苦汁労働」の進行、「憲法なき非近代的職場へのアメリカ的近代的労務管理の移植」、「バラ色のサービス経済論でまぶされた第三次産業拡大傾向と灰色の権利不安定雇用層の増大」といった事態がすすみ、他方では IMF・J C 主導と称する右翼的アメリカ的労

働組合運動の導入が日本の特殊性をまといながらおしそすめられてきた。日本におけるアメリカ的労働問題が多方面にわたって色濃くしていることは意に留めるべき一つの特徴であろう。現代アメリカの労働問題を本格的にとりあげようとした『労働と独占資本』は、この意味からいっても興味をかきたてずにおかない書である。

とはいっても本書は原書にして450ページ、翻訳で500ページにおよぶ長大なものであり、論評をくわえる際の前提である内容紹介ですらこと容易ではない。あらかじめ大づかみの書評にならざるをえないことを断ったうえで、以下本書にとりくんでみよう。

1. 本書の構成と基本論点

本書『労働と独占資本』はその表題に示されているとおり、独占資本のもとでの労働を検討対象としたものであるが、著者は念をいれて副題に「20世紀における労働の衰退 (degradation)」と記し、独占資本のもとでの労働を衰退ないし退化としてとらえるという本書の基本論点の所在を明らかにしている。「労働の衰退」を5部20章構成から縦横無尽に明らかにすること、さしあたってここに著者のモチーフがあると理解していいわけである。

著者はこの「労働の衰退」に迫るにあたってていよい周到な理論構成の枠組を準備した。著者ブレイヴァマンの盟友であり、わが国ではおなじみの P. M. スウィージーによれば、本書は「独占資本主義時代に特徴的な特定の種類の技術変化が、労働の性質と労働者階級の構成（と分化）にもたらした諸帰結を系統的に

探究する試み』（本書序文）として特徴づけられるのであって、大きく言えば独占資本のもとの労働の性質を問題にするパートと、労働者階級総体に及ぶ影響を対象とするパートとの二つにわかれ。少したちいった別の表現でいえば、全5部構成の前半第1・2部は作業場内分業の展開にともなう「労働の衰退」を取り扱い、後半第4・5部は社会内分業の発展によってひきおこされる労働者の就業構造と階級構成の変化を検討対象とする。前段から後段への流れを媒介するのが第3部「独占資本」の役割であって、本書の表題『労働と独占資本』はその看板どおり内容の展開に綿密に織りこまれたものとなっている。

本書前半は「第1部労働と管理」、「第2部科学と機械化」からなり、そこでの中心的課題は「科学的管理と科学技術革命という資本の活動の二つの側面」あるいは「独占資本の主要な様相のうちの二つ」（本書、278ページ）を検討することにおかれる。すなわち、第1部では作業場内における協業と分業の展開にともなう「労働における構想(conception)と実行(execution)の分離」の発展、前者の資本独占とそのもとの労働の衰退、言いかえれば精神労働と肉体労働の対立が¹⁾、テーラーの科学的管理法において体系化させられその完成をむかえること、第2部では同じく精神労働と肉体労働の対立が技術の発展の側面から、労働手段の変化にそくして検証されること、これらのことが研究されているわけである。精神労働と肉体労働の対立を作業場内における資本主義的「管理技術²⁾」と生産技術の発展にそくして追跡したことこそは、本書の最大の功績の一つである。

ところで以上の前半部分から後段の考察への橋わたしぶなす「第3部独占資本」では、それまでの視野が作業場内に限定されていたのを一歩すすめて、著者は社会内の分業にまで目をひろげ、独占資本のもとの社会内分業が家族と地域の解体をひきおこすまでに侵透・発展することを、独占資本の株式会社的特質に結びつけつつ検討する。この第3部は先に指摘したように、第1・2部での「精神労働と肉体労働の対立にも

とづく労働の衰退」が後半第4部の就業構造・配置の変化、第5部の階級構成の変化と階級分解の進展をとおして普遍化し、ますます労働者の貧困化を深化させていく、という論旨の流れの結節点にあたっており、そこで作業場内分業にとどまらずに社会内分業の領域をとりあげて検討したことは、著者の確かな識見を示すものである。その成果の一つは、独占段階の資本蓄積の特徴を「普遍的市場(universal market)」（第13章）の成立に見て、たとえば「個人的および共同体的諸関係の代替物として市場関係が発展」（本書302ページ）し、「資本主義的生産様式が、個人、家族、および社会の要求の総体をとらえ、それを市場に従属させることによって資本の要求に奉仕するようにつくりかえる」（296ページ）こと、つまり家族、地域の解体のうえにたつ嘗利主義の展開をいさか不正確ではあるが独占期の特徴とし、その傾向と「新しい職業構造」の発展を結びつけてとらえようとしたことにみられる。

こうした独占段階の社会内分業とそのもとの家族の解体を正当に評価していく視野は、よかれあしかれかのスヴィージー、バラン共著の『独占資本』を継承したことに結びついていると考えられる。その意味は次のとおりである。

周知のとおり、スヴィージー、バラン『独占資本』はそのテーマを「独占資本主義の条件のもとの余剰の発生と吸収³⁾」の解明という点におき、とりわけ独占段階での「利用しうる人的・物的資源の慢性的な不完全利用」、換言すれば慢性的停滯基調とそのもとの余剰部分の吸収・処理、その掛け口の究明という点に力をそいだ市場論的著作であった。独占段階の資本蓄積の特質を慢性的過剰ないし停滞を基調とする限り、その避けがたい一つの理論的帰着は過剰部分を処理する機構または掛け口の発展の解明という点で独占理論を開拓することにある。まさしく余剰の発生と吸収のメカニズムが独占理論の骨格を形成するわけである。スヴィージー等は、余剰の吸収形態を追跡し、その機構を広告、製品の外観の変化、信用販売などの「販売努力」と軍事的浪費を保障する「軍国主義」、

その他の政府活動、特に前二者を余剰の掛け口の最も重要な形態とし、そこで余剰部分に対する需要と市場の拡大から、後にブレイヴァマンが「普遍的市場」の成立として継承することになった現代社会の「非合理的文明」批判を展開したのであった。端的に言ってブレイヴァマンは、スヴィッジー達の『独占資本』の余剰処理のための市場拡大という論点を独占資本論としてうけつぎ、そこから本書第3部において社会内分業を視野におさめることができたわけであるが、彼は、かつてスヴィッジー達の指摘した独占資本主義が「ブルジョア社会の基礎そのもの——家族——を破壊しようとしている⁴⁾」との事態と同じくつかみながら、スヴィッジー達がいちじるしく文明論的、心理学的傾向を強め、フロイドなどを採用しながら社会の病理を批判するのにとどまり、結局「労働者の体制内化」認識にもとづく一種の绝望論とアウトサイダー・第三世界革命論にいきつかざるをえなかったのに対して、家族や地域の共同業務の商品経済化を新たな就業構造の発展、たとえばサービス業の発展に結びつける形で位置づけたのであって、この限りではブレイヴァマンはスヴィッジー的限界を一步のりこえたと言ってよい。

ブレイヴァマンがスヴィッジー達から継承したもう一つの論点は、独占資本の行動様式を巨大株式会社の特質にかかわらせて明らかにしようとする試みであって、経営者支配論に傾斜した独占的ビヘイビア論をスヴィッジー達が論じたのに対して、ここでも、ブレイヴァマンは株式会社の発展が職業構造に与えた影響という見地から『独占資本』を継承し、大要三点を指摘する。ちなみにその「第一は、マーケティングにかかわるもの、第二は、経営管理構造にかかわるもの、そして第三は、現在会社が行なっている社会的調整機能にかかわるものである」（本書、290ページ）。

このように両者には違いがあるにせよ、だからといってスヴィッジー的独占理論の胎内からうまれた独占理論が、産みの親からの惡しき遺伝を完全に払拭しているかと言えば、そうだとは言えない。

その第一は、独占段階の余剰の掛け口としての「販

売努力」や市場拡大に結びつけてのみ、家族や地域の共同業務の解体をつかむ視角は、確かに嘗利主義の支配拡大にもとづく住民生活の変化という側面がある程度きわたせることはできるが、官僚機構や官治主義的住民支配の評価は脱落してしまう、ということである。この意味では、ブレイヴァマンの分析は嘗利主義的住民支配の濃厚な「アメリカ的生活様式」と「アメリカ的福祉国家」を強く反映したものであるといつてもよいが、理論的には需要・市場問題中心の独占理論的一面性と、これは本書全体にわたって言いうことだが国家論の弱さを反映したものと言えるであろう。

その第二は、株式会社論にもとづく独占資本論の弱点からうまれる。すでに指摘したように、ブレイヴァマンは第1・2部の前半部分で精神労働と肉体労働の対立、前者の資本のもとへの集中・集積を「管理技術」・生産技術双方の発展に即してフォローしながら、独占段階の生産の集積・集中、社会化の発展というレーニン的独占理論の出発点を放棄し、生産の集積と同時にすむ精神労働の集積が、それを基礎として成立する独占的大資本による精神労働の独占を導き、独占段階の資本蓄積に新たな特徴をつけ加える、という点を看過することになった。独占資本論を言うなら、本書が前半でせっかく分析した精神労働と肉体労働の対立を、独占段階における精神労働独占という見地に発展させて論じるべきであろう。

実はこの難点は、第三の問題点と結びついたものである。それは、本書の第1・2部の分析と今問題にしている第3部との相互関係の問題である。後にもう一度たちかえるが、第1・2部の精神労働と肉体労働の対立という論点は、理論的に言えば、『資本論』の「労働過程と価値増殖過程」を出発点とし「協業」「分業」とマニュファクチャ「機械と大工業」の展開においてすでに解明すべき論点であった。スヴィッジーが「本書には理論の点で新しいものは、ほとんどない」（本書序文）と述べたゆえんの一つである。つまり『資本論』のえがいた精神労働と肉体労働の対立の発展、機械制大工業下での完成という問題を、ブレイヴ

マンはマルクス死後の科学的管理の出現や科学・技術の発展に即して、それらを素材にしつつより現代的姿態で再現、蘇生させたといつてもよい。そうすると第1・2部をみると、著者がいくらそこでは「独占資本の主要な様相のうちの二つ」を述べたと指摘しても、第1・2部ではどこが「『資本論』と労働」の世界でどこが「独占資本と労働」の世界なのか、よくわからなくなるというやっかいな問題がおこってくる。そこへもってきて、第3部にいくと「独占資本」の表題が冠され、そのうえにスウィージー的独占資本論が継承されてくるから、独占資本の種差をうけた労働問題はそこで初めて展開されているとうけれどなくもない、という問題がうまれる。

要するに、ブレイヴァマンが作業場内分業における労働過程の分析から後段の就業構造・産業構造への分析へと、ともかくも首尾一貫したメスをふるうにあたって、かの『独占資本』の継承はそれはそれで一定の有効性をもちえ、「『資本論』と労働」の世界からの連続性において「労働と独占資本」の固有の問題領域を論じる方向をつくりだしたが、必ずしも「独占階級の労働」の特質を全領域にわたって論じる保障にはならなかつた、ということである⁵⁾。

さて、本書の後半部分にあたる第4部「労働者階級の増大する職種」では、独占資本の蓄積を反映した事務労働者、小売業とサービス業いすれについても、労働者の増大とともにすすむ「労働の衰退」、熟練・技能の解体、賃金水準の低下がみられることが実証される。すでにこの点は、わが国でも松成義衛『現代サラリーマン論』における事務労働分野での「判断事務と作業事務の分裂」、後者の部分労働化といった指摘でおなじみの論点であり、基本的には松成氏等の分析と同一の結論のものである。

最後の第5部「労働者階級」では、労働予備軍の現代アメリカにおける増大傾向の実証、「新中間層」と称せられるエンジニア等専門職員の検討、生産的労働と不生産的労働の区別のあいまい化、技能平均化説や高学歴化にともなう労働者の地位向上説批判を主たる

内容としており、全体として労働者階級の増大と貧困化の進展が実証されている。

以上が本書のおおづかみにみた構成であるが、次に、われわれの関心にひきつけつつ、もう少しだらいい個々の論点を検討してみたい。

2. 本書のいくつかの問題点

本書の評価をめぐってすでに国際的規模での討論が進行中である⁶⁾。論者が共通に指摘した問題の一つは、ブレイヴァマンが「本書は労働者階級を即目的階級として取り扱うものであり、対目的階級として取り扱うものではない」（本書、28ページ）としたことにかかわっており、はたして現代資本主義の労働を衰退の側面からだけみることが妥当かどうか、あるいは可能かどうかという疑問が多く登場することになったのである。

先の紹介では省略したが、本書の著者ブレイヴァマンは、本論に先だつ「序論」において三点ばかりの予備的考察をおこなっている。その第一は、「技術は、社会関係をたんに生みだすものではなく、資本に代表される社会関係によって生みだされるものだ」（21ページ）ということ、その第二は、たった今ふれたように「現代の労働者階級をその意識、組織あるいは活動のレベルで取り扱うことは、本書では企図されていない」（28ページ）ということ、その第三は、70年代における労働者の職務不満に対応した新たな労務管理の進展、たとえば「参加」の計画的なみせかけという資本の対応は、本論でみると、テーラー主義の科学的管理にかわるものではなく、資本的労働過程の労働分析は科学的管理の本質を明らかにすることによって可能となること、以上の三点である。

これらの予備的考察は著者の基本視角を示すものといってよいが、そこにはすでにみのがせない問題点がはらまかれていると考えられる。すなわち、要約して言えば著者は、資本・賃労働の社会関係によって技術は規定されているとの命題に「階級意識」や階級闘争を

あらかじめ捨象するとの見地をプラスし、資本による労働者の一方的支配関係に規定された管理、技術、「労働組織」の態様を追跡するという、研究の軌道を設定した。この軌道はへたをすれば、かつて西独のフランクフルト学派がおちこんだ一種のおとし穴、つまり「イデオロギーとしての科学と技術」(ハーバーマス)が労働者をすっぽりととらえ呪縛してしまうとの見地へと、いきつきかねない危険性をもつものである。事実、著者のソヴィエト批判は基本的にはマルクーゼらのものと同一であることは、この危険性を示している(序論参照)。

より重要なことは、先の階級闘争を捨象した生産関係から管理・生産技術をとらえ、そのもとでの「労働の衰退」をあきらかにすることが、たとえ精神労働と肉体労働の対立をうきぼりにすることにあざやかな照明効果を發揮するにしても、精神労働と肉体労働の統一の展望には多くの光を与えないことになってしまふ、ということである。

著者は本書冒頭に次のような印象的なフレーズの句をかかげた。

「一方の連中は暗がりに住み、もう一方の連中は、光の中に住んでいるので、ひとは光の中にいる連中を見るが、暗がりにいる連中をみやしない。」

ブレイヴァマンの功績が「光の中の住人」と「暗がりの住人」との対照性、後者がますます前者によって多くの光を吸いとられ、ますます暗やみに沈んでいくことをきわめてあざやかに描きだしたことにあること、この点に異論を唱える人はそう多くないであろう。にもかかわらず、「暗がりの住人」に光がとりもどされていく展望、つまり労働者による精神労働と肉体労働の対立の克服にもとづく発達という展望では、本書のはぎれは何ともよくない⁷⁾。

その原因は著者の先にみた基本視角にあると言つてよい。

ところが、この問題性は労働者の発達を「労働の衰退」の中でなおかつ明らかにしうるという見地の捨象と結びついて、その他にもいくつかの問題点を残すこ

とになった。その一つは、労働者の「自発性」や「創造性」をひきだす型での「労働者の参加」、自主管理運動にみられる行動科学的労務管理の位置づけである⁸⁾。

周知のとおり、『資本論』における技術発展のとりあつかいは、工場立法の進展と機械制大工業の発展が相互に結びつけられつつ展開されていることに示されるように、階級闘争の発達と切りはなされてなされているわけではない。しかも、『資本論』は、機械制大工業の本性である「労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性」と古い骨化したマニュファクチャリズムの再生産と「絶対的矛盾」とみ、この絶対的矛盾の展開のうちに、ブレイヴァマンの言う「労働の衰退」と「労働者の全面発達の可能性」とを同時に発見したのであって、ここに「管理技術」が生成・発展する母胎をみることができる。すなわち、『資本論』を現代に生かしつつ労働及び労働者の状態や資本家的「管理技術」の発展をみようすれば、かの「絶対的矛盾」の見地こそ継承されるべきであった。ブレイヴァマンは、「絶対的矛盾」の一方の局面である骨化した分業の再生産とその歪曲された規模での発展を鋭くとらえはするが、すなわち分業論的見地を発展させはするが、それだけにとどまり、そのためには発達論や「絶対的矛盾」に根柢をおく「管理技術」の発展を正当に評価することができなくなつたわけである。

この問題性は、作業場内分業を対象とした本書前半のみならず、後段の社会内分業と階級構成の検討をおこなう場合にもつきまとつて問題であつて、著者のとった生産と労働の社会化、さらに生活の社会化を、作業場内における精神労働と肉体労働の対立といふ見地から通説よりも一步深くほりさげ、それを拠点にして社会内分業の変化、就業構造の変化を家族や地域の住民生活の変容に結びつけてとらえる見地へまで広げたことは、本書のもつ長所であるにもかかわらず、分業論だけではそれらが充分に解明されるとはいがたい。

すなわち、すばり言って、協業論を欠いた分業論

——ここに本書のもつ一つの重大な問題性があると考えられる。作業場内における協業と分業の関係、社会内における協業と分業の関係、これらの関係をたちいって考察することを欠けば、作業内、社会内双方における労働の検討は不充分におわらざるをえない。社会内における協業の問題を検討せずに家族や地域の共同業務、協業の解体を問題にすれば、先にみたように確かに社会内分業の深化・拡大と市場の拡大、営利主義の領域拡張という論点はうかびあがるが、国家論の不充分さを招き、かつ将来社会の協業の再建の展望も明確さを欠くことになる。

作業場内では、ブレイヴァマンがその第2章「管理の起源」で明らかにしたように、資本制的協業こそは精神労働と肉体労働の対立の出発点をなし、「労働の衰退」の他方で発展する「資本の管理、統制」の起源を告げるものであった。したがって、この協業がマニュファクチャーリズム的分業、機械の導入、科学・技術の発展に結びついで一方での分業の発展とどういう関係をとりむすぶのか、この問題をぬきにしては、精神労働・肉体労働の対立とその止揚の展望が明らかにならないわけである。

おわりに

本書の制約をなすのが協業論の不充分性にあるとしても、それは本書がたてた分業の見地を一貫させて現代の労働問題を多面にわたって分析し、論理的強じん性と豊かな実証で読者を魅了する本書の価値は、それはそれでいささかも傷つけられるものではない。現代アメリカの労働問題に関する信頼できる分析がこれまで数少なく、石田和夫『現代企業と労働の理論』などの労作に学んできたわれわれには、石田氏がかつて到達した「旧来の熟練の無用化と新しい職務における熟練度の平均化、一般化の傾向」という結論にはぼ近い結論を導いた本書『労働と独占資本』はそれだけでも、日本の研究の流れと交流しあう関心をひきたてずにはおかなかった。

従来の水準をこえる労作を残したブレイヴァマンは、すでに故人となった。われわれがここでさして本書を傷つけはしない苦言を二・三指摘したことをするに生前予想したかのように、彼は階級闘争や先進諸国の労働運動の分析を果たして本書のもつ限界をのりこえることを約束していたのであるが、今はこの著作に学ぶ者が彼のこの生前の約束を果たして著者に報いることが必要である。

すでに本書の翻訳者富沢賢治氏はこの方向にむかわれつつあるようであり、多くの人々がこれに合流していく必要があろう。その際には、労働者出身のブレイヴァマンにふさわしく、労働者と研究者との協同が大いなる力を發揮するにちがいないと思われる。

最後に、膨大な本書を読みやすい的確な日本語に翻訳し、適切な「あとがき」をふされたうえで、労働者にも近づきうる本書にしたてた訳者富沢氏の御苦勞に感謝したいと思う。

注

- 1) ブレイヴァマンは労働における構想と実行との関係を、精神労働と肉体労働との関係と区別してとり扱い、精神労働と肉体労働との区分を文字どうり頭脳と手との生理学的区分のうえでたてているようである。精神労働を生物学的意味での頭脳に比重をおいた労働ととらえることには疑問がある。生物学的な精神労働、肉体労働の区分によつては、頭と手を使うことは比重のちがいはある、すべての労働がそうするわけであつて、両者の概念的区別ができないようと思われる。
- 2) 「管理技術」については、中村静治『現代技術論の課題』青木書店、1978、を参照せよ。ちなみに、本書では必ずしも技術概念について明確な把握がみられない。
- 3) P. M. スウィージー、P. バラン、小原敬士訳『独占資本』岩波書店、1967、12ページ。
- 4) 同上、341ページ。
- 5) 念のため言えば、この点は本書にあっては限界というよりも、『資本論』を現代に生かすという

見地からみて本書の長所をなしているといった方が妥当である。現代日本で独占段階の生産様式の特徴と銘うって、たとえばコンビネーション下の労働の特質を検討し、『資本論』の機械制大工業論にいわば横つなぎしようとする試みがあらわれ、それらの試みが多かれ少なかれ『資本論』における協業から大工業への分析の現代的意義を相対化し、その真意をかえってあいまいにする傾向がみられるのに対し、ブレイヴァマンが『資本論』の精神労働と肉体労働の対立の分析を現代的に継承し、現代労働問題解明の決定的論点としたのは、まさに正当なのである。

6) 本書訳者富沢賢治氏の要をえた「あとがき」、および、New Left Review, No. 107 の Rod Coomb

の本書書評を参照。

- 7) 精神労働と肉体労働の対立の発展と同時に資本主義のもとでの労働者の発達可能性を検討しようとした試みとして、島恭彦監修『資本論と現代経済(1)』青木書店、1978、を参照。
- 8) 本書は第7章「資本主義的生産様式への労働者の馴化」で、テーラー以後の産業心理学、産業社会学等に言及し、これらはすべからくテーラー主義の原理貫徹のいわば潤滑油的役割をはたすものであり、科学的管理に示される労資関係への労働者の適応を促進するものである、としている。

[富沢賢治訳、岩波書店、1978年]

(筆者 所員・大阪支部)
(筆者 研究生・労組書記)

雑誌文獻紹介(1)

(1)

『経済』11月号は、一般消費税導入をめぐる問題および大企業体制と連結決算制度を特集している。一般消費税の導入は9月に税制調査会から「試案」が発表され、大蔵省が12月「答申」にむけて意欲的な根回しをつづけている現在、国民の生活を守る立場から、一般消費税の大収支税制的性格と反対運動の前進の方向を具体的に明らかにすることは、有事立法反対の運動と結びついた緊急の課題であり、時宜を得た企画である。

特集、大企業体制と連結決算制度は今年3月期決算から実施された連結決算制度の導入について、「企業集団」の蓄積構造(成田論文)、下請管理の強化(野村論文)、多国籍化(田中論文)の側面から、この制度のもつ問題点を明らかにし、その改革方向(角瀬論文)にまで言及している。

まず、3月期決算の全体的な実態と特徴について、成田論文は今回の連結決算を実施した360社のうち、約62%にあたる233社が六大「企業集団」を構成する企業であり、さらに約71%の256社までが親会社だけの単独決算よりも、連結決算での利益が増大しており、とくに不況のなかでの企業の系列強化、国際化のなかでの海外子会社の活躍ぶりがめだつと概観している。

さらに野村論文では、決算政策にもとづく連結企業の選別化をふまえ、系列子会社、関係会社の多様な「合理化」、管理再編の実態を日立製作所と東芝を典型的な事例として分析している。また多国籍化の問題についても、タックス・ヘブンの利用と為替差損益による利益操作の点から連結決算の評価が行われている。

こうした分析をふまえ、「不況と粉飾決算の子」(角

瀬論文)として生まれた連結決算の彈力的な処理・手続きを可能にする連結対象企業の範囲を定めた持株基準、「重要性の原則」、持分法の任意適用のそれぞれの問題点が明らかにされ、「企業集団」の実態を公開させる民主的変革の方向が模索されている。

すでに、9月期・中間決算における「減収増益」構造が明らかにされている現在、独占的「企業集団」の安定的な蓄積の実態と反国民的性格を認識するために、これらの論文は有益な示唆を与えるものとなっている。

(田井 修司)

(2)

『経済評論』10月号は、「戦後史総括の基礎視座」を特集している。

正村公宏「『戦後日本資本主義史』序説」は、著者が準備中の「戦後日本資本主義史」なる書物の執筆方法を模索するための覚え書である。著者によれば、資本主義の営みが人々を把握していったダイナミックな過程およびそれに対するさまざまな主体の選択的行動の連鎖として、戦後史を描きだすことが重要とのこと。この方法的見地にたって、戦後史の5段階区分を提倡している。

玉城哲「戦後農村史と日本の社会変容」は、戦後になってやっと日本の農村社会が超スピードの近代化を経験し、いえとむらの基盤が失なわれた結果、国家への統合のシステムの崩壊と再建がせまられていると説いている。

清水慎三「戦後史のなかの労働組合」は、労組運動史を6段階に時期区分するための試論を展開している。

玉垣良典「戦後資本主義論争の位相」は、論争の展開を4時期にわけて、ごく簡単に回顧し、論争の衰弱

をまねいた原因についても考察している。

平田清明「ユーロコミュニケーションとレーニン主義」は、この問題についてのスペインとフランスの共産党の指導的見解を慎重に紹介したもの。ユーロコミュニケーションは、レーニン主義の修正・相対化の運動であること、いまや民主集中制の修正=党内複数主義の承認の是非が争点となっていると解説している。

その他、マансリー・レビュー誌掲載のP.スヴィージーの最近作、「資本主義の世界的恐慌の現段階」が訳載されている。

(3)

『現代思想』第33号、1978年9月は「民衆の生活と地域・地方文化」を特集している。確かに、民衆思想史・生活史や地域史の分野あるいは民俗学やルボルタージュという分野の近年の興隆のめざましさは、それ自体注目すべき現象といってよい。これまでの伝統的な経済(史)研究は、マルクス主義的立場のものも含め、余りにも客觀主義的であり、なまみの人間を描ききれていないという反省、民衆の心臓の鼓動が行間からもれ聞えないという現状にたいするあせりにも似た不信が、この分野を興隆させたパッションの少くとも一部をなしたと考えられるからである。

まず、金原左門「現代地方文化論」は、「地域と民衆を主軸にすえ」、「人間の生き方の琴線にふれる文化の問題」を歴史学がとりあげる必要を強調し、その観点から従来の研究動向の回顧を試みている。

次にひろたまさき氏は、この雑誌30号所載の金原論文「現代史と民衆」の提起に応える形で論旨を展開している。色川大吉・鹿野政直・安丸良夫氏ら「民衆思想史の旗手」たちは、社会構成史などの従来の成果をもっと尊重・撰取せよと説く金原主張に対して、ひろた氏はこう反論する。すなわち、「善人よりも悪人のなかに、健康よりは病気のなかに、正気よりは狂気のなかに」より深い真実があるという文学の視点を一概には拒否せず、「社会的なくずやごみ」のなかにも歴史的価値をみいだすためには、通俗的な土台一上部構

造論にとらわれない土台や階級からもっと自由に飛翔した思想史研究の推進こそ先決であると。

他にも地域文化などをとりあげた数篇の論稿があるが、秋田県在住の在野の研究者、野添憲治氏が小作争議の内幕・恐山のイタコの口寄せ・地蔵信仰を対象としつつ、従来の経済史・闘争史研究のおちいりがちな「正論」の陥穽にたいしてするどい警告を発していることが特に印象に残った。以上総じて忘れられた地域に光をあて、無名の民衆の生活意識を掘りおこす作業の一歩一歩を、経済史研究や階級分析の稔りに結実させることが今求められていないか、そのためにはまず経済科学自体を、なまみの人間の総体的把握の基礎理論として、もっと他分野に開かれたかたちで鍛えなおす作業こそ、日本の社会科学の将来を左右しかねぬ最重要課題の一つではあるまいか、とあらためて感じた。

次に、板垣雄三・鈴木二郎・大塚秀之・本田創造の4氏が、アメリカの黒人問題などを対象にして、「民族と国家のあいだ」というテーマで討論している。板垣・鈴木両氏は、人種・民族・国家・階級といった既成のマルクス主義的概念は、現代の複雑な情勢を分析するツールとしてはもはや十分ではないこと、そこでたとえば今日の人種・民族に関わる諸問題を探究するばあい、アメリカの学界の主流に倣って、「マイノリティ」や「エスニック・グループ」といった新たな道具概念を使って、試行錯誤を試みる必要を強調している。それに対して、本田・大塚両氏はアメリカ黒人問題の理論的・実証的研究の蓄積のうえにたって、アメリカ独占資本主義の人民支配・収奪機構を支える人種主義の危険性を浮きたたせ、これと有効に闘う武器を鍛える観点で概念をどう発展させるかという形で、課題はたてられるべきであるとして、新概念への安易な追隨をいましめている。

戸坂潤賞の佳作となった京極高宣氏の論文「先進国革命と国家独占資本主義論」が掲載されている。氏はレーニンの著作の整理によって、国独資を「国家の規制する独占資本主義」と理解し、先進国革命の際の過

渡期の経済体制は、「革命的民主的国家によって規制（民主的かつ計画的に）される新しい型の民主主義的国独資」という独自的範疇を用いて把えねばならないと力説している。

楠井敏朗「マルクス主義における『都市』=『農村』問題」は、大塚史学の立場からマルクスの初期の著作を整理しつつ、この問題を検討したやや論旨難解な論考である。マルクスは、都市と農村の分離・対立を、精神的労働と物質的労働の対立=疎外の発展と密接に結びつけて理解していたこと。南北戦争の観察などから、マルクスの資本主義認識は、「資本の全世界的な単線的発展」から次第に各國資本主義の段階的かつ類型的把握に移行したことを著者は指摘する。そして著者は、都市と農村の対立を克服する鍵を、各國資本主義の個性的発展のなかで培かれてきた人民の国民経済への帰属意識を断つことに求め、国民国家揚棄の条件が今や成熟しつつあると説いているようである。

山本広太郎「初期マルクスの『類的本質』について」は、マルクス解釈の有力な二潮流とともに、弁証法的方法の無理解にもとづくものとして批判しめる努力である。著者によれば、(a) 人間は「類的本質」(他の動物から区別される人類たる本質・人間性のこと)なりという命題は、歴史貫通的に、すべての人間にあてはまるはずである。(b) しかるにマルクスによれば、ブルジョア国家では労働者は「類的本質」から疎外されているという。したがって、この矛盾する(a)・(b)二つの命題を、あれかこれかで一義的に選択したばあい「類的本質」はマルクスの理想化的構成物であり、現実には存在せぬとするアルチュセール・広松涉の見解、他方「類的本質」を即現実そのものだとみる望月清司などの見解が現われることは避けられない。しかし、著者によれば「これら二つの対照的なマルクス像は、悟性のプリズムで両極に分解されたマルクス」に他ならない。現実には「労働者は『類的本質』であり、かつない。『類的本質』は、現実でありかつ理想である」といわなければならぬ。この実生活の矛盾そ

のものを反映して、「資本による人間否定と同じ数だけ人間による資本の否定が生じる」。この社会における「類的本質」の否定と肯定のせめぎあいこそが、現実のリアルな姿だとして著者は対立する両見解を弁証法的に統一しようとしている。

最後に柳下勇氏が、わが研究所関係者が多数執筆に参加した京都自治問題研究所編『地方自治とシビルミニマム』の読書ノートを、また坂井昭夫所員が、H.W. アーツ著『世界大不況の教訓』の読書ノートを書いていることをつけ加えておく。

(4)

『現代の理論』No.168、'78年秋では、「特集・日本の革新勢力」の巻頭で、佐藤昇・正村公宏両氏が「革新とは何であったか、何であるのか」というテーマで、長大な対談をおこなっている。佐藤氏自らが、マルクス・レーニン主義からマルクス主義の枠内でのその克服=構成論をへて、ついにマルクス主義の完全な否定の地点にまでたどりついた歩みを、実にリアルに述懐している。

その他、社会党・公明党・民社党・共産党・新自由クラブ・社民連にかんする論稿(社民連の立場からの)を併載している。

(藤岡 悅)

(5)

『住民と自治』9~11月号は、9月号が第20回自治体学校の特集と「京都民主府政落城後の三ヶ月」(伊藤晃氏)、10月号が働きやすい職場づくりと、行政の効率化・都市経営をめぐる二つの座談会、11月号が「対談 NO₂基準緩和の本質と反撃の視点」がそれぞれメインテーマとなっている。また、実践学習講座は、支所・出張所問題、福祉事務所のあり方、下請・民間委託問題で各々編集され、各地各職場での興味ある取り組みも掲載されている。9~11月号で特に興味をおこさせるテーマは、一つはやはり京都民主府政が林田自民党府政になって、どのように変えられようとしてきているのか、またそのなかでの矛盾はどのようなもの

かを分析した伊藤晃氏の論文である。革新自治体の優位性や意義が改めて明らかになっている。理論の上でもさらに追究されなければならない問題もくみだせるであろう。いま一つは、自治体学校基調講演「転換期の自治体をめぐる保守と革新」(宮本憲一氏)である。氏は政策実現能力としての自治体経営という問題提起を行い、経営の視点を強調している。他方、10月号座談会は、自治省や理事者側からの都市経営論としての『都市経営の現状と課題』(日本都市センター・都市行財政研究委員会編)をめぐって、かなりニュアンスのちがいを含んだ批判的検討が行われている。財政危機が深刻化するなかで、大企業における「減量経営」方式の自治体への押しつけが強まっていることに充分な警戒と闘いが必要となっているが、同時に「都市経営」という名の中産階級イデオロギーのファシズムによる吸収と反独占反官僚主義的な経営視点での改良問題とを峻別してかかることが必要であるように思われる。財政危機打開をめぐってファッショ派、改良派、革命派の論争を正しくよりわけることはますます重要と言えよう。

(柳ヶ瀬孝三)

(6)

従来型の経済成長パターンの転換が余儀なくされている今日、社会システムのあり方そのものの問い合わせが必然ならざるをえない。

『世界』10月号には、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市によって設置された「首都圏地方自治研究会」の研究プロジェクトの一環として1978年7月14、15日に横浜市において開催されたシンポジウム「地方の時代」中の主要提言が特集として収録されている。

基調報告を担当した長洲一二氏の提起した論点は次のとおりである。40年代の革新自治体は第一に「シビル・ミニマム」概念を普及させ、「人間と福祉優先という先導的な役割」を果たし、第二に「『統治能力』を、自治体レベルでみごとに実証してみせた」し、第三に「地域民主主義」を提起したが、50年代は転換期

にあり、『革新自治体から自治体革新へ』と呼ばれている。社会は階層、組織ともに多元化しており、「一般的で単純明解な価値意識を前提」とするのではない、「統合原理の樹立」が望まれるとし、第一に住民のニーズに応えつつ統合化する優先順位をつけた「諸施策のシステム化」、第二に「経済的、社会的、生活的により多くのまとまりと実体をもったものとして」地域を実体化し、機能的に極度に高度化し集中化した大都市を分化すること、第三に地方の時代の担い手の問題として、「市民参加」の強化による「市民自治」の実現が論点として提起されている。

長洲報告は「高度産業社会の変容によって、強度に中央集権的な日本社会の中にも、『地域』が復権し、その役割の重要性が新たに認識されるようになった」(本誌、篠原一氏論稿、46ページ)ことの反映であり、「いかにして地域に生活ミニマムをもたらすか」(篠原一、前掲稿、41ページ)についての総論的提言である。これを受けて、西尾勝「自治体の重層構造と市民参加」、北野弘久「自治権の可能性」、松下圭一「東京圏をめぐる戦略と課題」、中村秀一郎「首都圏産業政策への提言」、室田泰弘「地域のエネルギー政策」、川添登「地域の文化」という各論的な提言がなされている。

これら提言は、経済の抜本的革新の切迫している今日、極度に中央集権化した日本経済のかかえる諸問題解決への具体的提言として意義あるものであって、今後ひき続き充分論議されるべき点を内包している。だが、革新自治体「見直し」がかなり一面的に説かれていること、また極度の地域主義的色彩を有していること、更に「生活・ミニマム」なる概念の不明瞭さ、最後に都市問題が農村問題と密接に絡みあっているにも拘らず、この点の論及が特集に組まれていないことなど論調に問題なしとしない。

しかし、いずれにしても地域主義の提唱の背後に横たわる現実を、われわれは今後看過しえぬ問題として取り扱わねばならないであろう。(広瀬 幹好)

(7)

『日本の科学者』では、まず原水禁問題が注目される。原水禁運動の統一への動きが活発化する中で、昨年來重要な国際的会議が開催された。国際NGO被爆問題シンポジウム(1977年7~8月)、国連軍縮特別総会(SSD)(1978年5月)である。これらの運動の成果を背景に、ややキャンペーン的ではあるが、8月号から10月号までSSD参加者の手記や座談会を掲載している。特に、10月号の座談会では、SSDの評価とNGOの役割、核廃絶と原発問題などについてかなり突っ込んだ議論が行われている。科学者会議の独自性を發揮した特集といえる。

次に、昨年來の革新勢力の後退の中で注目されている問題がとりあげられている。まず、9月号では青年の意識について、中野収「若者文化の諸相」は芥川賞作家、高橋三千綱に注目しながら興味ある分析を行っている。さらに北川隆吉「社会・文化的変化と資本・経営の対応」は、社会・文化的葛藤における経営・資本側の用意周到な体制擁護づくりを冷厳にとらえることの必要性を強調している。10月号では、佐藤毅「文化としてのマス・コミュニケーション」が、商品化されたマスコミ文化から人間性の全面発達のためのマスコミ文化へ転化させるための契機(「民衆的公共性」づくり)に注目している。

(8)

『技術と人間』は、9月臨時増刊号で“コンピュータ化社会と人間”という特集を組んでいる。武谷三男「コンピュータ問題の考え方」、志賀昭「コンピュータ化の矛盾と限界」は、技術=敵論的な傾向を持っているが、現段階における異常なコンピュータ化に対する鋭い疑問を提起している。鈴木茂治「産業構造政策とコンピュータ産業の役割」は構造不況法案と機情法案(特別機械情報産業振興臨時措置法案)による産業構造政策の新展開(新たな段階でのスクランブル・ア

ンド・ビルド)の中でコンピュータ産業の重要な位置と、それがもたらす問題を提起している。沢柳篤「コンピュータ技術論ノート」は、電動機を普遍的動力とするのに対して、コンピュータを普遍的制御力と位置づけた上で、そこからソフトウェアの重要性と、制御力の重要な要素である判断能力をコンピュータに持たせることの困難性を説き、現在のコンピュータ化が産業革命に匹敵するような画期的段階に到達していないことを分析している。電動機の位置づけなど問題点があるが、大胆な問題提起を含んでいると思われる。最後に、コンピュータ合理化による労働現場の生々しい実態が基幹産業、金融機関、自治体等の労働者から報告されている。

深刻な不況が続く中で進行するコンピュータ化を、「技術の使い方に問題がある」として技術=敵論を批判するだけでは済まされない深刻な問題が進行している現在、本特集は問題点を含みながらも、重要な課題を提起していると言えるであろう。(青水司)

(9)

『歴史評論』78年9月号(341号)は、「現代歴史学の諸潮流」と題する特集を組み、津田秀夫「歴史学の方法論をめぐって」、金原左門「現代歴史学の『リヴィジョニズム』覚え書」、高橋章「アメリカ『ニュー・レフト史学』」、野村達朗「アメリカ労働史研究の新しい潮流」、早島瑛「ヴェーラーにおける社会史の諸問題」、巣山靖司「『第三世界派』の理論構造」、黒田俊雄「朝鮮における歴史学」と計7本の論稿を掲載している。

朝鮮を除く社会主义国、西欧を除くヨーロッパ諸国の動向を欠くとはいえ、歴史学界の近況を世界的視野でとりあげたものとして注目される。

これらの論稿のなかでは、津田論文が日本の歴史学の今日的状況を直接とりあげた他、金原論文がアメリカの動向と交錯させながらこれに言及し、早島論文もこれを念頭におきながら西独の動向を紹介している。その今日的状況とは、一言でいえば「社会史」、「民衆

史」などの盛行にみられる従来のマルクス主義歴史学の方法にたいする批判や反省の気運ということができよう。

津田論文では、社会経済史学会1978年度大会の共通論題報告の基調となった『深層への歴史学』のもつ方法論的問題点を検討している。『深層への歴史学』とは、フランス社会史研究を代表する「アナール学派」の提唱するものであり、日本でも76年9月のJ・ルゴフ講演（『思想』76年12月号訳載）を契機として、山口昌男氏らにより、積極的な紹介が試みられつつある。これにたいしては、すでに逕塚忠躬氏の批判（『歴史学研究』78年4月）があるが、津田氏は同大会の報告がこれを「黙殺」したことによる異議をはさみつつ、4点にわたって方法論上の批判を加えているが、その要点は次の2点につきる。①発展段階論に対置された「機能一構造論的歴史」では、「長期変動」という動態把握が導入されるが、これでは「歴史発展における変革の問題が回避される」。②「社会経済にかんする歴史現象を生み出す人間の心性的環境」をとりあげるというが、これは「理性による解決を放棄することによって、対立や矛盾を回避しようとする」ものである。津田氏は「構造的見地」と「運動的見地」の統一を対置し、最後に「『深層への歴史学』が現実における先進帝国主義の支配原理を、人間的智慧では規制できないものとして容認するための歴史学となりはしないかと案ずるものである」と結んでいる。

金原論文では、津田秀夫氏の最近の研究業績を日本における「リヴィジョニズム」の具現として高く評価しているが、氏がおおむね肯定的に用いている「リヴィジョニズム」という用語の限定がさだかではなく、アメリカのそれと日本のそれとの共通点と差異はどこにあるのか、著者自身「体系だった検討にはいたっていない」とはいうものの、なぜ「リヴィジョニズム」が「歴史家としての自覺的態度と変革の実践科学としての歴史学を培養していくうえで積極的な意味をもちうる」のか、もうひとつ説明不足ではなかろうか。

早島論文は、「西欧社会史研究の一動向」として、

その旗手ともいいうべきH. L. ヴェーラーをとりあげ、彼の経歴にもふれつつ、その研究の特徴づけをおこなっているが、その評価はきわめて慎重であり、むしろ「全国いたるところギルドの網におおわれているわが国歴史学の現状」のもとで、「ヴェーラーの伝統史学に対決するその旺盛な闘争精神と精神的な知的活動に学ぶことが提唱されている。

ところで、以上とりあげた三つの論稿に共通するのは欧米における「社会史」的潮流にたいする注目であり、『歴史学研究』78年10月号も古賀秀男「イギリスにおけるヒストリー・ワークショップの活動」で、その一端を紹介している。

この社会史研究の日本への紹介の契機としては、さきの社会経済史学会の動向にみられる反マルクス主義の立場からの意識的な導入（社会経済史学会は近年「数量経済史」という近代化論の手法を重視してきた）とともに、マルクス主義歴史学内部の反省（たとえば、『歴評』78年2月号の黒田俊雄論文は、その「俗流化・硬直化」を指摘している）もあずかっていることは否定できない。その動きはすでにいわゆる「民衆史」研究という形で手がつけられてきており（『歴評』78年5月号の永原慶二論文では、「人民闘争史」ではなく、「民衆史」を現代歴史学の課題の一つとしている）、その方法をめぐって文学との関連についても討議がおこなわれている（『歴史学研究』78年6月号特集「歴史研究と文学」、このうち西川長夫「歴史研究の方法と文学」では、民衆史研究をリードしてきた色川大吉氏を批判している）。

さて、こうした歴史学の今日的状況が、従来科学的な社会経済史学が嘗々として築いてきた社会発展の基本的な枠組・法則に関する成果を無視あるいは軽視したり、デモクラシーやファシズムという生きた概念を、「憲法=戦後民主主義」とともに乱暴に投げ棄てるという一部の「歴史家」（伊藤隆氏ら）の「活躍」の煙幕として利用されることにならなければ幸である。ともあれマルクス主義歴史学にとっては、一つの試練の時代を迎えていることはまちがいない。これを

雑誌文献紹介(1)

うちやぶるのは、なによりも今日的課題意識であり、課題の設定こそが新たな方法論を生み出すことを銘記すべきであろう。

(坂本 悠一)

【追記】 雜誌文献紹介の内容は、執筆者個人の責任にもとづくものであり、本研究所としての見解・評価を意味するものではありません。(編集局)

読書案内

H. パーソンズ『ヒューマニズムとマルクス思想』

本書は、アメリカの数少ないマルクス主義的哲学者の一人たる著者の主著の核心部分を抄訳したものである。マルクス主義を非人間的な全体主義と同一視する風潮のいまなお根強くはびこるアメリカの地において、著者はマルクスの思想的本質を近代ヒューマニズムの継承・発展において位置づける作業に格別の重要性をみいだし、本書のなかで注目すべきマルクス主義的人間論を展開している。すなわち本来、人間は「自殺する自由」ではなく、生命を肯定し、人間的能力の全面発達の欲求=衝動をもっているのではないか。空気を求めて、食物を求めて、生命的実現を求めて泣きさけぶ乳児の姿が、そのことを雄弁に物語っているではないか。そして総じてヒューマニズムとは、人間の否定に抗して、人間の実現(人間の人間化)

を願う思想的立場を意味する、と。

しかし、孤立・敵意・屈従・搾取の横行する現実のブルジョア社会は、「人間からの人間(性)の疎外」の社会であり、人間的発達の途には、幾重もの障害がつみ重ならざるをえない。しかし、強大な資本の力といえども、人間の実現という欲求までも窒息させ、絶滅することはできない。そして「人間の真に健康な本質は障害に直面したときに現われるものである。これは生産力が生産関係の『桎梏』を克服するというマルクスのテーゼの人間学的基礎である」と著者は力説している。

訳文はやや生硬であるが、紙面から著者の気迫が伝わってくる労作である。

[古田光監訳、合同出版、1978年]

(藤岡 悅)

研究所総会と研究科開講式を終えて

新体制以来4年目をむかえた基礎研は、この9月以来、新年度への移行のための重要な行事をおこなってきました。その主たるものは、第一に9月17日の研究所定例総会、第二に夜間通信研究科第4年度開講式です。

研究所総会は、最初の代議員総会としておこなわれ、東京以外の全支部の代議員全員の出席で開催されました。議事は例年どおり午前中に理事会からの年間活動、方針報告、決算、会計監査報告がなされ、午後一般討論にうつりました。

報告の力点は、この3年間の活動の経験と成果の確認にもとづいて、今後の中期的課題を展望した組織建設をいかにおしすすめるか、そのための「基礎研思想」を全所員に徹底し、全員参加にもとづいた創意ある地域基礎研をいかにつくりあげるか、という点におかれ、労働者とともに研究していく成果を地域的にもひろめ、検証していく一つの手立てとして、「地域巡回講座」も積極的に企画していくことが提唱されました。最後のあいさつにたった重森理事長の表現によれば、「どういう稼業も『地方巡回』の訓練で試されていかないとだめだということであり、一つの運動や研究活動の成果も各地域にひろめ、根ざしていく努力をぬきにしてはほんものにならない」ということ。この点の確認にもとづいた活動スタイルが強調されたわけです。

総会の討論では、高知からは従来の『経済科学通信』読者との不充分な交流という点に反省を加えた、高知支部独自の地域読者への通信活動とか、研究所の共同研究を拠点にした駿場での研究活動への積極的参加という経験が報告され、大阪からは「地域に根ざした研究」の一環として、近畿経済のプロジェクト研究

にとりくむ。研究会では研究会後の喫茶店などの雑談といったソフトウェアをくみあわせて運営することが重要である、との発言がありました。労働者を中心とする広小路支部からは、働きつつ長期にわたって研究していくための夜間通信研究科とはまたちがった総合的カリキュラムと指導の必要性が強調され、大学院生の多い衣笠支部からは、大学院の研究会とは異なる基礎研独自の基礎研らしい研究活動のありかたを、今後も検討していくことが必要だと「悩み」が報告されました。

総会全体は、各支部が研究所全体の全ての活動にわたりて、より大きな責任をもってのぞまなければならぬという自觉と思想に裏打ちされて、内容のこもった討論をよびおこし、最後には満場一致で議案が可決されました。

次に10月15日の研究科開講式は、新入研究生約20名と所員等をあわせ約80名の参加でおこなわれました。式は細野武男先生の記念講演をあいだにはさんで、研究科の説明、各学科の内容紹介と今後の運営についてのうちあわせの順で運営されました。会場にあたった京都府立大は京都中秋の風情をそえ、新年度開始にふさわしいすがすがしい開講式となりました。

細野先生の講演は戦前の体験をふまえた感銘をよぶ話で、有事立法問題で緊張する現在の政治情勢にも合致して、参加者一同に明日への活動と研究の意欲をかりたたせるものでした。式後、研究所に場所をうつしたささやかなコンペでも、先生をかこんだなごやかな歓談がなされました。時をたつても忘れ、飲みものやソマミこそ見ばえのするものではなかったにせよ、楽しくかつ高らかな話と笑いにつつまれて、新しい年度のスタートがきられたわけです。

『講座・現代経済学 I』を読んで

杉 本 末 吉

『現代経済学 I』(青木書店)を経済学の新しい流れとして、期待をこめて一気に読んで感じたことは、発達した資本主義社会での人間の発達のことに対して、ある確信が持てたことです。私は労働者であり、いつも労働者の中に歴史の歯車の前進の芽を発見しようと全力をあげて、学習会などを日常的にくりひろげている関係上、新しい分野への理論的アプローチに対して深く敬意を表しています。

さて、私なりに特に気づいた点を指摘しますと、第1章、III、自動化と専門化のメカニズム(35ページ～38ページ)に関してです。私のように大企業労働者と共に学びあっている者にとっての最大の関心事は、特に労働について「労働が人間を作った」レベルの解説とともに、「現代の労働はなぜ苦痛となるのか」ということを深く掘り下げて、その中にはらまれている人間解放のエネルギーを発見することにあります。そのための素材として、私のささやかな体験での労働者の発言をとってみて、感想を述べてみたく思います。

- a. 「俺の作っているものは、何を目的にどういうことをとおして作られているのか、ということがわかれれば労働は楽しい。しかし、そうなっていない。」(プラント会社、男子労働者、25才)
- b. 「一度覚えると単純作業なので、頭を使っている感じがない。」(化学会社、男子労働者、24才)
- c. 「メーターを見て1時間おきにチェックするだけなので体力的には楽、5年間やっている。でも一人でやっているので気が狂いそうだ。」(化学会社、男子労働者、23才)
- d. 「自分の仕事がどうみても社会の役にたっていないと思う。どうせやるなら社会の役に立つ仕

事をしたいと思う。」(電気会社、男子労働者、27才)

さて、以上の労働者の発言では、なぜ労働が苦痛になるのかを解明する手がかりを得るために、発言を4つのサンプルに分けてみたわけです。

本来の労働、つまり人間を発達させゆく労働は、第1には目的性つまり結果を想定することに本質があるが、現代では目的を企業が決定し、それを労働者に押しつけてくるわけであるから、aの発言のように苦痛を感じるようになると思われます。第2には労働過程の中での発見・発展が必要であるにもかかわらず、現実の作業が単純であることから自分自身の発展が奪われ、bの発言のように苦痛を感じるようになると思われます。第3には、集団性を得た律動状態が必要であるにもかかわらず孤立放置される結果、cの発言のように苦痛を感じるようになると思われます。第4には、社会的分業における自らの労働の位置がわからなくなっているという理由から、dの発言のように苦痛を感じるようになると思われます。

以上検討しましたように、現代の大企業では多かれ少なかれ労働にとっての必要な4条件のうち、全部あるいは一部が労働者から奪われているので、人間をだめにする状況が作り出されるのでしょう。しかし、労働が人間を作ったのだから、苦痛を感じる労働をなんとかしようという方向、つまり労働にとって必要な条件を奪いかえそうという方向で労働者の闘いは進む、即ち大工業は一方で人間をだめにする労働条件を生み出してゆくが、他方で人間の全面発達・解放の条件をも作り出してゆくのだと思います。

こうした解放の条件の解明には、第1には多くの労働者が人間否定の状況をなんとか打破したいと思って

いることの内に含まれている意味の解明、第2には生産の社会化と生産体系の変化からの意味の解明、第3には技術の変化、労働内容変化からの意味の解明、第4には労働者の反発、闘いの組織化からの意味の解明が必要となるでしょう。それと現代企業における労働者支配方式との関わりで、現代の労働は労働の解放という視点からすれば、どこまでできているかを歴史的段階として解明することが必要であろうと思われます。

自分の学習（集団的学習）体験から「現代の労働がなぜ苦痛を感じるのか」という点に関して意見をのべ

てみました。苦痛の根源には資本主義的所有があることはもちろんですが、職場での実践的前進のために「所有されているからだ」というレベルを越えて、「自分たちが目的を持って、日々新しい発見をし、発達し、しかも仲間と協力共同し、更に全国民に役立つ労働」はどうすれば可能かを実践的に解明することが必要だと考えます。

より一層の「人間の発達の経済学」研究の前進に期待したいと思います。

○…「田舎の学問より京の昼夜」ということわざが最近身にしみる思いです。田舎の生活は良いのですが、全く刺激がなく困っております。上記のことわざも全面的に納得している訳ではなく、ひとふんばりをしようと思い、現在、仲間を探している最中です。

そうした中で、「働ききつつ学ぶ」仲間が本紙を通じて伝わって来てくれますので助かっています。学生の頃未了の資本論も残りの分を取り組みたいと思っています。
(勢・鹿児島県・公務員)

○…大学院（修士）を修了し現在大学の生活協同組合の活動に従事しております。

すでに、学窓を立って5年以上の才月が流れてしまい、真剣に「働きながら学ぶ権利の行使のためには、自らが努力して、挑戦しなければならないと痛感しています。

幸いにも、『日本の科学者』(1978.4) の坂井昭夫氏の論文と、『講座現代経済学』の発刊を機に、協同組合に関した学習研究を、思い切って深く進めようと決定しました。

基礎研運動に、私たちのような立場の者は、大いに励まされ、かつ、大いに敬服する次第です。

(鷲見・岐阜県・生協職員)

○…大衆版になって以来の読者です。No.22では光岡博美氏の「労働者階級状態論に関する覚書」を興味深く読ませていただきました。現代日本資本主義下における労働者階級の状態をトータルに把握する課題は、労働者階級が「人間」の道を歩くために理論的に寄与するという意味でも重要な問題だとおもいます。また、これにかかわって『現代思想』No.31の真田是先生の「現代生活の理論」の働く国民の主体形成を促進する契機と阻害する契機の両面を正確にとらえようとする理論的・実践的決意に注目しています。

(西村・鹿児島県・漁協職員)

『経済科学通信』執筆要項

I 概要

- (1) 原稿は200字詰用紙を使い、横書きにすること。
- (2) 本誌の読者の大半は労働者であることに留意し、叙述は平明な口語調に徹すること。長い文章や晦渭な表現はつづらむこと。
- (3) 数字は原則として、すべてアラビア数字（算用数字）を使うこと。

II 節・項の区分のしかた

- (1) 節題数字はローマ数字Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…を使用し、項題数字は(1), (2)…を使用する。
- (2) 数字のみ記し、第Ⅰ節などと書かない。

[例] I 労働と技術
(1) 労働手段体系説

III 文章の表現

- (1) 句読点は、（コンマ）。（読点）とすること。
- (2) 傍点は・とし、その文字のうえにおくこと。
- (3) 接続詞、副詞、助動詞はなるべくかな書きとし、とくにあて字などは避ける。

[例] あくまで（飽迄）、あるいは（或）、いずれ（何）、なかんずく（就中）、いわゆる（所謂）、おそらく（恐く）、および（及）、…ごとに（毎）、さらに（更）ちょうど（丁度）、できる（出来）、ないし（乃至）、ほとんど（殆）、すべて（全・總）、また（又）、もちろん（勿論）、ゆえん（所以）など。

- (4) かな文字の反復は、文字を反復して書き、符号（ゝゝゝ）は使用しない。漢字の反復は符号（々）をもちいる。

[例] つづく。いろいろ。人々。国々。

IV 引用文について

- (1) 地の文にくみこむ ばあいは、カギカッコ（「」）でくくる。引用文中にさらにカギカッコをもちいるときは、二重のカギカッコ（『』）でくくる。
- (2) 改行して別組みにするばあいは、本文より1字右から書き、カギカッコ（「」）でくくる。
- (3) 本文中で書名を書くときは、『資本論』、論文名を書くときは、「現代の官僚制」というように記す。

V 注について

- (1) 本文中の注番号の位置は、右肩ななめ上とし、
1) 2) 3) …とする。

- (2) 注番号は、各節ごとに一連番号とし、各節末に一括してかかげる。
- (3) 注は、本文より一字下げて、原稿用紙の各マス目に1字ずつ書く。

VI 表・図のつくり方

- (1) 表および図は原則として本文中に入れ、そう入箇所を明記すること。
- (2) 表・図の番号は一連番号とする。
- (3) 表の体裁は次のように統一する。

[例] 第1表 ○ ○ ○

年	○○○	○○○	○○○
1960	10.5	20.8	50.5
1965	20.7	30.9	65.2
1970	30.9		78.4
計	○○○	○○○	○○○

注) (1).....
(2).....

出所) 『国連統計年鑑』1970年,
256ページ。

VII 引用文献の表示のしかた

- (1) 単行書——著者「書名」卷、発行年、ページ。
論文——著者「論文名」雑誌名、巻号、発行年月、ページ。

[日本語文献の例]

a 単行書

鈴木 諒一『国民所得の基礎理論』昭和40年,
153—160ページ。

b 論文

- マルクス「ユダヤ人問題によせて」全集第一卷、大月書店版、402ページ。
- 塚本健「ドイツ金融資本の資本市場」鈴木鴻一郎編『帝国主義の研究』昭和40年、53ページ。
- 田中敏弘「ヒュームにおける租税と経済」『経済学論究』第18巻第3号、昭和40年10月、415ページ。

[外国語文献の例]

◦J. W. Roe, *English and American Tool Builders*, 3. ed., 1916, pp. 134—135.

- (2) 繰返し参照の省略記号

- 鈴木、前掲書〔前掲論文〕、177ページ。
- (直後のばあい) 同上、174ページ。
- (直後のばあい) *Ibid.*, *ibid.*,
(直後でないばあい) *op. cit.*,

以上

誌代前納・滞納一掃のお願い

本誌は、労働と研究をつなぐ太いパイプたることをめざして、18号で活版化にふみきって以来、ここに活版第7号めを発行することができました。これもひとえに読者の皆様のおかげと、編集局一同深く感謝しています。この際、本誌の経営状況について報告し、経営改善への協力をお願いしたいと存じます。

下の収支表が示すように、①本誌の収入=売上高は、その2/3を定期読者の皆様からの購読料（前納原則）

「経済科学通信」収 支 表
(20~23号分, 77.8.1~78.10.16)

収 入	支 出
前月繰越 97,195	印刷代金 2,060,440
売 上 高 2,248,510	郵 送 料 285,575
(定期講説 1,523,360)	人 件 費 250,000
書 店 売 405,150	広 告 代 161,600
所内販売 325,000	諸 経 費 125,090
借 入 金 600,000	翌月繰越 63,000
計 2,945,705	計 2,945,705

期読者の誌代前納の原則が次第に空洞化しつつある点にあると思われます。事実、誌代の前金ぎれとなっている方は、昨年暮で読者総数の60%，滞納者はその41%に達しており、その滞納総額は411,800円にも達しています。

労働と研究とを結びつけるこの活版の紳を防衛する祈りをこめて、次の2点の実行を定期読者の皆様に訴えます。

- (1) 24号以前の誌代を滞納されている方は、至急支払っていただくこと。
- (2) 誌代前納の原則にのっとって、ぜひとも1年分の前納に協力していただくこと。

編 集 局

【編集後記】遅れましたが、昨夏の研究大会特集をお送りします。今号より内容を刷新し、「研究展望」「雑誌文献紹介」欄を常設します。研究の手引にご活用下さい。また、書き手の範囲を飛躍的にひろげるために、「執筆要項」を掲載しましたので、積極的なご寄稿・通信を心待ちしています。次号では、現状分析に焦点をあわせて、現代日本の階級構造分析の諸問題を特集する予定です。

経済科学通信 (季刊) 第24号 1979年1月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)

TEL (075) 255-2450

振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集委員	青水 司	池上 悅	尾崎 芳治
	木原 正雄	坂井 昭夫	佐々木秀太
	島 恭彦	重森 眇	田井 修司
	中谷 武雄	中村 雅秀	長島 修
	林 弥富	広瀬 幹好	藤岡 悅
	光岡 博美	森岡 孝二	柳ヶ瀬孝三

印刷所 博文堂印刷所

価格 1部 650円 (実費)

定期購読費 (年間4冊分) 2,500円 (郵送料300円)

講座 現代経済学

全6巻
46判上製

島 恭彦監修

労働と生活、日本の現実に根ざした現代経済学の創造的体系化をめざす意欲的な新講座！

編集委員 中村 哲／野村秀和
池上 悠／尾崎芳治

第3回配本 12月中旬発売／予定価格￥1700

III『資本論』と現代経済(2)

目次

序章	経済学と歴史変革	森岡孝二
第一章	商品と貨幣	後藤康夫
第二章	貨幣の資本への転化	尾崎芳治
第三章	剩余価値の生産	藤岡 悅
第四章	生産的労働と不生産的労働	重森 晚
第五章	労 賃	伍賀 一道
第六章	資本の蓄積過程	角田修一
	補論 アイルランド——イギリスにおける資本蓄積とアイルランド人労働者	本多三郎
第七章	資本主義の本源的蓄積	尾崎芳治
終章	『資本論』と貧困化論	成瀬龍夫
まとめにかえて——史的唯物論と経済	学・『資本論』第II部、第III部の学習と研究のために	池上 悠
付 マルクス・エンゲルス年表	マルクス・エンゲルス年表	

*既刊Ⅰ、Ⅱ
*全6巻の詳細は「内容見本」参照
IV以降は続刊

季刊 現代思想 第34号

特集 現代革命と労働問題

資本主義分析と危機論 大島雄一

先進的労働運動と労働者意識 元島邦夫

現代における労働者階級の概念 成瀬龍夫

階級構成の変化と労働運動の課題 黒川俊雄

大衆運動における法則性 中西五洲

一国社会主義論争とトロツキー(上) 上島 武

コミニテルンにおける人民戦線 山極 繁

戦術の形成過程 山極 繁

ベトナム反戦とアメリカ世論(上) 長沼秀世

現代企業グループ論の展開方向 坂本和一

国家論の課題と経済学の方法 長沼秀世

タנזニア——「農村主義」 岩倉登志

実験の一〇年 岩倉登志

河上肇における科学と宗教 岩津秀典

金芝河——詩とたたかい 南宰洙

読書ノート・読者のページ ほか

12月15日発売

¥850

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60/電話(292)0481
出版図書目録/1979年版をお送りします。 ¥70円

